

## 平成26年知立市議会 3月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成26年3月14日（金） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	田中 健	永田 起也	坂田 修
石川 信生	村上 直規	風間 勝治	高橋 憲二

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	池田 立志	総 務 部 長	今井 尚
総 務 課 長	岩瀬 博史	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	高木 洋幸	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	加古 和市	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	伊藤 武男	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	議 事 課 長	島津 博史
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第1号	知立市附属機関の設置に関する条例	原案可決
議案第2号	知立市職員定数条例の一部を改正する条例	〃
議案第3号	知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第4号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第5号	知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例	〃
議案第6号	知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第14号	知立市社会教育委員に関する条例	〃
議案第15号	知立市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	〃

議案第16号	知立市文化会館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第18号	指定金融機関の変更について	〃
議案第19号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第6号）	〃
議案第24号	平成26年度知立市一般会計予算	〃
議案第27号	平成26年度知立市土地取得特別会計予算	〃
議案第31号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第7号）	〃
議案第33号	平成26年度知立市一般会計補正予算（第1号）	〃

午前9時59分開会

○田中健委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は17件、すなわち議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第27号、議案第31号、議案第33号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第1号 知立市附属機関の設置に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

本会議で附属機関の条例設置について、幾つか議論をさせていただきました。きょうも関連する資料が出ていますが、ちょっと資料の説明いただけませんか。

○企画政策課長

お手元のほうに資料A3とA4でお配りのほうをいたしております。

まず、小さいほうの資料でございます。これは要綱設置の審議会等の一覧表ということで、現在、知立市の附属機関に類する設置ということで要綱で設置しているものが両面、裏の面を見ますと68ございます。こちらのほうの中で、私どもの附属機関の定義と附属機関に該当するか非該当するかという基準のほうを以前、委員の皆さんにお配りした基準をもとに、対象となる会議体の実際の運用等をヒアリングした結果、こちらのほうの今69ある中で黒い塗ってある部分、こちらを要綱から条例化するというので、ナンバー21、障害者地域自立支援協議会からナンバー28、老人ホーム入所判定委員会、ナンバー31、ナンバー32につきましては一括して介護保険等審議会条例の中に盛り込むということで、こちらのほうは、また2項を1つにして附属条例のほうへもっていっております。

それから、ナンバー34、ナンバー35、保健対策推進協議会、裏面にまいりましてナンバー38の食育推進会議、こちらのほうは保健対策食育推進会議に統合いたしまして個別で条例化のほうをしてございます。

それから、最後のナンバー54、こちらのほうを要綱から条例化のほうに位置づけるということで一覧表とさせていただいております。

小さいほうの資料は、以上でございます。

それから、大きいほうの1枚になってございます。こちらは条例設置の審議会等の一覧表になってございます。これは既存の条例から附属機関条例、こちらに移行する審議会を表記してございます。黒く表記してありますナンバー2、ナンバー7、ナンバー18、ナンバー20、ナンバー22、裏面にまいりましてナンバー38、このスポーツ審議会というのは今回新しく条例で設置する審議会で、現在はないんですけども新規で設置するというので一覧表とさせていただいております。

以上でございます。

○高橋委員

御説明いただいたんですが、条例で設置をされている諮問機関、あるいは条例設置ではないが要綱等で諮問機能的な役割を果たしているものについて、どこで線を引いて今回御提案のような別表一覧に載せることによって明確化していくのかということが本会議でも議論になりましたね。

私、改めてそこでお聞きするんですが、今議会で上程されております条例、これは私どもの所管に属してないものですが、例えば議案第10号 知立市次世代育成支援対策推進協議会条例、これは名称を変えるということでありまして、これも諮問機関である子ども子育て会議というものについて明記するという内容ですね。

さらに、議案第12号 知立市保健対策食育推進会議条例、これも見出しの推進会議を条例で明らかにするというので諮問機関の設置を個別条例でうたうという形になってるわけですね。

さらに、議案第15号 知立市青少年問題協議会条例、これも知立市青少年問題協議会というもの

の条例改正ということですが、諮問機関としての青少年問題協議会について個別の条例で述べていると、こういうことになっておるんですよ、今議会だけでも。

つまり、今申し上げた第15号、第12号、第10号は、もともと単独の条例で諮問機関をうたう必要がないわけですし、今回の附属機関設置に関する条例の別表にうたい込めば用が足せると、こういうものになるんじゃないですか、どうですか。

○企画政策課長

まず、個別で条例化というお話かと思えます。例えば先ほどの議案第15号 知立市青少年問題協議会でございますけれども、そのきょうお配りしました根拠の中にも書いてございます。地方青少年問題協議会第1項第1号のできる規定というものがございまして、その第6条で条例で定めるということであり組織及び運営の事項も条例で定めるというような内容になってございますので、今回一括で定めた条例は規則のほうでそういった組織及び運営のほうを定めるような形をとっておりますので、この場合、条例で組織及び運営のほうを定めるという内容でございますので、こちらについては条例のままということとさせていただきます。中身でございます。

○高橋委員

後の2つの議案はどうですか。

○企画政策課長

ちょっと今、御質問の内容が。

○高橋委員

私、3つ言いましたよね、今議会に提案されている。今、1つについては答弁があったんですが、後の2件の条例についてどうですか。

○企画政策課長

今回一括条例のほうにまず既存の条例から本条例に移したものについては、地方自治法を根拠にしているものについては、そのまま一括条例のほうにいつております。

だから、先ほど例にととえました青少年の問題もそうなんですけれども、個別法に根拠があるもの、あるいは個別に事情があるもの、そういった組織

の運営等を条例で定める等が書いてある記載がしてあるようなものにつきましては個別条例で残すというような判断のもとでやらさせていただいております。

次世代育成推進協議会を今回は子ども子育て会議に改正するという中身でございますけれども、こちらについても、この会議の設置根拠である子ども子育て支援法には同法第77条第3号に合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるという規定があることから、先ほどと同じような形で組織及び運営に関する事項も条例で定めるという判断をしておりますので、今回の一括化の対象からは外してございます。

○高橋委員

いろいろ言ってみえますが、今の答弁をずっとたどっていきますと複雑怪奇なんですよ。附属条例、附属機関を一括化されるというけども、こういうものが一括にするけども、どういうものは一括にしないのかという分水嶺というのが極めて複雑怪奇で、こういうふうにとまとめたものとまとめないものはどこが違うのかというふうに説明を問われたときに、これは私たちが今のような答弁ですと、はっきりこういうものはまとめたんだよということが言えなくなってしまうんですね。

それで、さっき言われた一括条例にしない最大の要因は、設置そのものも条例で定めることは明らかなんだが組織や運営についても条例でうたいなさいというふうになってるので、今回の一括条例ではそれが担保できないという答弁がありました。

それで私、ちょっと改めていろいろ見てみたんですが、例えば今回、知立市総合計画審議会条例から一括化されたのを見ますと、担任事務は本会議でちょっと議論になりました、いろいろ書いてあります、こういうものの諮問を受けて答申をするんだという担任事務がありますね。それから、委員の定数もここに条例になってます、別表に。そして、委員会の構成、どういう人たちから委員を選任するんだという、これは法律で決まっておったりしますからね、個別に。この会議はこうい

う人たちから選びなさいということを法律が求めている、あるいは会議の性格上、こういうところから入れたいということも条例でうたいたいということから、委員の構成についても別表にうたわれております。そして、委員の任期もうわれております。

しかし、委員会の運営は今回出していただきました議案第1号参考資料というのがありますね。あるいは規則が2つついてます、参考資料の中にね。よくくらないと出てこないんですけども、2つ出ておるんです。ここに何が書いてあるかと言いますと、ここに組織、会議の持ち方、あるいは誰がその会議を執行するのかという運営についてここに書いてあるんです。

ところが、この部分というのは今まで条例で書いてあったんですよ、みんな。組織及び運営の仕方。会長はどうやって決めるか、審議はどういう状況であるのか、評決は過半数の出席のもとで過半数でやるんだということは全部運営についても条例で書いてある。

ところが今回、そこが全部規則に格下げになって、さっき私が申し上げた名称と担当事務と定数と委員の構成と任期は条例で明確になったが会議の運営については条例から外れて規則になった。これは先ほどの答弁ではないが、組織と運営についても条例でうたえということがある場合については、したがってまとめられなかったということを書いてみえるんですが、附属機関の組織と運営についても本来は条例でうたうべきではないか。規則に委任するというのは、ちょっと格下げになるのではないかと、この疑義が出るんですが、これはどういうふうにお考えですか。

#### ○企画政策課長

確かにまとめさせていただくもの内容については、今、高橋委員が御披露した内容でございます。条例で定めなければならないものについては条例で定めなければならない、あるいはできる規定のものについては規則という判断のもとで、うちは規則のほうでやらさせていただいております。

以上です。

#### ○高橋委員

今まで条例でうたってあったんです。条例でうたったほうが明確でしょう。例えば会議、どうやって会議を開くのかと。会議は規則の第4条、あるいは第3条、会長及び副会長。会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名すると。以下ずっと書いてありますよ、大事なことが。会長は附属機関を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは職務を代理する。以下会議、会長が招集し議長をやる。会議は過半数の出席でなければ開けない。可否同数のときは議長が表決する、以下書いてあるんです。これは大事なことですよ。これは今まで条例で書いてあったんです。個別条例で全部。

ところが今回は、個別条例にはこの種の会議の運営については一切書かれずに、全部規則に委任することになっている。これは私たち議会人からいうと、何でこんなふうに格下げにしなきゃいかんのかと、組織そのものを。これは明らかに格下げではないか。条例で丁寧にうたったほうが明確ではないかという疑念と疑義を避けたい問題提起として実感するわけですが、どうですか、ここは。

#### ○企画政策課長

確かに高橋委員のおっしゃる点もございしますが、この附属機関の設置条例の第5条で附属機関の組織運営、その他の事項は執行機関が別に定めるということで定めておまして、規則で定めさせていただいておる次第でございます。

#### ○高橋委員

そういうふうになっておるわけだわ。だけど会議の運営というのは会長が誰がやるのか、可否同数の場合はどうするのかということは原則的に極めて大事なことでしょ。これを今回は条例からペンディングして規則に委ねちゃったわけ。規則は議会の議決事件ではありませんから。

つまり、議決事件から重要な会議の運営については外したと。それを外してもいいからまとめて

外したんだと、そういうジャンルの附属機関をということなんだが、これはよく考えてみると、非常に重要な省略がここに挿入されていると。会議は会議の運営等についてをうたっておかれたほうがいいんじゃないですか。それをうたおうと思うと、いろんな会議の性格がありますからね、これは個別条例にしとかんとうたえないという側面があるんですよ。だから、これを全部切り離して規則に委任したということなんだが、ここは少し私はね、問題ではないかと。半年間でやったからいろんなそごがあるとおっしゃるけども、この点についてはどうですか。何で一々規則に委ねて条例から外してしまったのか。いかがですか、もう一遍答えてください。

#### ○企画政策課長

同じ答弁になるかと思いますが、一括の条例にさせていただく中で、その条例の中で別に定めるという方法でこういった形をとらせていただきました。

#### ○高橋委員

別に定めるのは条例で別に定められておればいいけども、規則に委ねているわけですよ。そこが問題なんですよ。条例は別表に全部書いてあれば問題ない。だけど条例別表に会議の仕方まで書きますと膨大になりますので共通項を取り出して別表化するけども、共通項にのっからないんです、なかなか会議の運営までは。だけど、それは附属機関の生命とも言うべき重要な側面を含んだ条項なんです、決まりなんです。これが規則に委ねられると。これはね、私、重大な考え方の違いではないかと思いますが、どう思われますか、企画部長。

#### ○企画部長

今回の整理の仕方なんですけども、まず考え方として総合条例というのがございます。これは、その附属機関の組織性とまた別に、その規定以外のものもうたっている条例です。これはそのまま残しておくしかしようがありません。附属機関の設置に関するものだけをうたっている条例、単独条例という言い方をしておりますけども、その設

置根拠が法律の場合、これは単独条例として残しました。設置根拠が法律でない場合、条例に定めて設置する場合、これはものによって全部一括化したと。

今回、規則でうたっておる部分があるというのが格下げだという表現されましたけども、私どもそれでなければ全部単独条例でいいのかという話もあるわけですけども、整理の仕方として、今後多分この条例というのはすごく出入りが多い条例になると思うんです。その役目が終われば廃止するし、役目が出てくれば、またもってくるという話になりますけども、今、整理の仕方としては、そういう複雑だとおっしゃいましたけども、一応3つのカテゴリーで分けて今回整理したと。

それから、要綱に残っております審議会ですけども、これは一定の合議制があるかどうか。これは多数決、あるいは全会一致、そういうことで意見を一つにするかどうか、あるいは会長、副会長等の組織性があるかどうか、こういうことで条例にもってきたということでございます。

今回の整理の仕方として、議事運営を規則にもってきたという整理の仕方しかなかったということなんです、これは1つこの条例の序章ということで、まだ第1章が始まってないという投げかけなんですけども、今後これはもちろん研究していく材料かと思っておりますけども、今回こういう整理の仕方をさせていただいたのが一番シンプルで市民の皆さんにもわかりやすい形だと思っております。

#### ○高橋委員

序章だと、本会議でもその種のことをおっしゃいました。しかし、序章であることを考慮しても序章で重大な瑕疵があれば、これは序章であれ何であれ、正していくということになります。これは議案として出されておりますから。

それで、例えば中小企業振興基本条例のように基本条例の中に振興会議がうたわれてますよね。あれは附属機関ですよ。そういうふうには本会議でも出ましたが、私たちは、そう変えました。あの条例をとってね、振興会議だけを取り出して個別

条例に今回提案のここへ当てはめようということについては、それはやってやれんことはないですが、その全体の枠の中で設置条例そのものの中に審議会、附属機関がうたわれておるわけですから、あえてそれは取り出しませんよというお話でした。それはよく理解できます。

今回まとめたのは、そうではなくて、附属機関が単独、単体で泳いでいるものについては、それを全部別な貯水池に入れて、そちらのほうで管理すると、一括すると、こういう御説明もわからないわけではない。

ただ、私、冒頭に申し上げたように、今回御提案の他の条例にあっても附属機関そのものを提起した条例でありながら、個別条例として残すんだと、それは地方自治法以外の法律で決まっているものについては残すんだと、個別条例で、こういう御指摘になりますと、個別条例で残るものと同じ水槽に入ってくるものと二通り発生するんですよ。これはなかなかわかりにくいんです、ちょっと申し上げたい、わかりにくいなど。そこまでしてそろえる必要があるのかと、一括化する必要があるのかという疑問がそこで湧いてくるんですよ、そういうことなんですよ。

だから序章なんだが、聞きますけども、最終的にはどういう形になってくるんですか。今言われる、今回御提案の第10号、第12号ですか、もう一つ、3つありましたが、これらは単独条例として残ると、これからもということなんですか。序章だけでも、最終的にはどういう形を想定されていますか。

○企画部長

最終的な形がわかっておったら、そのまま今回出したと思うんですけども、まず、その単独条例につきましては、設置根拠が法律であるかどうか、この2つの分け方だけです。これは法律改正があればその条例をいじくらなきゃいけないかもしれませんが。その他につきましては、できる限り1つの条例でまとめた方がいいということが今回の提案でございます。最終形がわかっておるわけでございます。この一定の物差しについては、今後このま

まいきたいと思いますけども、各枝葉の表現につきましては、私ども、いじる必要があるかなと思っておりますけども、今回の整理の仕方の物差しと分ける基準、これだけは今後も守っていききたいなと思っております。

○高橋委員

例えば国保運営協議会というのがありますね。これは明確な諮問機関ですね。これは法律事項です。条例化しなくてもいいということですよ。そういうものは法律で設置義務があるので、それは法律に委ねると。そういうものでないもので、なおかつ諮問、答申、附属機関的な役割が必要なものについては条例化していくと。だけど、その条例の中にも地方自治法でうたわれたものと個別法でうたわれたものについては、そこにもまた幾つかの差異があるんだということになると、まとめるとおっしゃっても、おのずとそこにはまとめ切れない分水嶺がありまして、複雑さが当然残るということですから、今回試みの案としてこういう形でおまとめになったということを私は否定はいたしません、もう少し展望と見通しとわかりやすさをばちっとできるような提起と提案が前提に必要ではないかというぐあいと思うんですね。だから話が難しくなってるんです。

私、本会議でも申し上げたように、報酬審議会の報酬ですね、この点についてもどういう会議の持ち方をするのか、出席委員は何名の場合に成立するのか、あるいは可否同数の場合はどうするんだということは今まで条例で書いてありました。ところが今回は、先ほど言ったように、条例から外れて規則に委ねる。これは一括化のためにそうなったんですが、これもちょっと私は気に入らんですよ、格下げになるということ自身は。

しかも、この条例の問題は、現行条例は市長に諮問義務を課している。諮問しなさいと。この統合条例は諮問義務までは課していない。ここにも単独条例をこういう形で集約する上で問題になるペンディングと言いますかね、うたい切れない側面が矛盾としてあらわれているんじゃないかというふう思うんですが、総務部長、これは改めて

聞くんですが、いいんですか、これで。

○総務部長

本会議のほうでそういうような指摘もありました。私のほうは、これにつきましては、本会議で答弁したとおりに、提案する前に特別報酬審議会というのは必須の委員会でございますので、わざわざそこうたってなくてもうたってくというような形で、本会議で答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○高橋委員

だけど、それはこんなふうに読めませんよね。だからこれは個別条例で残したほうがよかった。一括化することによってエキスの部分が飛んじやったというふうに思うんですよ。あなた、そうやって強弁されるけども、これは誰が見たってそんなふうには読めないです。

ちょっと聞きたいんですが、今回御提案の議案第4号、第5号、つまり特別職の給与について、1年間減額するよという2つの条例出てるんですが、これは諮問委員会にかかっておるんですか、報酬審議会。

○総務課長

その2つの条例については特例条例ということで審議会のほうには諮ってはおりません。

○高橋委員

これは、かけないかんのじゃないですか。

○総務課長

いわゆる条例の特別職、もしくは議会議員の皆さん方の報酬もそうなんですけど、報酬を定める条例の本文そのものは変えておりません。本文そのものは変えてないものですから、今回御提案する部分については、本則そのものはそのままということで、特例的に期間限定で減額を講ずるという措置なものですから、審議会に諮ることなく上程はさせていただいておりますけども、本文のほうはそのままでございますので、いいと思っております。

○高橋委員

これは、きょう私、条例持ってませんけども、議会に上程する前に諮問をするものとする、こ

うなっているんですが、その本体を触らずに部分的に、時限立法的に増減すると。ふやす場合もあってもいいんですよ、総務課長の今の答弁だと。時限立法的に増減される件については、本体をなぶってないので報酬審の審査対象、要するに諮問対象から外れると、これはどこに書いてあるんですか。ちょっとこれ、拡大解釈じゃないですか。

○総務課長

解釈の仕方だと思います。それで、おっしゃったように、特例条例なものですから増減ということはもちろんあり得るわけなんですけども、常識的に考えまして増額を伴うということについて本来の本条例を変えずに特例条例で変えるということは、これはもう禁じ手だというふうに思っております。だから、そういったことは全く考えておりませんし、減ずる場合のみ期間限定でということと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

そこには大分恣意的な解釈があるんですよ。別にそれ、いかんと言いませんよ。これぐらいの軽微なもので、しかも下げるんだから、一々諮問委員会開いて答申してもらうまでのことはなかろうというおおむねの常識事項と言いますかね、おおむねの諮問と答申と市長の権限との関係で、おおむねその程度ならば諮問せんでもよからうと、市議会も了解してくれるだろうという判断なんですよ。

だけど、それは条例本文を厳密に読むと、ほんとに総務課長それでいいのかと。上げる場合は諮問するんですかと、期間限定でねという議論も議論としては生まれてくるんですよ。そんなやばな議論をしようとは思いませんが、可能性として生まれてくるんですよ。条例というのは、そういう場合についても解釈で右行ったり左行ったりしないように、きちっとしたものでないとまずいというふうに私は思うんですね。

だから、あの条例は市議会に減じたり乗じたりする場合の議案を出す前には諮問しなさいよと、こうなっているの、原理原則から言えば、この

議案第4号、第5号の場合でも、基本的にはやはり条例の読み方としては諮問すべきではないかと。しかし、良識的、一般的に言って、それを省いたからといって直ちにそれが瑕疵になるというところまでの問題ではないにしても、厳密論で言えばそういうことになるんじゃないかというふうに私、思うんですが、条例の解釈上、どういうふうにかえられますか。

○総務課長

基本的な中身は、高橋委員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、今回特例条例的に期間限定で下げるということについて委員会の審議会の審議、諮問をなくして提案することについて、そういった行為が直ちに違法な行為になるとまでは考えられないということで、こういった措置をさせていただいておりますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思います。

○高橋委員

だから、諮問するものとするというふうになってあっても、そこには一定の範囲での解釈が、今の議論ではないけど、一定の解釈が存在しているんですよ。

今回の条例の別表には、それは書いてない。するものとするを書いてない。これは受け皿の任務について明確になったことは認めますけども、諮問義務を縛ることには全くなってる。以下、同文ですよ。他のものについても同文。諮問する場合にはこういう分野のものについてはここで諮問を受けますよということにはなってるけども、諮問義務を課しているわけじゃないということになると、これはこの条例では現行条例の内容を担保できないということになるのは明らかじゃないですか。どうですか。こんな中身で現行条例と同じですと、今の議論じゃないですが、書いてあっても解釈できるんだから、書いてなかったら、なおのことですよ。改めて答弁を求めたいと思います。これでは現行条例の規定を担保できないということは明確だと思います。

○総務課長

ただ、何度も同じ返答になって、大変申しわけないと思うんですけども、条例本体そのものの報酬の額を増額、もしくは本体の額を減額する場合もそうですけれども、その増減を伴う場合については、これは審議会をなぜ設置しているかというと、まさにその報酬の額を審議するために設置をしておるようなものですから、その条例本体の額を増減する場合については、これは額の多少増減にかかわらず、必ず審議会で審査をさせていただいて諮問をいただいた後に条例本体の改正を提案するというのが、これが鉄則だというふうに思っておりますので、それを省略するということは現在のところ考えられないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○高橋委員

だから、あなたが鉄則だとおっしゃるのは、現行条例で鉄則だと書いてあるから鉄則なんです。今回書いてないでしょう。鉄則だとあなたが認識しているのは、あの条例のイメージが下敷きにあるからそういう議論になるわけでしょう。

例えば市長の給与を多少下げの場合、本体を下げる場合、多少下げ場合はいいじゃないかという議論は今の条例では、その議論は発生する余地ありませんよ。全くありません。あなたのおっしゃるとおり。あなたの概念は、今の条例を客観的に理解しているからそういう答弁になるんです。

ところが、あの諮問するものとするということがなければ、多少の減額の場合には諮問しない場合があってもいいじゃないかという議論が生まれてきても、これは当然ですよ。だけど今そういう議論生まれません。なぜなら、あの条項があるからですよ。今回それを取っばらうわけでしょう。だから、それは明らかに質が異なる条例になっているんだと、ここは認めなきゃあ、あなた、現行条例を否定することになりますよ。ものとするものがなくても必ず実行するものだということになるわけでしょう。屋上屋だと、ものとするものというのは、そうじゃないですよ。あえてそれはしかけたんですよ、条例で。それを取るというわけですから、今回、取っても同じじゃないか。それ

は  
今のペースがあるからね、あの条例があるからそういう認識は変わらないだろうが、あの条例が取れたときにどういう解釈が生まれてくるのか、そんなことは予想できないじゃないですか。だから私は、たがをかけておいてくださいと言っているだけです。これは本会議の続きになるんですが、総務部長、何で明確にされないんですか。明確にすればいいじゃないですか。

#### ○総務部長

本会議の繰り返しになるかと思いますが、今の議論を聞いておまして、通常は議員の報酬、うちのほうの3役の給与、そういったものにつきましては報酬審にかけて7万人の知立市の報酬、給与については、これが適当であるかというようなことを判断してもらうというような会議でございますので、先ほど言ってるような特別条例というのは、そこからまた額を、それは政治方針で下げるとい形になりますので、それはもう異質だというふうに思っております。

それから、うちのほうがこの特別報酬審議を開いて議会に上程していくというよう額は減るにしても下げるにしても、そこが根拠のよりどころになりますので、そこを外すということは、実際に考えられないと。そのためにつくった委員会です、その委員会を別に通さんで上げていくということ自体が私はそこに書いてなくてもそれは必要ないではないかというような、委員会自体がそういう委員会でございますので、何のためにつくったんだというような話になるかと思っておりますので、そこまでは必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○高橋委員

そこで突っぱねるんなら、私は賛成できないんですね。私は、この別表は諮問すべき事柄について明確になったと。委員の数も委員の構成も委員の任期も明確になる。だけでも首長が、どういう場合に諮問しなければならないのかについては明確になってないです、この条例は。どういう場合

に諮問しなければならないかということについては明確になってない。

それは私、本会議でも言ったように、市長の諮問権、そこまで縛る必要はないと。どういう場合に諮問するかというのは市長が判断する、皆さん方が判断すればいいことだと私、思うんですね。そのかわり、その判断が間違っただけには叱責を受けるかもしれませんが、そこまで首長の執行権を縛ることは、私は不適切だというふうと考えております。だから、それぞれどういう問題が起きたときにこの委員会が発動するかということは明らかになったんだが、どういう状態のときに委員会が開催されるかというのは、必ずしも明確じゃないんです。その他重要な場合にはとかなってあるでしょう。だからそういうことで、市長の諮問権を担保しているわけです。

ところが、あなたそうやって力まれるけども、報酬審についてだけは上限を議会に提案する場合には、あらかじめ諮問をし、答申を受けるものとする、縛りが入っている。それは常識だとおっしゃるけども、縛りが入ってるから常識になっておるといだけのことで、この縛りを今回取ろうというわけでしょう。縛りを取るけども、そういうふうに解釈するのは当たり前だとおっしゃっておりますよ、そんなことは。だとして明らかに異なる条例になっているのではないかと。

だから、先ほどから出てるように、異なる条例にしてまでここで統一化する必要はない。異なる状況になることを前提にここで別表にうたう必要はないから、私はこれを戻してくれと、報酬審だけはもとへね、そのほうがシンプルだしわかりやすいし、今もそれで生きとるわけだから、何も序章の始まりとしてここに放り込んでもらう必要ないじゃないですかということをおっしゃるを得ませんよね、今のような答弁のやりとりだと。だって今は何の問題もないんだもんで。報酬審議会のあの条例があることは何の問題もない、何の疑義もない。あなたと私は共通の条例で認識しておく。今回そうじゃないと、活字を変えさせてくれと、

こちらのほうの意見にみんな集まってもらんだと、コイやフナは。入れたけども、その入れ方に疑義があるんじゃないかという私、言っておるんですよ。だったら、その条例やめて、さっき企画課長がおっしゃるように、疑義のあるものについては別条例で残されればいい。火種は、あなたのほうから出したんですよ。そう言わざるを得ないじゃないですか。何で無理に議論が起きるような、解釈上、矛盾が起きるような条例をここへ統合しなきゃいかんのか。単独条例で残してもらいたい。そう思いますね。

○総務部長

いろいろ本会議からそういうような指摘をいただきました。企画部長のほうもこれは一番初めの出足だというような形でございます。

それから、この条例につきましては、企画部が担当しております。法規のほうは総務部が担当しておりますので、一度今の指摘も含めまして、一度内部的に出すのか、出すというような形になりますと、その基本的なところが崩れてしまいますので、少しうちのほうの内部的な議論もいただきたいというふうに感じております。これにつきましては、企画部のほうと相談をさせていただきたい。

それで、今のことでございますが、条例ではなく規則のほうで見直し、協議が終わるまで報酬審の意見を聞くというような形を規則上の中でうたわさせて施行していきたいというふうに考えておりますので、少し企画部のほうとお時間をいただきたい。ただし、規則上の中では、この報酬審の中で条例でうたっていたものについてはのせていくというような形で考えておりますので、それで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

どういうことをおっしゃっているのか、ちょっとよくわからんけども、担保するものとするというふうに入ってないと、条例本文にね。だから異質だという疑義は残ると、今の答弁はね。だから今、序章なので将来的にはきちっとしたいが、条

例そのもので。将来的には取るということですか。うたうならうたうできちっとしたいが、今もう間に合わないですね、議案としては。規則というのは、どこをどういうふうに、さっき私、冒頭で説明したように2つ出てますよね。ここをちょっとなぶるということですか、どういうことですか。

○総務部長

企画部のほうと協議をするというような形で、それはどういう形になるかわかりませんが、一応知立市の附属機関の設置に関する条例の施行規則の中で職務等というところで第2条の第2項ぐらいに市長は条例を議会に提出するときにつきましては当該委員の報酬及び給与の額について、あらかじめ知立市の特別報酬審議会の意見を聞くものとするというような形を当面入れさせていただきたい。それで、条例のほうについては内部的な基準というものが、これを出すことによって崩れますので、少し出すのか出さないのか、結論はまだ出ておりませんが、内部的に協議はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

ちょっとおっしゃってることの輪郭は見えてきましたが、いいか悪いかはともかくね。規則のほうで、規則はあなたたちが議論して変更することは可能なんで、いただいた別表参考資料、議案第1号の知立市附属機関の設置に関する条例施行規則の第2条ということでした。今、第2条の職務のところ、附属機関は市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べると。これは当然だね。わかりやすい話だね。ここに1つ加えるということですか。加えて、報酬審の第2条か第3条かちょっと忘れましたが、あの項目をここへ入れ込むと。市議会に提出する場合には、あらかじめ特別報酬審議会の意見を聞くものとするというのをここへ挿入すると、2号として、そういう意味ですか。

○総務部長

そのとおりでございます。

○高橋委員

それで、そのそういう措置をとって報酬審を別表に入れ込むかどうかについては、除くかどうかについては、今、序章なので、再度議論を深める中できちっと議論をして結論を出したいと、こういうことですか。

○総務部長

企画部のほうと一度協議をして、そういうような形でこれが特別に抜いた場合のときについて、全体にうちのほうがつくった基準と崩れるではないかというようなこともございますので、その辺も含めて、一度もう再度協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

私は本会議で申し上げたように、報酬審を別表から除くということをすれば今の規則まで変える必要ないけども、これで条例出てますから、この条例を前提にして規則で今言った部分を担保すると。副市長、そういうことでよろしいですか。

○清水副市長

今回のこの提案をさせていただきました附属機関についての条例でございますが、本会議から今いろいろ御指摘をいただきました。やはり今の御指摘は非常に大事なことだというふうに思っております。別表に今回まとめさせていただきました、それぞれの担当事務ということで、それぞれの附属機関の仕事が明記されておるわけですが、これについては、どの担当事務についてもこれが必須のことだというふうに私のほうは理解しておいたわけですが、現行の例えば保育行政審議会でありましたら、これも少し表現がばくっとしておりますので、この部分、この部分というようなことではわからないわけですが、いずれにしても重要な保育行政に関するものは、これは保育審議会の御意見を聞くということは必須のことだというふうに私たちは考えておりましたので、こういう規定をさせていただきました。

ですけれども、先日来からのいろんな御指摘、これも大事なことだというふうに理解しておりますので、今、総務部長が申し上げたような点で、

その辺のことを担保することを一度考えたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、今回このような形で、できるだけ附属機関をわかりやすく規定をしていきたいという趣旨の中で、例えば過去にもありましたが、知立市の基金条例ですね、ああいったものも1つの基金条例というような形で別表で整理をさせていただいて知立市の一目で理解していただけるようなものを目指すような形で、この附属機関も整理をさせていただいているわけですが、なかなかそれぞれの事業ごと、目的ごとに相当一括でやるにはなかなか難しいことがあるなというのが検討の段階で見えてきました。

したがって、今回結論としてこのような形で出させていただくというようなことになったわけですが、繰り返しになりますが、そういった中での御指摘については、しっかりそれが機能するような形で今後、必要な措置をしていきたいというふうに思っております。

○高橋委員

シンプル化はとていいんですが、シンプル化することによって、その持っている本質的な役割が曖昧になるということがあるとすれば、シンプル化よりは本質的な重要な事項について、それを担保するというところに軸足を置くという、そういう選択も当然あってしかるべきだと。私は、そういう意味では報酬審のその部分というのは、そういう範囲の指摘だというふうに理解しております。

例えば保育行政審議会で保育料を上げる場合に諮問するののかということは規定がないんですよね。重要な事項と、まさにこれは。重要かどうかというのは、これは誰が判断するかといえば、これは市長が判断する。諮問するかどうか、さっき言ったように市長が判断します。そこまでの縛りがかかるのかどうかということ踏まえて保育審議会が必要な事項という書き方でほんとにいいのかどうか、これではちょっとばくっとしてわからんじゃないかという理解や議論もあるんです。今回、議論になってませんが、物は言ってますけど

ね。

だから、シンプル化することによって、その審議会の持つ重要な役割が曖昧になったり、より不明確になるという行為は絶対避けなきゃならんというぐあいに私、思ってるんで、そこらを踏まえて当面は今回議案が出ているので、先ほど総務部長が御発言のような形で規則で担保しながら序章の次の第2ステージと言いますか、その中でより精査をしていくという、そういう今、答弁だったと思うんですが、これ、いつごろにそういうふうになるんですか。

○清水副市長

これは、今回の提案させていただいたものを議決をいただければ、すぐにでも見直しの作業に入りたいと思いますし、もう一つ、これちょっと法規担当とも詰めなくちゃいけませんけども、今例えばの話で出ました保育料なんかの改定をする場合、あれも条例で規定をさせていただいてますけども、あの条例の中に諮問機関の意見は聞かねばならないというような、そういう決め方もあるのかな。

例えば特別職の報酬にしても、報酬の額を定める条例がありますけども、その中で変更の場合の規定をそういうところで一文加えて、附属機関の役割を担保するというような方法もあるのかなということも今ふと思いますので、確かに規則というのは、少し今回はそういうことで御理解をいただければ大変ありがたいと思いますけども、そういうことも含めて、今後全体的な見直しも含めて行わさせていただきたいと、早急にさせていただきたいと思います。

○高橋委員

わかったというふうにはちょっと言いにくいんですが、私の申し上げている主張している点については理解をいただいて、今日この時点ですり得る基本的な手だてはとって対応し、大至急見直していきたいという、そういう答弁だというふうに理解しておきたいと思います。

それで、もう一つ聞かせていただきたいんですが、条例施行規則、2枚あるんですが、最初の1

枚、第7条について御説明ください。

○企画政策課長

規則の第7条でございます。福祉体育館審議会に属する事務は地方自治法の第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務局の職員に補助執行させるというところの内容かと思えます。

地方自治法第180条の2につきましては、ちょっと条文読ませてもらいますと、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の委員会または委員と協議して普通地方公共団体の委員会の委員長、職員もしくはこれらの執行管理に属する期間の職員に委任し、また、これらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に関する機関の職員に補助実行させることができるという条項でございます。

福祉体育館の業務の中身の中には、身体の関係というんですか、福祉の関係の業務もございますので、執行機関、通常体育館の業務であれば教育委員会のほうでございまして、これも執行機関を市長の執行機関に委任するというところでこの行を設けまして、こちらの規則にのせたという経緯でございます。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時09分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

御説明いただきましたように、福祉体育館は市長部局の諮問機関のみならず、行政委員会ですね、教育委員会の所管事務でもあるので、この項目が入らないと調子が悪いんですね。

もう一つ次の規則を見てもらいましょうか。これは知立市教育委員会附属機関の設置に関する条例施行規則です。これは何がうたってあるかというと、知立市スポーツ推進審議会については、この規則で運用しますよということが書いてある。

つまり、別表のスポーツ推進審議会は、教育委員会部局の審議会です。だから教育委員会が諮問をしますよと、こういうことですか。この2つの規則の違い。要するに、諮問する諮問者が違うと。だから2つないと調子が悪いというふうに私は理解したんですが、そういう理解でよろしいですか。

#### ○企画政策課長

おっしゃるとおりでございます。最初の福祉体育館複合施設でございますので、市長部局と教育委員会がございます。このような形をとらせていただいております。

それから、後段の部分につきましても、今、高橋委員がおっしゃられたとおりでございます。

#### ○高橋委員

これも別表にまとめたがゆえに生ずる複雑な形になるんですね。今、私、条例持ってきたんですが、現行の知立市福祉体育館運営審議会条例、これは単独条例でこれを持っておればこういう複雑な規則の規定は要りません。

ところが、別表にまとめるために市長が諮問する部分と教育委員会が諮問する部分、教育委員会が所管する事項があるので、さっき申し上げた前段の規則の第7条をうたい込まないと調子が悪いと、こういうことになるんですね。これも別表にまとめたために生ずる措置なんですね。私は、こうした点もちょっと考えないと、まとめたがゆえに非常に関連する規定そのものが複雑になるということについてはいかがなものかと、こんなふうに思うんですが、どういう御所見でしょうか。

#### ○企画部長

各担当部局の条例まで私も全部把握しておりませんが、そういう不都合な点があるかと思いますが、今回の条例化の発端は、要綱設置の審議会このままでいいのかということが発端ございまして、その整理の仕方と、これは結構グレーゾーンがありますので、今後の議論となると思います。

それと、本来でしたら高橋委員、最終形はどうかと言われましたけども、単独条例もほんとは一

括化すると全部見渡せてチェックもしやすい状況になると思うんですけども、一つにまとめるということで、いろんなそごが出るかと思っておりますけども、これを一つ一つ消していくしかないと思います。今回こういう形になりましたけども、ちょっと元条例見ていないのでその比較できませんけど、今後の課題だと思っております。

#### ○高橋委員

私は、今要綱でうたっているね、要綱でうたうということは報酬ではなくて報償、お礼金歳出で、いわば理事者側の都合によってつくったりなくしたりということが可能という怒られますが、可能性の問題ですが、そういう形でつくったりしながら諮問をして市の大きな基本的な方向性を答申していただくということについては、ややその根拠づけが不明確ではないのかということで要綱規定の審議会に類するものについては条例に格上げして対応すべきではないかと、これは私はそのとおりだと思います。

しかし、全部やりますと、むしろあなた方の手足を縛ることにもなりますので、そこは一つの限界というのがあると思うんですが、恒常的に、なおかつ重要な問題を諮問したり答申していただく関係のものについては、要綱でうたうのではなくて条例化すると、これは大原則、鉄則だと思うんですね。そこを今回、4つか5つ、3つですか、要綱のものを条例化に格上げして明確にすることについては理解できるんです。その際に、できたら集約化したいということで、一緒に作業されたその中にそごが生まれてきておるというには理解いたしますけども、私が述べた幾つかの点については、今後十分配慮していただきたいというふうに思うんですね。

それで私、一つ聞きたいのは、知立市都市再生整備計画事業評価委員会という長ったらしいものがあるんですが、これは所管外なんで恐縮なんですけども、これは何をやる場所ですか。こういうものは常時あったんですか。書いてあるけども、読んだけどちょっとわかりませんね。都市再生整備計画事業の事後評価に関し、必要な事項を調査、

審議すると。どういうことをやる組織ですか。

○企画部長

人づてに聞いた話で、申しわけありません。この社資交の補助金で5年計画でずっといただいていく、後の評価をしていただくという委員会だそうでございます。

○高橋委員

社資交ですか、これは初めて聞いた。社資交って何のことかさっぱりわからん。私も大変時代おくれかなと思って卑下しておったんですが、社会資本整備総合交付金を意味するということですが、これは日常的に開かれておるんですか。この構成委員が学識を有するもの、地域団体または公共団体を代表するもの、その他市長が必要と認めるもの、任期は1年と、5人以内。どういうメンバーで、どれぐらいの頻度でやってみえますか。

○企画部長

ちょっと頻度はわかりません。毎年やっておるかどうかわかりませんが、最終年度は必ずやらないかんということらしいですということしか今、答弁できません。最終年度は必ずやらなければいけません、毎年やっておるかどうかが把握しておりません。

○高橋委員

最終年度は必ずやるというふうに、最終年度というのはどういう年度なんですか。どこから始まって、どこから終わるということですか。

○企画部長

現在の社会資本整備総合交付金が平成22年度から5年計画でずっといただいてきておりますので、平成27年度が最終年度だそうです。そこでは必ずこの評価が要るということでございます。

○高橋委員

今まで聞いてみえるんですか。どういう人が委員になっておるんですか。名前がわかれば教えてもらえませんか。

○総務課長

前ちょっと建設部というか、あっちにおったもので、少し聞きかじりというか、知ってますけれど

ども、これは前のまちづくり交付金ときもそうだったんで、知立地区と八橋地区と2つの地区で計画を立てたと。その際にも最終的に事後評価ということで評価が一番最初の交付の条件のときに事後で交付結果を評価して、それを報告するようということになって条件づけが、たしかあったはず。それで前回のまち交の際にも最終年度に評価委員に評価をしていただいて、その結果を国のほうに報告をしておると思います。そのまち交が、今度社会資本整備総合交付金の決定が変わったものですから、そこでも同じようなことをやっておるということで、最終年度はもちろん必要のはずですけど、あと、事業年度の途中で見直しを踏む場合があるものから、その際にも委員の意見を聞いて見直し内容をやるというふうに私は記憶しております。

ただ、委員の構成まで、私、直接携わってなかったものですから存じ上げませんが、たしかそういう内容だったというふうに記憶しております。よろしくお願ひします。

○高橋委員

これは、附属機関というふうに呼んでいい組織なんですか。附属機関というのは、どういうものかというのは地方自治法に書いてありますよね。これはまち交、社資交などの割り振りをどうするかということ内部的に詰めて皆さんやられますよ。これが妥当だったかどうかということ聞いていただく、評価していただくところなんで、これは諮問委員会なのかどうかということについては、ちょっと疑義があるんじゃないですか。どういう刷り合わせでこうやって条例になるというのは所管の部局ではないとはいえ、附属機関にするという点については大所高所からきちっと議論があったはずなんで、これはちょっと諮問機関なのかどうか疑わしい面があるんじゃないでしょうか。

○企画政策課長

私どものほう、分けてというんですか、定義をつけて条例化するか該当、非該当ということで、その該当基準の中でも外部有識者等が入っているということで分けさせてはいただいております。

から条例化のほうにさせていただいております。

○高橋委員

ということですが、この学識経験を有するものというのは、例えば大学の先生とか何か入っている。学識経験を有するものなんていうのは非常にわかりにくいという方で、市議員がぼっと入ったりするんですよ。らしい人がちょっと入っておる。何である人が。学識を有するものですよ。よくある話だわね。あれっと思うね。

だから、そういう意味でメンバーもちょっとよくわからないと。個別の名前言えということを書いておるんじゃない。どういうたぐいの人、たぐいという言い方は語弊があるけど、どういう人が入ってみえるのか。地域団体や公共的代表どうなるんだと。ほんとにこれが諮問機関としての衣装にふさわしい、任務にふさわしい組織なのかどうか、また、ほんとにそれが必要なのかどうか、諮問機関としてということは、ちょっと疑義が残るんですが、どうですか。

○企画政策課長

ただいまの委員構成のいろいろな分け方ということで、例えば学識経験を有するというですと、いろいろなところで大学の教授ですとか、あるいは、税理に関係するような専門なことですと税理士を入れたりとかといったようなことで学識経験を有するものというような考え方を持っております。

また、ほかのところでも医療関係者であれば医者ですとか、薬剤師の方、そういった職種の方を入れていくというような形にもなっております。

それから、そういったふうでそれぞれの審議会の中で、その委員会に必要な経験を有する、あるいは特別な知識を有する方としてそういった方を入れてるという考え方でございます。

○高橋委員

企画政策課長に御教授いただいて、ありがたいんですけども、具体的にどうなんだということについては、もうちょっと突っ込んだ答弁があつてしかるべきじゃないですか。

○企画部長

まず、今の都市再生云々でございますけども、これは執行機関は市の要請によりまして必要な審査を行っていただいておりますということで、社会資本整備交付金の事業の評価について評価をいただくということでございますので、これは定義として附属機関に入るということで考えております。またひよっとしたら補助金の条件になっておるのかもしれないけども。

そのメンバーですけども、まちづくり交付金のときのメンバーしかないですが、多分同様のメンバーでやっておられると思います。学識経験のあるものとして大学の教授が役職で指名されております。それから、地区の区長ということで、まちづくり交付金の場合もですけども、整備地区がございまして、その区長、地区団体の代表ということで、この場合、まちづくり研究会の会長、地域婦人会の連絡協議会の会長、こういう5人のメンバーが前のまちづくり交付金のときの評価委員会でございました。

○高橋委員

この知立市都市再生整備計画事業評価委員会というのは、法律で設置が義務づけられている、法律で評価が義務づけられているということなのか、最終年度には必ず評価してもらわないかんというのは、どこからそういう根拠が生まれてきておるんですか。こういう組織が発生した根拠というのは、どこにあるんですか。

○総務課長

これも私の記憶で申し上げるので、間違っていたらお許しいただきたいんですけども、法的な根拠はございません。交付金の交付の際の条件で事後評価をするようにということが条件づけられておったというふうに記憶しております。

○企画部長

法律ではなくて、多分その交付金の補助要綱でうたわれているのみではないかなと思います。

○高橋委員

補助要綱で示されていると。これは附属機関と。附属機関というよりは評価、それを含めて附属機関だよということであればそうかもしれませんが、

副市長、どうですか。

つまり、要綱から格上げするという場合の議論が、これは軸なんですよ。だから、うんとふやしてもらっては結構なんですけど、乱極に何でもふやせばいいというものでもないで、的確な機能を持つところをスピーディーにやってもらうというのが我々というか、さっき私の立場を明確にしたのはそういうことなので、やみくもにとにかくよくわからんけど要綱を条例化するというのは、ちょっといかがなものかというぐあいに思うので、その信憑性を問うてるんですよ。

○清水副市長

ここはほんとに今、御質問者がおっしゃいましたように、これは過去からの議会の中の議論でもありましたけども、要綱で設置して外部の方にいろいろ御意見を伺ったり、いろんな計画をつくる場合の意見を聞いたりする場合も要綱で設置をして市長部局のほうで事を進めていくということであつたわけですけども、さきの議会等々の中でも、やはりそういったものはしっかり条例化をして議会の議決を得る中での附属機関として設置をしていくほうが望ましいのではないかと、そういう御指摘もあつたわけです。

地方自治法上でいえば、この第138条の4第3項でそういった審議調査をする場合に条例で定めなさいよとしか言っておりませんので、〇〇委員会を何々しなさいとかそういうことはないで、そこはそのときの役割等々で判断をせざるを得ないのかなと。それがかといって要綱で定めたからそれは決して違法であるかどうかということはまた別の問題でありますので、また違う議論があるわけですが、少なくとも私どものほうとしては、冒頭企画部長が御説明をさせていただきましたけど、知立市なりにこの自治法の規定からどういったものをこの第138条の4の規定に基づいたものに位置づけるかということを整理をさせていただきました。

その中で、さきに資料も提出させていただいているかもしれませんが、1つとしては市の行政組織に属し、部の外に置く必要がある組織であり、

執行機関の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問、または調査を行う機関として執行機関に対し云々と、これは自治法の規定のとおりでございますけども、そういったことでまたさらに該当の基準、こういったものも定める中で今、市内に私どもが設置をしておりますいろんな委員会、協議会等担当課に対してヒアリングを行い、実際にどういう会なのか、どういう運営がされているのか、そういったものをヒアリングする中で、この定義、基準に合致をしているものを今後条例化していくというような考え方で進めてまいりました。

そういったことでは、この68、まだいろんなある中で、一部を今回そういう整理をさせていただいているわけですけども、今回以外にもそういったものにして条例化をしていくのが適当だというものが出てくるのではないかとというようなことも思っておりますので、そういった際には一つ一つ議会のほうにも御提案をさせていただいて、きちんとした形にさせていただきたいというふうに思っております。

そういったことで、御質問者が御指摘のとおり、一つ一つの委員会、これはどうだろう、これはどうだろうというようなことの判断がなかなか難しいわけでありまして、一定の私どものほうも定義、基準というものを整理をいたしましたので、それに従って今後適正に対応していきたいと考えてるところでございます。

○高橋委員

この分水嶺をどこに引くかというのは、かなり難しいテーマです。

それで、例えば68項目の要綱設置の審議会等が現在あるわけですね。このうち斜線の部分を今回条例化していただいたと。例えば1番の男女共同参画推進懇話会、2番の人権施策推進本部、男女共同参画推進会議、多文化共生推進協議会、まちづくり委員会、みんなこうやって見ていくと、らしくもあり、らしからざるもあるということになるんですよ。やっぱり市長が諮問して答申していただくというね、ここが大事だと思うんですよ、

附属機関かどうかというのは、市長が諮問して答申してもらおう。日常的にいろんなことを調査したり、研究したりして、それが団体になったり会議になったり、そして、それは実行部隊でもあったりというところは諮問しなくたって自動巻きで動いてみえるわけですし、それが市の施策に影響を与えるということがあったとしても、それも含めて諮問機関なのかということになりますと、少し違うんじゃないか。やっぱり市長が諮問して答申をしていただくという、いわば市政のかじ取りにおいて重要な方向性を問うときに、本来皆さんがやればいいんですよ、政策決定やればいい、予算化すればいい。しかし、これは理事者側だけでは決めかねると。ちょっと専門的な皆さんの意見も聞かないかんと、そういう場合に、さっき言った報酬審、自分のことは自分で決められないから報酬審にかけて御意見を伺って意見を出そうという、そういう諮問と答申、そして節目、節目の重要な選択の場合に、その人たちの御意見を聞くという、そういう場面で行政に具申するという行為が法の趣旨ではないかと。

だから、いろいろ市の事業に影響を与えておられるんな会があることは間違いないけども、そういう意味では、もう少し厳密に、もう少しという言い方おかしいんですが、そういうものだとすることを明確にした議論がやっぱり大事ではないかと。条例化することを否定しませんが、というふうに雑感的に大変ばくつとした議論で申しわけないけど思うんですが、このあたりどうでしょうか。もう少し知立市における諮問機関のあり方については法の中身をもう少し掘り下げた、深めた議論が要るんじゃないかというふうに思うんですが、どうですか。

○清水副市長

ここはほんとに今、御質問者が御指摘をされたことを私も全く同感というか、同じように思っております。いわゆる附属機関というのは、何々委員会等々いろいろあるわけですけども、ほんとに市長の行政を執行する上で、その外部の方の意見を市長が聞いていくということでもありますので、

法で定められているものは、これは全然そのことで問題はないわけでありまして、それ以外のある程度第138条の4の規定に基づいて、任意に人の判断として定めていくというものについては、しっかりした議論の上でやっていくべきだということは思っているところでございます。

そういった中で、先ほど申し上げた、平成25年度の作業として知立市としての附属機関の考え方、これを整理をさせていただく中で、今回提案をさせていただいたものということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思いますが、これが序章なのか序章の前なのかわかりませんが、まだまだ今のいろんな本会議からの御指摘でいろいろ課題があるなということも実感しております。そういったことでは、既存のいろんな協議会、委員会の本来の運用の中身等々さらに精査しながら、法の意義と言いますか、趣旨と言いますか、そういうようなものもしっかり照らしながら、さらに継続的に検討、検証していきたいというふうに考えております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

ただいま先輩議員のほうからいろいろ御指摘ございました。それから意見もございました。

まずは附属機関の設置に関する条例案ということで今回上程されたんですが、ここに至るまでの経緯というのか、庁内の中でいろいろ議論をして各部署のものを整理してきたと。先ほど企画部長のほうもカテゴリー別という層別という部分をどういう観点で層別していったのかというのが議論を深めれば深めるほどわからなくなってくるというふうに思います。この条例案をつくってくるまでの期間とカテゴリーという部分ね、層別の仕方という部分をお示し願いたいなど。

○企画政策課長

また最初からの経緯ということからのお話させていただきますんですけども、これまでの附属機関というのが明確な区分がされておらなかったということで、先ほど来からの議論にもございました地

方自治法の規定により法律、または条例で定めるところによる附属機関として所掌されるべき事務が要綱等によってまず取り扱っている事例が見受けられたということが発端かと思えます。そこから要綱設置による審議会等の見直しが行われ、各課等のヒアリングも行っております。

その中で、去年の3月の定例会のときの一般質問においても、そういった御指摘も受けておる中で、他県における判例等も踏まえまして、全て条例化するにはやはり行政の硬直化とか、そういった柔軟性に欠けるというものもございまして、まずは各課のヒアリングを行って、その中で附属機関の定義というものを大きな枠で設けました。その附属機関の定義、知立市版というのに基づきまして要綱の中で該当であるか非該当であるかという、またそういった条件もお示しした中で振り分けた経緯がございまして。

先ほどの総合と複合というような今お話かと思えます。総合という意味の中では、総合というのは、期間的には秋口からやっておりますので、約半年ぐらいの期間でございまして。

○村上委員

今、御答弁ございましたが、こういった先ほど来からお話しさせていただいておりますが、68の中で今回10出してきたと。半年間でこれを組んで、その附属機関の設置に関する条例というものをつくってきたと。先ほどの議論の中でも、どちらかというと、とりあえず部長のほうは序章といったんですけど、これから2章、3章と、あと完結編ができるかもわかりませんが、なぜそういう完結編、序章でこれを出してくるという部分については、すごく疑問を感じるんですね。ある程度の期間をかけて練ってきたものであれば、もう少し違う答弁とかそういう部分ができると思います。これ、恐らく中に入っていくと、なかなか細かいことを言うと、手を挙げにくくなるなという感じを持っております。

例えば先ほど来、僕は初めてこの場で先輩議員から確認させていただいたんですが、私は、かつて報酬審議会のメンバーです。労組関係で入らせ

ていただいて、これも当然のことながら、3役の報酬を下げるという部分については、この3年間きちっと報酬審で諮ってきたと思ってました。下げるんだから安易に報酬審議会も開かずに議会に提案してきたと。これはどちらかという、私、信じられません。この部分に対して、ほんとに諮問する側としてどう考えておるのかなという部分について、市長、3役の報酬について基本的に安易に下げる、それをまた何年間期限でそのままにしていくというのは、いささかここが一番僕もひっかかる場所なんです。審議会に諮問してなかったと、この辺のところについて、市長に一度聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○清水副市長

この件に関しましては、今、御指摘のありました先ほどの高橋委員からの御指摘もあったわけですが、当時そういった内部での議論をいたしました。その中で、先ほど総務課長も一部答弁をさせていただきましても、本則の給与の月額を変更するものではないという判断の中で、条例でなく特例を定める新たな条例の中でそういうものを決めさせていただくということで、あくまでも本則は変更しないということで、今回そういう措置をさせていただいたということでございまして。

○林市長

私からも答弁をさせていただきます。

やはり上げる、また下げるについても第三者的な立場として報酬審議会というのが組織があり、そしてメンバーの方がいらっしゃるわけでありまして、どんな意見を持っていらっしゃるのかな、どういう答申をされるのかな、そういうことも聞くということは大事なことかなと改めて思わさせていただきます。今後、そうしたことも留意して考えていきたいなと思っております。

○村上委員

今、副市長と市長のほうから御答弁いただきました。これについては、この3年間、当然のことながら私は審議会を開いた中で、その方たちが今の経済情勢の中ではやむを得ないだろうという判

断のもとでやられたとっておりましたが、ちょっとこの部分について、先ほどの議論の中についても附属機関を選んでいった。これ、どちらかというとそういうところ一つ見ても御都合主義だなという感じは受けます。これ以上、中へ入っていくと、私、賛成しかねることになっちゃうといけないものですから、これは序章ということでお聞きしたいというふうに思うんですが、もう一点だけお聞きしたいんですが、今回配られました68項目の中で、さっきカテゴリーもしっかりと出てきておりませんでした。どの観点でこの10点を選んでいったか。それから、もう一つは、ほんとにこの68というものが全て必要なのかと。スクラップしてビルドするものはあるのかないのかという議論もどういうふうに、半年間の中で恐らくできないと思うんですね。

今回この中で、拙速につくろうということで半年間の中で上程してきたんですが、やはりこういう部分については、もう少し議論をしっかり練って、なぜここで必要なのかというのが議論される時間が少しなさ過ぎたのかなと。だからこういうような上程の仕方になってきちゃったのかなというふうに思います。

あと、この68項目、非常に僕もわかりません。どういう内容で、どういうことをやっておるのかわかりませんが、スクラップするものがあるのか、ビルドするものがあるのか、強化するものがあるのか、特化するものがあるのか、これのところについてどういうふうに議論されたのか、全くなかったのかということも含めて企画部長にお聞きしたいんですが。

○企画部長

今回、去年の3月に御指摘をいただきまして、今回の改正に及んだんですが、これは要綱設置のままに審議会をしておくということが自治法違反だということで、もう報酬を返せとかそういう裁判も起きておまして、市はほとんどが負けておるという状況でございます。

私ども、これは法律違反を犯しておくわけにはいきませんので、ある程度の物差し、これは議会

ですからこういう話を通るんですが、ここは裁判所でしたら通らない話なんですが、ある程度の一定の整理の仕方をして今回こういう仕分けをしたつもりでございます。これは要綱が68、条例が41ございますので、百幾つ、これは法規担当と各担当に任せておいたら、多分整理ができないものですから、一応他部署に及ぶということで企画のほうで法規担当とともに一つ一つ全部ヒアリングを行いました。先ほど企画政策課長も説明したとおり、一定の物差し、附属機関の定義をし、また該当、非該当という物差しをもって担当とこれをどっちになるんだということで今回仕分けさせていただいたつもりでございます。

分け方としては、そういう機械的な分け方をし、それぞれの条例に私ども深く入っておりませんので、そういう詰めはまだできてないという状況でございます。しかし、そういう自治法違反を犯しておくにはいかないという面で、これは何年もほかっておくことはできないという状況は認識しておたつもりでございます。

○村上委員

今、企画部長のほうから自治法違反はそのままほかってはいけないというふうに言われたんですが、百幾つある中で、今回10だけやれば自治法上に適応できるのかと、この辺のところはどうなんですか。

○総務部長

うちのほうで法規を担当しておりますので、私のほうから答弁させていただきますけど、前、議会で指摘をいただいたというようなことにつきましては、かねてから所管官庁筋というのは解釈というのは外部者の委員が入る会議は全て附属機関に当たるとしてきました。全国の自治体は、長い間、いわゆる私的諮問機関を要綱で設置してきております。附属機関の解釈及び懇談会といった市民参加の会議というのは要綱の設置が適合性があるのかということ、今、学者の中では分かれてるところなんです。実際にそういうような指摘をそれで要綱のままでもいいのかということを一回受けましたので、企画のほうで知立市版の基準

を設けて要綱でそういうふうになってることに付いては、まずはその部分を条例でうたいましょうというような形で整理をさせていただいたものがございますので、このものからいけば全部が附属機関に当たってくるというような形になると思いますので、それでは議会の中でもそういうようなやつは全部はというようなことは言われておりましたので、それを受けて一定の基準を設けたというような形だと思います。

以上でございます。

#### ○村上委員

先ほどから言っておられる一定の基準というのはなかなか見えてこないもんですから、その辺のところももう少し我々わからないんですよね。わからないのに質問しておっては申しわけないんですが、やはりそういう部分については今後きちっと整理をしていただく中で、きちっと先ほど序章は序章なりに1章、2章、3章、完結編という部分に対して、今度どうしていくのか。やはりつくっていくのかということも含めて、ちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○企画部長

ある程度私どももこれから多様な住民自治とか動きがある中で、弾力的に対応したいということで、言葉は悪いんですけど、そういう動きにまだ自治法がついてきてないという状況もあるかと思ひます。

そういった意味で、今回こういう一定の線を引かせていただきまして、附属機関の定義、該当、非該当の基準も代表者会で資料をお渡ししたとおりでございます。ただ、あれに従って私どもは機械的に分けたわけでございます。それによっていろんな単独条例ではいろいろ漏れた部分が、そげた部分がございますので、先ほど来いろいろ問題がある点があるかと思ひますけども、これは今回もずっと一連見て初めてこれは要らないんじゃないかという、廃止という方向も出ております。こういう流れがよくなったことで、よりチェック、または必要、不必要、こういうことが見えるようになってきましたので、その内容的にも今後詰め

ていきたいと思ひますし、また、御意見も頂戴しながらバージョンアップを図っていきたく思っております。

#### ○田中健委員長

ほかに。

#### ○風間委員

一般質問で指摘をした私も若干確認をさせていただきます。

基本的にはその指摘を受けて半年以上に及ぶ協議をして、このような条例提案をしていただきましたことに対しては評価をさせていただきたいと思ひます。企画部長言われるように、まだようやくその第一歩に立ったというふうに私も認識しております。

それで、私の一番の指摘は、基本的な附属機関条例主義における脱法行為は、この食育推進懇話会でしたね。ここです。これは上位法第33条に置くことができる、この規定であるのにもかかわらず要綱設置にすると。それを問いただしたところ延々と負の逆の答弁を繰り返して、私もあきれ返った状況があったんですが、それはもうまさしくこれこそ先ほど企画部長が言ったように地方自治法違反と、こういう部分から全体的な部分を改正、改善していかなければならないじゃないかという指摘に立ったわけです。

ただ、要綱設置のほうは、これは先ほど総務部長言われましたように、学説はいろいろ分かれています。そして、判例もいろいろ分かれています。ただ、2014年には完全に要綱設置の審議会や懇談会は違法との判決が出た。これは画期的なことだったと思ひまして、そこからこの辺の是正を深めてる市もあれば、やはり従来どおりの形でいってる市もあるという現状です。

また、要綱設置の場合は報償費、こういうものになりますので、その報償費の支出の是非の住民訴訟、損害賠償請求、市長に対するですね、そういうものの判例も出て、それがやはり違法な支出行為という形での判例も出ておると。そういう流れの中で、なかなか自治法というのは第138条の4第3項、これは雑駁に書いてあるだけでして、

もう評価は非常ににくい部分があります。

それから、ただ根拠としては、やはりこの第202条の3の第1項、こちらに委ねると。法律または条例、こういうものによって附属機関の条例というのは設置していくというこの大原則があるわけですね。それを受けまして行政実例には地方自治法第138条の4の第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば名称のいかんを問わず、また臨時的、緊急を要する期間であっても全て条例によらなければ設置できないというこういう行政実例もあるんですね。だから、もうまさしくやはり全てにおいてこういう附属機関のたぐいのもは条例化していくほうが無難だと、妥当だということと言えるわけです。

だから、それに沿って皆さん方がこのような形で、まずはその第一歩となる附属機関設置条例を提出していただいたのは評価させていただくということなんです、ただ私、この中身をちょっと見てみますと、先ほど委員の方が言われましたように、なぜこの10項目でとどまってるかという部分は少々不十分であるなどという部分はしています。検討期間が1年近くやられているわけですから、もう少々踏み込んでやられるべきであったのではないかと。

それで、私も全国的な市議会の例をインターネット等で五、六十みさせてもらいました。千差万別です、これはやり方、書き方、位置づけしているところですね。だから、これは裁量権は自治体にあるという流れの中で、知立市版の設置すべき附属機関を決めていけばよろしいかと思いますが、端的に申し上げるならば、男女共同参画とか、あるいは行政評価に関する委員会とか交通安全のような人の命に絡むようなところですね、あるいは緑の今、重要性を捉えて緑化推進とか、あるいはうちの場合は市長が生涯学習都市宣言までして生涯学習の推進に力を入れておる、そういうのは個別に重要な政策と捉えてそういうものも条例対応していくとか、その辺まで踏み込んでくれるのかと思っておったんですが、そういうのは今後の検討課題ということでございますが、その辺の分

析を、いま一つちょっとお聞かせいただけるとありがたいんですけどね。

○田中健委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後0時58分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画部長

要綱設置の審議会の整理の仕方でございますけれども、数点御指摘をいただきました。

まず、男女共同参画推進懇話会でございます。これにつきましては、整理の結果、非該当理由の3ということで、今のところ合議制がないということでございます。今の懇話会では意見を一つにする、あるいは少数意見を排除するとかそういうことをしておりませんで、多様な意見をそのまま承っておるという状況でございます。

ただし、これは男女共同参画推進プランにつきましては、これは議決事案になっておりますので、このプランについて変更事項が生じた場合、あるいは改定の際には一定の答申をいただくことになっておりますので、その際には条例化を考えております。

それから、行政評価委員会です。これは今現在このままでも附属機関に該当します。しかしながら、一般質問でもお答えしましたけれども、行政評価自体が休止しておりまして、この制度の今リニューアルを考えております。新しくした上で早ければ平成26年度また新たなものが出ると思います。ということで、一旦廃止してリニューアルをするという考え方でございますので、今回条例化をしなかったということでございます。

それから、緑化推進協議会でございますけど、これは非該当理由1ということで、所掌する事務が市の行政事務でないということで、内容的には緑の募金の使途、募金管理、これが主なものでございまして、審査をしない機関であるということで予算上も県の予算を使っているということで非

該当理由1により非該当ということでございます。

それから、生涯学習推進本部及び会議につきましては、これは委員の構成が市の職員のみでございますので非該当理由2ということでございます。

以上でございます。

○風間委員

この附属機関の定義ですね、これは自治法のご概念によって粛々と規定された。問題は、この3の非該当基準ですね、ここを十分に検証しなければならないというふうに思うんですが、大体がいろいろな法学説上で指摘されておられる内容がここには網羅されているというふうに思うんですが、ちなみに、この3の附属機関の非該当基準に該当している68の中の要綱ですね、これはほとんどということですかね。ちょっとその辺、確認させてください。

○企画政策課長

今の3というのは合議制をとらないということというお話かと思えます。その3の理由でいきますと、24番、児童館運営委員会、このページでは以上です。それから、裏にまいりまして59番、市立小・中学校通学域協議会、61番、不登校・いじめ未然防止対策協議会、65番、青少年健全育成連絡協議会、66番、市史編さん委員会と、以上が3番の合議制組織性がないというような理由となっております。

○風間委員

じゃなくて、この附属機関の非該当基準に当たる要綱はどれかと。この※3ね、附属機関に当たらない、該当基準の1から6までのここに該当している要綱は、ほとんどかねという話です。

この中でも近々のうちには条例設置に値するものは何かと、そこをちょっと振り分けてほしいんですね。

○企画政策課長

※3の中のさらに3を私が今、抜粋して言ってしまう。全て1から6に該当する中身で検討させていただいております。

○風間委員

ちょっと聞き方が悪いで申しわけないね。将来

的に条例対応しなければならないこの68の中の要綱というのは、どれが今、考えられていますかと、検討した結果ね。ほとんどが非該当基準のような気がしますけど、今のお話からいくとね。しかし、これはまだ初歩で、まだまだ今後は改正の必要ありという御答弁もあるわけですよ。この中にもそういう状況のものがあるはずですよ。それはどれですかという話です。

○企画部長

所管するところしかお答えられませんが、先ほど言いました男女共同参画推進懇話会については、これは条例化の可能性がございます。これは将来的に考えていかなければいけないと思っております。それから、行政評価委員会もこれは条例化を考えております。

私の所管のところでは、以上です。

○風間委員

いずれにしても、そういう部分を十分に分析されて、今後さらなる法律に照らし合わせた妥当性のあるこういう制度を構築していただければというふうに思います。

それで、全国的に見ましても、もうほんとに千差万別ですね。つくり方というのは市町村に裁量権を委ねられておりますので、県の附属機関条例あたりは地方自治法のこの根拠以外の法律に委ねる、そういうものを集約的に附属機関にしている、そういう例もありました。それから、京都なんかはネーミングライツ審査委員会とか契約審査委員会とか、こういうものも附属機関にしちゃってるんですね。大分変わっておるなという思いはしますね。

だから、いずれにしても形というのはいろいろあって、安城市も今年度監査委員の指摘によって大幅に見直しを図られて、うちと同様4月1日から条例施行すると。これも相当な形で附属機関に位置づけてるというような状況の中でありましてから、やはりそういう他市の状況も十分に検証され、うちのさらなるよりよい制度実現に向けて内部検討して具体化していただければというふうに思うんです。

それで、もう一つ、なぜ要綱対応がまずいのかという部分で、平成14年に要綱による審議会設置は違法との判決が出たとか、もう一つは、先ほど申し上げましたように、正規の附属機関は報酬の対応だと、これは自治法の根拠に基づく正式な根拠ある支出行為であり、何の問題もないと。ところが、私的諮問機関である審議会、協議会等の報償費支出というのは法学上は認められてはおりますが、やはり違法支出の訴訟が起こって判決もばらばらではあります、損害賠償の必要ありというようなそういう判決も出てると。こういう部分では一刻も早く改善に向けて進めていっていかねばならないと思うんですね。

それで、うちとしては報償費支出の件に関しましては、うちのやり方で少々私はまた問題提起したい部分があるんですが、それは後の条例のほうで、8号のほうでこちらで問題提起したほうがよろしいと思いますので、それに委ねさせていただきました。もう一つの部分で御確認をさせていただくのが、このつくり方の問題ですね、内容のつくり方。これは高橋委員からも、るる御指摘をさせていただいておるんですが、私も同感の部分がありまして、今回のようにスポーツ推進審議会とか要綱から条例対応する、こういうものはこの附属機関にまとめてランクアップするという部分では、これはこれでよろしいかと思うんですよ。

ただ、問題は、今まで単独条例であったものをまとめていく中で、その従来の単独条例のその精神がまとめて一括にした状況において、今までの単独条例の趣旨が大幅に後退するようなそういう条例のつくり方というのは、やはり私自身も同感で違和感、問題があるんじゃないかという部分を強く感じるわけなんです。

だから、そこをいかに精査して担保していくかということで、先ほど副市長お話がありましたように、規則でやっていくということなんですが、しかし、くどいようですが、新たなものをつくる場合、これは要綱から条例に格上げする場合はこれでいいんですが、従来条例で全てこういう会長の委任とかそういうものは表記されているものが、

今回は規則でというこの後退感というのは、どうしても私もなかなか納得しがたい部分があるんですが、その辺は再度ちよっと見解を確認させていただければと思うんですが。

○清水副市長

先ほども高橋委員の御質問の中で述べさせていただきましたけれども、やはり今の御指摘、高橋委員同様に、やはり今回の私どものほうとしては、できるだけわかりやすく整理したいというようなことの中で精査をさせていただいて、今回提案をさせていただいたということでございます。

しかしながら、そのことによって本日のいろんな御指摘もいただきました。その大事な指摘だというふうに認識をしておりますので、今後、先ほども出ました、現在要綱として設置しているものの中にも今後の内容等によっては、これは条例としてしっかり規定をしていかなくちやいけないというものがあります。そういったことでは、こういった審議会、協議会等々のあり方については、今後とも継続的にしっかり精査、評価をしていきたいというふうに思っておりますので、そういったこともあわせて今後必要な例規上での規定も検討していきたいというふうに考えております。

○風間委員

くどいようですが、新たにこの条例に位置づけるもの、新たにこういう制度に組み込むものはこのやり方でもいいと思うんですよ、この規則を活用してですね。

こういう例が福岡市の附属機関条例や横浜市、これも細かいところは規則で対応しているという、こういうやり方をやっておりますし、法的も何らこれは問題ありませんので、それはそれでいいんですが、やはり現条例と比較して後退するようなものは極力その後退部分を維持する、後退しないように現状維持すると、こういう努力というのが必要ではないか。これが条例の基本的なつくり方ではないかと。

これは我々、基本条例とか、倫理条例とか、議決事件の拡大に関する条例とかつくる上で、皆さん方も部下の例規担当といろいろ懇談する中で御

指導いただいたものを今、私は申し上げておるわけなんです。だから、やっぱり条例というのはそれだけ厳格性を持ったそういう対応が必要ではないかということです。確かにわかりやすさとはいろいろ附属機関条例に関する内容表記の難しさというのは理解はするところなんです、厳格性だけは忘れないように今後のその辺は重点的な中心的課題として捉えて、今後もひとつ取り組みの強化を図っていただければというふうに思うんです。

それで、もう一つは、全国的なこの市の例を見ますと、この別表の表記の仕方が、うち方式が一番多かったですね。七、八十調査した中で半分以上は、担任职務は端的にこのような形で表記しているという。次に多かったのが、やはり市長の諮問に応じというのを残しておく部分ですね。諮問に応じという部分を表記した上での担任职務の別表のつくり方をしている部分がある。それもたくさんありました。なぜうちはそういう部分を選択しなかったのかというのが疑問なんです。

例えば従来の単独条例、特別報酬審議会条例にしても保育行政審議会条例にしても、福祉里八ツ田条例にしても、体育館運営審議会条例にしても、みんな市長の諮問に応じとなっておりますね。それを選択してこの別表に市長の諮問に応じ、総合計画に関し必要などという、こういう原理原則論をきっちり条例にも明記してつくっている自治体も多いわけ、そういう例も。なぜそういうつくり方を選択しなかったのかを確認させてください。

#### ○企画部長

風間委員御指摘のように、私どもも無理な整理整頓する余りに条例の大義が薄まるようなことはあってはならないと思います。これは私どもは、そういうことはないつもりで今回こういう組み立てをさせていただきましたけども、担任职務については明確にそれぞれの仕事をうたい、また、設置する委員等々、条例のほうで定めておる。それからまた、市長の諮問という部分については、附属機関という位置づけでそれは語られておるのかなという判断で今回やったものでございます。

#### ○風間委員

この自治法の第202条の3の第1項の規定は、附属機関を法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、その担任する事務について調停審査し、調査等を行うことを職務とする機関であると、このような位置づけになっているんですね。だから、やはり法律では確かに条例にそういう部分をうたわなければ効果は出ないというまでは言い切っていないんですが、条例でそういうものは整備すべきだと、こういう概念が脈々と伝わってくるわけですよ。

だから、法律論はそうなっておるんですが、やはり先ほど高橋委員もずっと指摘されていたように、ここに従来どおりの市長の諮問に応じというね、単独条例にありますような、そういうのを入れないと、やはり効果というのは少々ちょっと違った意味合いに感じてならないんですよ。その辺、他市の状況もたくさんあるんですよ。諮問に応じてあえて入れて原理原則論を条例の効果を高めようとしてそういうつくり方をしている市の例がですね。相当コピーしてきましたよ、私は。だから、なぜそういう選択をできなかったのかというのが少々残念な部分もありますが、それはそれでいいでしょう。

それで、先ほど一番の本会議からの指摘は報酬審です。これは特に縛りがかかっているわけですよ、第2条で。これはごもつともな中身で、これが総合条例、附属機関の一括条例になりますと、これが全く担保されないというのは、ちょっと心配な側面もあるんです。

それで、今後のことで参考までに、こういうのを担保するいい別表方式でうたうのが一番いいんですよ、本来は。規則だとやっぱり今の個別条例のレベルを下げてしまうことになってしまっておりますので、本来ならこの別表にいい文言で表記するのが一番いいと思うんです。

それで、この山梨県甲州市の例で、たまたまいろいろ調べまくったら出てきたのは、参考に聞いてくればいいですわ。山梨県甲州市の特別職報酬審議会の例です。これ別表です。これはどう書

いてあるかという、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出する前において、市長の諮問に応じ当該事項について審査する。

(1) 議会議員の議員の報酬、(2) 地方自治法第100条第14項に規定する政務活動費の額、

(3) 市長及び副市長の給料の額と、こうなってるんですね。ほかには市長の諮問には次に掲げる事項について審議するとか、こういうふうに土地利用計画策定審議会とか、男女共同参画審議会と、これは一般的な形で市長に諮問に応じと、ここだけはこういうふうに縛ってある、こういううちの今の単独条例のこういう文言をこの別表にうたい込んであるという、これは感服するような非常に検証の跡が見られる、そういう条例のつくり方をされておるなと思ってるんですが、こういう部分に関しては、どのように思われますかね。

○企画部長

私ども、そういう他市の事例について全て調べ切れなかった部分もございます。今後、ほかのやり方のいいところ取りして、知立市の今後の条例には反映させたいと思っておりますので、今後、研究とさせていただきます。

○風間委員

お願いしますよ、それはね。我々も皆さん方の例規担当から学ばせてもらったんですよ、この議会改革をやっていく中で法律、条例を自主的につくっていく中でですね。

ですから、やはりそういう精神をしっかりと受けとめて、我々も市民の皆さん方の期待に応じていく、そういう義務がありますし、やはり議会運営、行政運営ですから、法律、規則、条例にのっとりた原理原則を重視した、そういう制度づくりが重要であるというふうに思っておりますので、そういう部分で今後ともひとつ、また一歩ということでこれは評価をさせていただきますので、今後の取り組みの強化をお願いしたいと思いますが、副市長、よろしいですか。

○清水副市長

私どものほうも今回提案をさせていただくに当たっては、限られた期間、時間ではございました

けれども、全庁的な精査をする中で、これでいけると、いいということで提案をさせていただきましたけれども、本会議以来のいろんな御指摘、御議論の中で、まだまだ検討、検証する部分もあるなということを知りました。

そういう意味では、今後の引き続き繰り返になりますけれども、検証、検討を加えながら、さらに進化をさせていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○風間委員

最後に、同様の質問を市長にお尋ねをして私の質問を終わります。

○林市長

今回は条例は、繰り返しになりますけれども、ある一定の物差しを当てて、知立市における審議会はこのものがあるんだよということを見やすくしたという、透明感をより持たせたということには重点を置かせていただいて、内部で検討させていただきました。

しかしながら、今、るる委員から御指摘いただいております、例えば報酬審の場合においては、今までの条例よりも内容が後退している、やはりそのあたりについては検討がまだ足りなかった部分があったのかなということでもあります。これからも進化させていく、着実によりよいものに仕上げたいなと思っております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

○高橋委員

本条例は要綱等で定めていた附属機関の任務を地方自治法の趣旨に沿って条例に格上げして明確化しようという試みのものであり、全体的には理解できるわけです。

今、市長の答弁もありましたように、ただ、どういった要綱設置の委員会を附属機関にするのか、

あるいは現に既に条例で附属機関として明記しているものを別表でそろえることによって生じている現行条例のより厳密な中身の逸脱といたしますか、そういう問題も幾つか指摘をさせていただきました。結果的には、当座規則で報酬審のようなものについてはうたって対応するというので答弁がありましたし、序盤の審査なので、今後、議会の意見を聞いて十分対応するという答弁があったので、これでよしとするのか、あるいは附帯決議等を当委員会をつけて、より厳密な内容にするのか、そのためには若干時間が要んですが、各会派の皆さんの御意見を頂戴したいというふうに思います。

○田中健委員長

ただいまの高橋委員の発言に対して、他の委員の発言を求めます。発言はありませんか。

○石川委員

会派の意見というわけではありません。個人的な意見であります。私は、そのまま結構であります。

○村上委員

ここでいきなり会派の意見というものなかなか難しいものですから私なりに判断させていただいて、先ほどの答弁の中で序章という話の中で、今後もう少し煮詰めていって、再度提案のいろいろな見直しも検討していくということがあるものですから、このままでいいかなというふうに思います。

○杉山委員

私も個人の意見になってしまいますけども、きょう、各先輩委員のいろんな質問に対しての当局のお話がありました。半年間以上かけて今のこの内容に至ったという経緯も感じますし、また、これから、市長の話ではありませんけども、検討事項的なものを研究していきたいという旨もございましたので、今、高橋委員言われましたように、附帯をつけることとなると、その時間的なことが私にはよくわかりませんが、今回のこの議会での内容として検討事項をどのように思うかということについては、クエスチョンです。

○風間委員

附帯決議はそれほど時間かかりませんし、ここで合意さえすれば、私も合意さえすれば附帯決議はつけておいたほうが、我々の責任上も担保できるなという思いはしてるんです。これは、原理原則論ですからね、やはりそこは甘いような妥協というのとは許されない話の部分の議論から附帯決議という話が出た以上は、そういう部分は私は尊重したいと思えますし、それから、この自由討議というのは会派じゃなくて、ここの委員のやりとりですから、その制度論は間違わないように責任持って私も一任を受けて臨んでますので、この委員会には、自由討議というのはそういうものでありますので、その辺でよりよいここで方向が決められればありがたいなというふうな思いはしております。

○坂田委員

この委員会の1つの議案で約2時間議論され、かなり議案第1号そのものも深く議論されたと思えます。そういった中からいろんな問題点も議員側から当局に提案され、そして、その中でまた当局もこれからまだまだちょっと緒についたばかりかなと思っております。

そういった点では、さらにこれからまた今回はこの議案で出ておりますけど、これからさらに深めていただいて、当局内においても議論を深めていただき、また、改革するところは改革していく、そういった形で進めていっていただきたいと思っております。

○永田委員

私も石川委員と同様なんですけども、今まで議論してきた中で、是正するものは是正するもの、これから当局のほうも今後展開していくということをいろいろ答弁いただいたものですから、今のところは附帯決議が正しいかどうかはまだちょっと私にもわかりませんが、その辺は今のこの内容でいいのではないかなというふうに判断させていただきます。

○風間委員

附帯決議というのは正しいか正しくないか我々

に認められておる権利ですから、それはここで決められればちっとやれるだけの話、ルールにのっとってね、それをまず抑えておいていただいて、私としては、これは私自身が一般質問で問題提起させていただいて、ここまで市当局が好意的に受けとめていただいてこのような議論が進んで、現実には条例提案していただけるのかなという思いは、正直言って心配の側面もあったんです。

と申しますのは、全国的な流れがやはり報償金の違法支出でも賛否が分かれています。それから、要綱設置は一応法令では違法との判決が出されて話題にはなっておるんですが、これもいろいろな解釈論があるのが事実です。

ですから、まだまだ全国の自治体の中では、従来どおりで十分だという考え方もあるわけですね。この辺でも改善しておるのは安城市と、あとは従来型でやられておるとい状況ですよ。だからそういう中で、好意的に受けとめていただいて、前向きに受けとめていただいて、このような形で条例提案までこぎつけられた市当局も知立市の、皆さん方の努力には敬意を表して評価しているということをお願いしておるんです。

ただし、まだまだ不十分なものを我々は市民の皆さん方の御意向を背負って出させていただいておる以上は、まだわかりにくいじゃないかという御指摘にもつながる可能性はあるんですね、この議論は。そういう部分では附帯決議というものを、これはやんわりとした手法ですよ、折衷案としてはね。修正とか否決とかと違って、こういう自由討議という制度はそういうものを駆使して我々がいかにかこうい議会で論戦を通じて市民の皆さん方のために正しい、よりよいそういう制度づくりをしているかというのを明らかにする、そういう制度を導入したわけでありますので、合意さえ得られればそういう方向性をしていくのが、この問題というのはそれだけ重要な問題であるんじゃないのかという思いがありますので、再度申し上げさせてもらったということです。

○田中健委員長

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時37分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、各委員から御意見をいただきました。まずは高橋委員から発言がありました、附帯決議をしたらどうだということについては2つ、そのままがいいんじゃないかという意見と附帯決議はつけたほうがいいんじゃないかという意見が分かってきました。それに附帯決議をつけるに当たって、継続審査という方法論も出てきてはいるんですが、そのことも含めて、もう一度、各委員の発言を求めたいと思います。

○石川委員

私は、時間をかけて朝からこれやっているわけですし、やりとりの中で当局側もまだ未熟であったということを認めておりますし、それについてまた次なる検討をしていきますと、こういうことでもありますので、ここでわざわざそれまで議会と当局との信頼感というものが絶対必要なものだと思いますので、ここはもう採決していただいて、附帯決議をつけるほどではないと思います。そういう信頼感のものでやらないと議会と当局というものは成り立っていかないと、しょっちゅう不満があるからといって附帯決議をつけるということには賛成しかねます。

○坂田委員

私も、石川委員と同意見でございます。

○村上委員

私も、今回の部分については、どちらかというとも基本的この半年間という期間の中で条例案を上程してきたという部分については、やっぱりもっともっと議論を深めるべきだなというふうには思っております。

ただし、こういったことについて当局も努力してこの上程を出してきた、さらには意見と議論の審議もしっかりされて、なおかつ今後もこういった部分については努力をしながら見直すということについては当局との信頼関係を保っていきたい

などということで、附帯決議はつけなくていいということでございます。

○杉山委員

採決に際しましての部分と、そして今、お話あったみたいに附帯決議は希望的なものでいくこととあわせると、決して附帯決議をつけたことで信頼関係は損なうというふうには私は思えないので、今のこの2時間余り、3時間近くの各先輩委員の意見、そしてまた、当局からのお話のものを含めて、やはり認めた形、また採決させていただきながら、その部分の市民側に立った目線での議会としてあるべき姿が附帯という形であれば、希望としていいんではないかと思えます。

○風間委員

当局との信頼関係には何ら影響はありません。これは行政実例上、議会に付された条件は議会の単なる希望、その希望を具体化するための手法ということでございますので、その辺の心配には及ばないとは思いますが、しかし、合意形成が図られなければこの件は進まないと思いますが、私自身も当局の今回のきょうまでの取り組みに対する努力は大いに評価をしておりますし、合意形成が図られればということで先ほど来より附帯決議も市民の皆さん方に我々の行動を明確化する意味では非常に効果がある、そういう重要な部分だとは認識しておりますが、あとは皆さん方の合意形成の条件に委ねたいと思えます。

○永田委員

私の個人的な意見では、このままの当局もそれなりに認めておるところもあるもので、このままでいいかなというふうに思いますけども、附帯決議という形であれば、皆さんの合意形成が取れば附帯決議もいいではないかなというふうに、今のところはそういうふう感じております。

○高橋委員

私、自由討議で附帯決議というのを発議させてもらいました。私は、もうちょっと強く出てもいいかなと、個人的には思っているんです。

とりわけ、報酬審議会条例については別表から外すと、そういう修正を出すことも必要ではない

かというぐあいに考えておりました。きょうのやりとりを通じて、理事者側も一定の譲歩と努力の跡が見られるし、当面は規則でその審議会条例の条例本文の部分を担当すると。そして、今後不備なものについても幾つかあるので、今後の対応で大至急やっていきたいということがありましたので、ここでお互いの信頼関係を大前提の上に、それぞれの役割分担を明らかにするという意味で議会からその答弁を担当する意味で附帯決議ということをお願いしました。

今でも私、ぜひ附帯決議程度は議会としておつけして、当局に叱咤激励というか、頑張ってもらえよと、このエールを送りたいなと、そういうふうに取りまとめられればそれが一番妥当ではないのかなというふうに思っていることだけは1つつけ加えたいと思えます。

○田中健委員長

ほかに自由討議の御発言はございませんか。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時44分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について、挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第1号 知立市附属機関の設置に関する条例の件は、原案のと

おり可決すべきものと決定しました。

議案第2号 知立市職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

今回、議案第2号という形で定数条例の変更の議題を提案されました。地方自治法第72条第3項の規定により、定数は条例で定めなければならないということになって、内容は御案内のとおりですが、今回、定数改正の条例を出された理由と根拠について明らかにしてください。

○総務課長

まず、その理由ですけれども、本年度の退職される方々から年金が1年満額受給できる期間が延びます。これは2年おきに1年ずつ延びるわけですけれども、そういった方たちに対応するために新年度から再任用の職員に対して、今までは短時間でしたけれども、再任用職員をフルタイムで雇用することができるという形にそれぞれほとんど全ての自治体がそれに対応します。私ども知立市においても、再任用制度の中で希望する者についてはフルタイムで雇用したいというふうに考えております。

そうしてまいりますと、フルタイムの再任用職員は定数の数の中にカウントされてしまいます。従前の短時間の場合は定数外ということで定数から外れるものですから、そういった職員の数はふえても一切定数には抵触することはなかったんですが、今後は主に定年を迎えまして退職していかれる職員の方が希望すれば、それを基本的には全て雇用するという形の中でフルタイムでも雇用ができるということになります。

そういたしますと、今の定数、こちらのお手元にあります参考資料をごらんいただくとわかるんですけれども、例えば市長部局でまいりますと、現在の定数が390人ですけれども新年度4月1日ではその390人ちょうどイコールの数字になってしまいます。そうしますと次年度以降については再任用のフルタイムの職員を雇いたくても雇えないということになってしまいかねるということか

ら、今後の定年退職を迎える方で再任用を希望されておる職員の数等は聞き取りもう既におおむね把握はできておりますので、定年を迎えて再任用を希望されておる職員が基本的に仮にですが、全員がフルタイムを希望したとしても定数の範囲内におさまるよというということで、この定数条例を改定をして再任用のフルタイムに備えるという目的で改定をさせていただきました。よろしく願います。

○高橋委員

今、お示しになりました議案第2号の参考資料によりますと、欄外に米印、平成26年4月1日には再任用フルタイム4人を含むとなっているんですが、4人を含むとはどういう意味なんですか。4人以上に採用しなければならんということなのか、この4人というのは平成26年度4月1日頭のフルタイム職員としてカウントしたのがこれなのかという意味合いなのか、この別表の欄外を御説明してください。

○総務課長

まさに御質問のある中身でお答えします。

この別表の欄外に御指摘ありましたように、再任用フルタイム4人を含むということで、この平成26年4月1日付の職員の実数の中にはフルタイムを御希望された職員の方の人数が4人ございます。それを含んでおります。今年度、定年退職を迎えて再任用を希望された職員が合計9名いらっしゃいます。4名の方は今までどおりの短時間で結構ですということで、残り4名の方がフルタイムを希望されたということで、その4人のフルタイムの方を含んだ数字ということでございます。

○高橋委員

フルタイムの再任用という制度ができたので定数を改めなければならないと、こういうことですか。

○総務課長

そのとおりでございます。年金の満額受給の空白期間を埋めるための措置ということで、フルタイムで再任用を雇用することができる、それに対応するための措置ということでございます。

○高橋委員

ちょっとよくわからんのは、市長部局の仕事をやるのに平成25年の4月1日は387人でやってみえたんですよ。今度これが390人にしたいというわけですね、4月1日から。そのしたいというのは、フルタイム再任用がふえたとかふえないということじゃなくて、定数というのは仕事量で決めるものではないんですか。

○総務課長

もちろん仕事量でも決めるということと、もう一つ説明が欠けておりました。というのは、この中で見ていただくとわかると思いますけれども、市長部局の数字以外のところ、福祉事務所ですとか公平委員会ですとか農業委員会、あと、教育委員会事務局の数字もそれぞれふえております。

これはもう一つの理由がございまして、昨今大変残念な話ではございますけれども、心の病等で長期休業を余儀なくされる職員が散見されると思えます。そういった場合に、短期間であれば何らかの臨時職員等で補充することも可能なんですけれども、病気等で長期休暇ですとかございまして、その期間が例えば1年を超えるような長きにわたる期間、もしくは産休、育休で育児休業では3年間取れるわけなんですけれども、そういったそれぞれの部署が定数と実際の職員の数がイコールであった場合、仮にそういった制度を使って休暇を取る場合、もしくは病に伏せてやむなく職場を一定期間休まざるを得ないという職員が生じた場合に、定数いっぱいであればそこに正規の職員を追加で補充することができないものですから、プラス1ぐらいは余裕がないといかんということで、全てのところに基本的には1人程度の余裕がないと人事の硬直化を招くものですから、そういった弾力性も若干ほしいということも、もう一つの理由ではございます。

それと、フルタイム再任用が4人ということですけど、当然市長部局以外、いわゆる教育委員会だとかそういったところにもフルタイムの方は充たせようと、充てようというふうに思っておりますので、今のお話のございました現在が387人

が390人になるのは、もちろん再任用フルタイムの方もございますけれども、そのほかの事情、今回の4月1日付の人数がふえておるとい部分については、若干ほかの産休、育休の代替の職員で実質的には、実数としては3名ふえておりますので、それは中身は保健師の職員ですとか、そういったところを若干ふやしておりますので、そういった部分ではふえております。

○高橋委員

平成25年4月1日現在で市長部局でいうと職員実数が387人。平成26年4月1日で390名を予定されております。このうち、短時間の再任用というのが平成25年4月1日現在、何名含まれているんですか。あるいは平成26年4月1日現在、短時間の再任用は何人含まれているのでしょうか。フルタイムの再任用は何人含まれているのでしょうか。フルタイムの再任用は平成26年からですよ。だから平成26年度で市長部局だけでいうと何人予定されているんですか。

○総務課長

この表にお示ししてある職員数の中には、短時間の職員は含まれておりません。一人もカウントされておりません。

今回フルタイムについては、この中に4名カウントするというので全体総数、実質総数で平成26年4月1日現在で453名ですけれども、市長部局とその他の部局、兼務も含めて実質453名ですが、その453名の中に4名の再任用フルタイムの職員がカウントされておることでございます。

○高橋委員

それはわかっておるんですよ。フルタイムでなければ定数の中に入らんわけですよ。だけどフルタイムでない職員が2人、3人集まれば定数の2人分ぐらいの仕事をされるわけでしょう。だから今、隠れている。平成25年4月1日には隠れている387人の中のほかに何名の短時間の再任用職員がいるのかということをお聞かせしてもらっている。それは平成26年4月1日においても短時間の再任用というのは、このほかに何名みえるのかということも含んでいるわけでしょう。その数を聞いた

いです。

○総務課長

20名です。

○高橋委員

どこに20名おるの。平成25年4月1日現在で市長部局で20名の短時間の再任用がいるということですか。

○総務課長

市長部局だけではなくて全体ということでお願いいたしましたと思います。

○総務部長

ちょっと説明させていただきますけど、この定数条例というのはいろいろな法律の中で、例えば自治法とか社会福祉法、教育行政のというような形で、そこでそういった定数は条例で決めないかんとというような形になってるんですよ。それを集めたというのがこの職員の定数ということで、この定数というのは、法律が求めている定数なんですよ。今度その法律が通れば実員というのは法律が求めた定数に対して今どんだけおりますよということを出したのが実員なんですよ。

だから、ここに隠れているというのは実際にどうということかという、3役も何らかに入っていないし、派遣も入っていないし、再任用も入っていない、県から来た派遣も入っていないというような形になっておりますので、この実員の市役所の中、全部おりますよということじゃなくて法律の定数に合わせるとこんだけおりますよということでございますので、ちょっとその辺がわかりにくいというような形になっております。

以上でございます。

○高橋委員

御丁寧に御教授をいただきまして、ありがとうございました。

それで、最たるものとして短時間の再任用があるんですよ。つまり定数に数えられないけども正規をふやさずに非正規で対応することは条例を押さえておけば可能なんですよ、あなたのおっしゃるように、今御教授いただいたようにね。けども、実際に短時間の再任用が支えているんですよ、

定数外で。だから、平成25年4月1日現在、市長部局で何人そういう方がみえるんですかということをお聞きしておるし、平成26年4月1日現在で何人程度の短時間の再任用が採用される、そこへ張りつく予定なのかということをお聞きするために聞かせていただいております。そこを端的にお答えいただければ結構ですが。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

今先ほど高橋委員のほうから御質問いただきましたことを、もう一度御説明を改めてさせていただきます。

まず、平成25年度における市長部局の再任用、これ全て短時間ですけれども、これは11名でございます。平成26年4月1日以降については、市長部局においては総数で15名ですが、そのうち14名が短時間でお1人がフルタイムという形になります。それを全体でいきますと、市長部局とその他の部局合わせて総数でいきますと、平成25年度は20名、全て短時間。平成26年4月1日以降については23名が短時間で4名がフルタイムということで合計27名という形になります。

以上です。

○高橋委員

現在既に11名、市長部局で短時間再任用がいるということですね。来年度も15名張りつくと。それでフルタイム1名入れて390人になりますと。2名入れたら条例定数を超過してしまうわけですねということで今回15人ふやしたい。しかし、短時間の再任用が11人並びに14人ですか、15人ですか、短時間はそこに張りついていると、数字以外にという状況ですね。定数を超過して配置することはできないということが最大の問題ですよ。理事者側が留意しなきゃいかんのは定数を超過して配置でき

ない。

したがって、予定価格と同じように定数をうんと高くしておけばいいけども、落札金額は低いとどういう予定価格の算定にしていけないと、どういう定数の管理をしておるんだと、こういうことになるので、そこは定数の提案と実働の職員の数との関係では大きな差があることは問題になりますということを1つ明記しておいていただきたいんですが、もう一つ確認したいのは、さっき言われた育休等で長期に休職されると、休まれるという場合に、それを補う職員が配置されますね。一般的には非正規で配置されます。私の知るところでは、保育職については任期付任用といますか、短期間任用で正職員の資格で張りつく。3年だったり2年だったりということなんですが、保育職以外にもそういうことはやってみるんでしょうか。私はやってないと思うんですが、その確認と、その場合に定数は育休を取っている人で1名、短期間であるが常勤職で入った場合に1名というふうにカウントするんですか、実職員の数のカウントとしては。そこどうなんでしょうか。

○総務課長

まず1点目の御質問、任期付職員に関する御質問だと思います。任期付の場合は保育職と、もう一つ保健師、学芸員、こういった方たち、いわゆる専門職という方たちを任期付ではお雇いしております。それと、育休でお休みになった方たちのかわりに、そういった任期付の職員を雇った場合については重複でカウントされてしまいます。お休みの方もお1人ですし、任期付で新たに雇った最長3年というふうに言われてますけども、そういった方たちもお1人というふうでカウントします。

○高橋委員

現在そういう方は何名みえるんですか。

○総務課長

現在、任期付の方が9名でございます。

○高橋委員

大体全貌は見えてきたんですが、それにしても現行定数では困難という事態が御報告されたと思

うんですね。

それで、この定数というのは今回提案されたんですが、これはどれぐらいの期間この定数でいこうとしてるのか、いけるのか。要するに今後の市政運営のあり方と人件費の対応と定数というのは非常に密接不可分に結びついていると思うんですね、政策的な問題だと思うんですが、これはどの程度の展望を持って今回御提示になったんでしょうか。

○総務課長

いわゆる産休、育休の代替の任期付の方がこれ以上ふえないという前提のもとで、再任用、フルタイムの方、これは退職をされて再任用を希望される方が基本的に全員の方が仮に手を挙げてフルタイムにしてくれと言われても耐えられるようにしとかないかんもんですから、そういった前提条件を加味しますと、平成32年が多分再任用フルタイムの方のピークが平成32年ぐらいには訪れるのかなというふうに思っております。それ以降、若干下降線をたどるとは思いますけれども、今の前提条件がもし崩されないとすれば、そこまでは大丈夫だろうというふうには感じております。

○高橋委員

平成32年で再任用職員というのは、どのぐらいになるんですか、見込みでは。

○総務課長

全ての方が仮にフルタイムを御要望なさったとすると23名でございます。

○高橋委員

再任用職員もフルタイム職員も重要な職員ですよ。これはフルタイムでは活動していただけるということであれば経験、キャリアも豊富だし、そして市役所で長いこと積んできたノウハウもお持ちなので有力、しかも強力な戦力というふうに私、理解するんですね。

そういうフルタイム職員が間違いなく人材として確保できるということであれば、新規の採用との関係でそれが抑制されていくということに結果的にはなるわけですね。なるわけだと思います。しかし、そうしますと、雇用の機会を奪っていく

というもう少し大きな社会的な秩序との関係があるので、そこはなかなか難しいところだと思うんですが、フルタイム23名を要すということと新規の若い人々に役所の職場で頑張っていたきたいという社会的要請をどうやってマッチングするかということとを非常に私、関心があるんですが、どういうふうにお考えでしょうか。今回の定数の提案と23名のフルタイム再任用が生まれてくるという現実と新規採用の拡大という点では、どういう御所見でしょうか。

○総務課長

まず1点、再任用フルタイムの方が今後ふえていくと思います。そういった場合、退職をされた方が再任用フルタイムになったから行ってこいでプラスマイナスゼロだから退職された方があったとしても新規採用職員を補充しないのかということだと、そういうことがあってしまうと人事の立場から言いますと、職員の年齢構成が非常にいびつになってしまう、あと、新陳代謝が悪くなってしまいうようなことがございます。それと、今後の市民の皆様からの付託される行政需要というのは今後の非常にふえるということが当然予想されます。

したがって、その辺のバランスをいかにとっていくかというのが非常に重要でございまして、退職された方が再任用フルタイムになったからプラスマイナス1だからその分は補充しないという考え方はございません。基本的には、できるだけ補充はしていきたい。

ただ、退職者の方は新規採用職員で補充はしていきたいというふうに思いますけれども、行政需要とのバランス、それと、フルタイムじゃなくても短時間でもそうなんですけども、再任用の方というのは今までと同様のお仕事をやっていただく場合もあるかと思えますけれども、ふえる行政需要に対して、新たな行政サービスを生み出すという、そういったしかけにも使ってまいりたいというふうに思っておりますので、その辺は今後バランスを考えながら、新規も当然とりながら再任用フルタイムの雇用の場を確保してまいりたいとい

うふうに思っております。

○高橋委員

話は抽象論になるわけですが、議案第2号の参考資料、先ほど総務課長が言われたこの表に、願わくばフルタイム再任用が何名どの部署に配置されるのか。この市長部局から教育のその他まであるわけでしょう。ここの中に欄外にしてはちょっと失礼かもしれませんが、フルタイム再任用が何名あるのか、なお短期の再任用が何名あるのか、これは括弧でね、これぐらいのものを出していただきますと再任用の職員のバランスと現有勢力のバランスというのが、もう少し我々、手に取るように理解をできて当市の人事行政がわかると思うんですが、そういう資料を今から出せというんじゃなくて、大至急つくってお出しただけませんか。

○総務課長

早速資料は作成させていただきまして、作成でき次第、お届けしたいというふうに思っております。

○高橋委員

そういう定数の条例で人事管理やっていくわけですが、同時に問題になるのは、非正規の職員が一体どこにどの程度配置されておるのか。

今、人数だけで言いますと短時間のほうが多いんです。その時間でつぶしていきますとフルタイムのほうが延べ時間はたくさん仕事をされているんですが、実態としては短時間職員のほうが、正規職員でない人のほうが多い。

本来どの部署にどの程度の非正規職員が配置されているのか、これもこの一覧表の中に落とし込んでいただきますと、そして合計でどんだけになるのか。日々動いておるんだと、こんなことはというふうにおっしゃるかもしれませんが、ある断面で結構ですので、そういった人数も合わせたものをここにお出しいただきますと、より一層明らかになるのではないかと思うんですが、いかがですか。大体今、どんなあんばいですか、非正規の職員の数と正規職員の数と。

○総務課長

今、お話があったのは、いわゆる臨時職員の方の数字だと思います。臨時職員の方の総数が、現在一番新しい、毎月のように変わりますので、2月1日付でございます。2月1日付で総数で臨時職員の方が、これは全て合計しまして528名おります。

○高橋委員

したがって、この表の中にその部署ごとに落とし込んだものをセットでね、先ほど言ったものと合わせてお出しただけでないかということですね。その点、どうですか。

○総務課長

作成することは可能ですので、入れさせていただきます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号について、挙手により採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第2号 知立市職員定数条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第3号 知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議

題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号について、挙手により採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第3号 知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

第4号、第5号、市長、副市長、教育長の給料の減額を1年延ばしたいということでもあります。いつまで減額措置を継続されるのか、なぜ減額が今日も有効なのか、このあたりを御説明ください。

○林市長

これを減額させていただいたときの動機でありますけれども、市税が一番大きいときに120億円を超えていたときがあったんですけれども、10%以上、たしか記憶の中で市税が落ちました。そうした中で、私も10%市税が落ちますと、ほかのいろ

いろな市民の皆様方に対して辛抱をお願いをしていく部分もある。そんな中で、私自身も辛抱できる部分、市税が10%下がったということで、私も10%下げさせていただいたということでありまして、これはいつまで続くかということでありまして、けれども、今年度平成26年度市税108億円、110億円いってなかったと思うんですけども、その中で、まだまだ自分の気持ちの中で市税の回復感がないなということでありまして、私としては、ことしも1年続けさせていただきたい、そんな思いでございます。

○高橋委員

市長が100分の10、副市長は100分の7、次の条例の教育長は100分の5ということで、市税の収入が回復してないということを経由に挙げておられます。

ただ今、日本経済は賃上げと。賃金を上げて購買力を高める、これが経済の支えなんだというのが定説ですよ。その手法はいろいろあるし、どういことをすれば一番いいのかというのは、いろんな考え方があります。私たちもベースアップすることによって人々の懐を温め、そのことを購買力の増進につなげながら国内市場、国内景気を引き上げていくというセオリーについては大いに進めるべきだというふうに考えております。

そういう視点から言いますと、今の市長の見解は、大きな意味での国の流れに反するのではないかとはいえずに感ずるわけですが、当初、減額条例を出された初期にはそういう矛盾はなかったかもしれませんが、ここへくると、果たして市長がいつまでも本法はそのままにした減額措置を継続されることは妥当なのかどうかと。職員給与の減額をも加味するような、それをも誘導するような、そういう施策ともリンクして、この種の減額措置というのは、やや時代的要請を超えている内容ではないのかという側面が大きくなってきていると思うんですね。この点、どのように御理解いただいているのでしょうか。

○林市長

今、高橋委員の御指摘よくわかりますし、理解

をするところでございます。

しかしながら、市税全体がまだ知立市として回復していないということも一方であるわけでございます。そうした中で、私としても購買をする、この日本経済を回復させるということという意味では、自分のお金でいろんな物を買って貢献をする一方、もう一つ懸念するところは、ほかの職員の方々に対して、やはり影響していかないかな、そのあたり十分配慮する、そんなことも大事だなというふうに思っております。そのあたりは十分気をつけていかなければいけないと思っております。

○高橋委員

市税が思ったより上がっていないということと、3役の給料がそれとリンクさせて決めるということは一面妥当性があるようなのですが、根本的には違う話なんですよ。給料の額というのは当然その職務に対して受け取るべき報酬、それを受け取って、より頑張って貢献していく、そういう流れの中で決められるものであるし、市税というのはいただいた税が減ってくれば、そういう中で施策の打ち方も当然変わってくる。

したがって、リンクがゼロとは言いませんけども、そこをリンクを強調しますと、これは結果的には報酬のあるべき姿が見えずに、そもそも論を逸脱して給与が決まってくるということにもなりかねません。

私は、今回こういう提案で継続ですよということなんだが、しかるべき検証や、しかるべき方向性をきちっと示された上で、なおしばらくということがないと、よろしゅうございますよと、減らすわけだから、お疲れさん、御苦労さんというレベルでは少し違うのではないかとはいえずに思うんですね。

みずからの給料を上げるというのはなかなか大変だろうから、先ほどからいろいろ議論があるんですが、しかし、下げておればいいんでしょうというのも、これは違うと思います。これは職員もこの間はなかなか給料が上がらずに御苦労されておりますよ。なおかつ地域手当が今後どうなるか

ということも含めて、なかなか経済的にも厳しい側面にもさらされている。そんなときにトップが、みんなで頑張って地域経済を盛り上げようじゃないかと、そういう視点から職員の給料の上げ方も考えようじゃないかというリーダーシップがあってもいいではないかというふうに思うんですが、これは副市長がさっきから、おれの番だと。

○清水副市長

当初、特例条例を提案させていただいた時点で先ほど市長の税金を見た側面と、もう一方では、今御質問者も触れられましたけども、当時の職員の期末勤勉の年間の支給月額縮小されていることだとか、そういった給与改定というものもマイナスに働くというような状況もございました。その中では厳しいところなので、それは同じようにその厳しさを共有するというような側面もあったというふうに私は理解しております。

今般のいろんな春闘の状況を見ておきますと、いろいろベースアップというお話もあるようですけども、ことしの人事院勧告がどういった調査の結果としてどういった勧告をされるか、まだ未知数ではございますけども、そういった意味では、我々職員の給与もそういったところでの一定の期待感と言いますか、まだわかりませんが、そういう1つの風と言いますか、そんなことも感じるわけでございます。そういった中では、当然そういう全体の給与の好転というものがあるとすれば、そういった常勤の特別職の給与額についても、またさらに検討の余地があるのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○高橋委員

総務部長、職員が首長に物を言うのは大変かもしれないですが、ぼつぼつ減額条例やめたらどうですかと。私は人事の担当責任者だけでも、それぐらいの進言したらどうですか。

○総務部長

うちのほうの市長は一番初め、平成22年の4月から実施しておりまして、これにつきましても報酬審のほうのところでも市長も市民に対して異常に

税が厳しいというような形で、みずから姿勢を示されたらどうだというようなことを受けまして市長がみずから3役含めて実施するというような形でございますので、私のほうの口から市長の方針でございまして、やめたらどうですかということとは言えません。

以上です。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号について、挙手により採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第4号 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号について、挙手により採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第5号 知立市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

これ、災害防止協定も含めて他市から知立市に災害支援をしてくださった方々に災害派遣手当、インフルエンザ等の緊急事態派遣手当を出したいという条例なんです、金額というのはどこかで決まっているんですか。

○安心安全課長

ただいま御質問の知立市へ災害派遣していただいた場合の支給方法でございますが、知立市の職員に支給される諸手当の例によります。

具体的な金額で申しますと、公共の施設、またはそれに準ずる施設で30日以内の期間は3,970円、その他の施設は6,620円というふうに決められております。

○高橋委員

不勉強で申しわけない。もう一回、幾ら支給されるのか、金額ですよ。

○安心安全課長

3,970円でございます。

○高橋委員

それは日額で、何日やってもその額ということですか。期限が決まっておるんですか。その業務の内容によって金額が変わるんですか、変わらないんですか。

○安心安全課長

公共の施設、またはこれに準ずる施設で滞在をする場合は、先ほど述べました30日以内の期間でございましたら3,970円、30日を超え60日以内の期間で3,970円、60日を超える期間も同じでございます。

その他の施設に滞在される場合は、1日につき30日以内ですと6,620円、30日を超え60日以内の期間は5,870円、60日を超える期間につきましては5,140円となっております。

○高橋委員

これは別条例で決まっているのでね、この条例の議論とはちょっと離れるんですが、さっきおっしゃった最初のほうですね、3,970円というのは3カ月やろうが、1カ月やろうが1日当たりの金額変わらないよということが決められていると。3カ月以降については決められていないということですか。3カ月以降ずっといつまでも払うのか、いや、一定の区切りをもって対応するのか、そのあたりの派遣の期間も含めてどうなっているんでしょうか。

○安心安全課長

60日を超える期間、例えば6カ月でも3,970円でございます。

○高橋委員

そういうことなんだが、現実的に支援を受ける場合に、6カ月も1年ともいうわけにはまいらん面が多いと思うんですね。その辺をどういうふうに踏まえていらっしゃるのか、この手当の額、そして新たに派遣手当を支給する、大体どの程度の派遣期間を想定するのか。災害の規模にもよります。

すから単純ではありませんが、協定を結ばれた市との関係も含めて、そのあたりどういう御感想でしょうか。

○安心安全課長

ただいまの御質問でございますが、例えば、今七ヶ浜町に派遣されております職員、6カ月分でございますが、その想定で今、御返事を差し上げたつもりですが、この場合も3,970円の6カ月分というふうには今のところはなっております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号について、挙手により採決します。議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

この市税条例は、本会議で佐藤議員が少し触れ

ましたが、なかなか難解で、よく腹に落ちないというのが実態です。特にどこをお示ししたらいいのか、参考資料のところでしょうかね。第45条の2第1項、特別徴収の件は一応理解いたします。第45条の5第1項、つまり変動があった場合に、なるべく変動を少なくするような年額の分担と言いますかね、振り分け、これについても一応理解をいたします。悪いことではないというふうに思います。

ただ、市民税、条例附則第16条の3以降、株式譲渡に関するものなどがなかなか難解で、私の能力を超えているんですが、わかりやすく説明いただけませんか。

○田中健委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時46分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

これにつきましては、今まで配当所得だけだったものに対して、これからは特定公社債等の利息についても配当所得と同等に算入するというところでございます。

これにつきましては、今まで公社債の利息等譲渡等につきましては非課税であったものについて、国のほうは今後課税をしていくと。ただ、これにつきましては、市で課税するものではなくて県のほうで課税していくものに含めますよということでございます。

それと、課税することによって損益通算されるようになりましたので、その損益通算部分については市税の関係に含まれてくると。ですけれども、利子についての申告は県のほうにされますので、そして県のほから市のほうに交付金の一部として配当があるという状況でございます。

ちょっとここに書いてありますが、市に直接関係するものとしては損益通算できるということだけのことでございます。

○高橋委員

この源泉分離課税の対象から申告分離課税の対象に改めると。源泉分離課税というのは総合課税ではないよという意味ですよ。この対象、今までは総合課税だったということですか。追加され、源泉分離課税の対象から申告分離課税の対象に改めるということは、いかなることを意味しているのか。

また、上場株式等譲渡所得と損益通算を可能にするということは、どちらかで穴があけば、どちらかでその利益があっても相殺するよと。連結決算で親会社が利益上げておっても別な会社で赤字になれば連結して穴埋めして税を決めますよというような趣旨のことがあります。ここでいう損益通算を可能にするというのは、いかなることを意味しているのか、もうちょっとわかりやすく御説明していただくとともに、この条例改正がされますと知立市にかかわる税はふえるのか減るのか、事態が変わればそれは税は変わりますけども、1つの固定した状況であるとした場合に、増税になるのか減税になるのか、このあたりはどういうふうになりますか。

○税務課長

今まで利子所得につきましては、愛知県の方への申告、利子所得ということで申告されて配当所得割ということで知立市のほうに交付金として一部まいておったわけですが、それとあと、社債ですね、公社債、そういったものは今まで非課税だったんですが、これが課税対象ということになりまして、上場株式と公社債のようなものが特定公社債、それ以外の私募につきましては一般公社債というものに分かれまして特定公社債というものは今までどおり愛知県の方に申告していただきまして、株式譲渡所得割交付金というものが知立市のほうにまいるということになります。

ですから、今まで課税されてなかった非課税だった社債とか利息の一部については県のほうを通じて知立市のほうへ交付金としてまいますので、ふえるものと判断しています。

ただ、そういった今まで非課税だったものを申

告するわけですので、損益通算ができるように一部のものについては変えております。それについては、市のほうの申告納税について、そこら辺の損益通算をしていただいて知立市のほうに申告していただきますので、その分については損益通算をされれば、うちのほうとしては、その分減という形になると思います。

ですから、そこら辺、県のほうからの所得割交付金と、うちのほうの損益通算との部分で増なのか減になるのかちょっとわかりませんが、全体としては課税部分がふえますので、知立市としては交付金の部分で増になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員

かえって話が難しくされたような感じすらしますが、要するに株式譲渡の益、あるいは利息の益というものをどう課税するのかということは今までもずっと議論になってきましたよね。それは総合課税にすべきだと、そこだけ別立てにして課税するので総合課税にすべきだと。つまり、利息と株式譲渡等で利益を得た人は、総合課税で税を取っていただく。たくさん税が納めるという仕組みが必要ではないかということが、る議論もされてきましたんですが、今回のこの措置というのは、一部そういう方向へ向かっているということですか。

しかし、損益の通算も可能だということになると、出たり入ったりというごぼごぼの標準化ということになりますので、そこはいかなるものかという感じもいたしますがね。もうちょっとわかりやすく、上手な説明というのは私が求めても困難なんじゃないかな。どうでしょう。

○税務課長

損益通算できるということだけではなくて、今まで非課税だった部分が申告に回りますので、ただ、市ではなくて県のほうに申告になりますので、その分の県からの交付金というものはふえると思いますので、市全体としては損益通算されて減される部分よりも増加するのではないかなというふ

うに思います。

それとあと、総合課税ですけれども、総合課税は今まで市民税とか国税でもそうですけれども、株式等の収益を今、個人の所得とあわせて申告するのが総合課税になる。それとは別に源泉分離課税というのがございまして、株式を今は10%ですけれども、これで20%に戻りますけれども、20%最初から税を引いたものをそのまま税を納めて、それは所得とはみなさずに別にやるのが源泉分離課税になります。

それで、今回もう一個ふえてきたのが申告分離課税というのが1つふえてきました。これはそれぞれ先ほど言いました株式とか利息とかそういったものを所得とは分離して、それだけでまた再度申告して、最初から20%、10%税率は決まっていますので、その利息額とか所得によって税率を掛けて税を納めてもらうと。その3つのものでそれぞれ判断して個人の方が申告していただくという形に変わりました。

○高橋委員

ちょっとよく理解できにくい面もあるんですが、もう一つ伺っておきたいと思いますが、市民税の特定非営利活動法人の市民税の減税、寄附行為等をした場合の控除の案件があります。ここに表記されているのは、特定非営利活動法人まちづくり重原とあるんですが、これはどういう活動をしている組織なんでしょうか。

○税務課長

この法人は、定款に記された目的を読まさせていただきますけれども、市民参加による市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりを中心とするさまざまな事業を行い、市民、行政、企業の参画により地域コミュニティーを構築することで広く市民公益に寄与することを目的とすると、ちょっとここまでしか把握しておりません。

○高橋委員

これは上重原2丁目6番地、杉原元司さんですよ。杉原元司さんと聞いて、この地番からちょっとイメージが湧くんですけど、イメージが今の答弁でさっぱりわからないようなので、何をやっ

てみえる団体なんですか。ここに寄附した場合に控除の対象になるよと。今までも幾つかありましたよね、かとれあとか3つか4つあったと思うんです。これに今回この団体を加えますよと、認知しましたということなんで、これは悪いことじゃないと思うんですけども、もうちょっとわかりやすく。

○税務課長

一応この団体、県のほうのNPO法人に認証されたのが去年の5月30日です。内容的について私、まだ把握しておりませんので。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号について、挙手により採決します。議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第7号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号 知立市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○風間委員

それでは、先ほどのこれは議案第1号との関連  
で、今回条例設置した審議会、協議会の委員に対  
する報酬を支払うというものであります。

それで、まずこの日額6,800円となっております  
ね。この金額を規定した根拠というのを1点教え  
ていただけますか。

○総務課長

大変不勉強で申しわけございませんが、もとも  
と6,800円をそもそもどのような根拠でもって設  
定したかという形になりますと、ちょっと不勉強  
で申しわけないんですが、詳細を把握しておりま  
せん。

○風間委員

別にこの法律上は第203条の2の第1項で、こ  
のような委員に対しては報酬を支給しなければな  
らないとなっておりますので、あとは自治体側の  
自治体了見で金額も決めてやっていくということ  
なんです、いつからこの金額になっておるん  
ですかね。

○総務課長

私の知る限りですが、数十年前からこの金額で  
変わってないと思います。

○風間委員

他市に例を調べると、大分ばらつきがあるん  
ですね。それはいいんですよ、自治体了見です  
からね、裕福なところは1万円を超えておる  
ところもありました。

ずっとですもので、やはり重要な市民の皆  
様に参画していただく一番最大の参画の場  
でありますから、この日額の検討というの  
も一度他市の状況を見て検証を深めるとい  
うようなものも今回を期に一遍やっていただ  
いたらどうかという思いはしておりますが、  
いかがでしょうか。

○総務課長

もう一つ御質問の中身で金額というのが確  
かに聞くことがございます。同じ審議会の委員  
であれば、そのお立場が若干変わっても全  
て同じだということで、果たしてそれが妥  
当なのかどうかも含めまして、私の記憶  
ですと6,800円程度がやっぱり一番スタン  
ダードな金額ではあると思うんですが、お  
っしゃられたように若干高い高額なところ  
ですとか、委員会、審議会の内容によっ  
て若干金額に差をつけている自治体もあ  
るようには聞いておるわけですが、そう  
いった中身については、今後の課せられ  
た課題であるなというふうには思いま  
す。

○風間委員

これ、特別職の報酬条例ですよ。これで  
第3条に報酬の支給の項目がありまして、  
別表でその一覧表があるわけですね。

それで、これは今の答弁とも関連してき  
ますけど、教育委員長から始まって、教  
育委員長は月額5万円、教育委員は4万  
1,000円とかね、監査委員は代表が6  
万4,000円、議会の中からは3万円  
とか、るる規定してきておるんです。

選挙関係の立ち会の選挙中あたりは1  
回1万4,000円とか、選挙立会人は1  
万3,000円とかあるわけですね。これ  
はもう一つ含んでいただきたいのは、こ  
ういうものもあわせて全体的な部分で  
一遍どんなものかを検証していただ  
ければと思うんですが、その辺はいか  
がでしようかね。

○総務課長

確かに例えば私どもの所管で、選挙の  
ことで申しますと立会人と開票責任者  
の方、管理者と立会人と余り大きな  
差がないですとか、そういった点、  
確かに職責の重さを考えますと、そ  
の辺もう少し差があってもいいよ  
うな感じは個人的には受けません。  
そういった面も含めて、今後、鋭  
意検討は重ねたいというふう  
に思います。

○風間委員

それで、この審議会の委員の報酬  
なんです、日額6,800円。これの  
支給根拠は第203条の2、審  
議会、調査会、その他の構成委員  
は普通公共団体の非常勤の職員  
としてそれに対して報酬を支給し

なければならない。第4項で報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないということで、ここに規定されているんですね。

それで6,800円ということでもいいんですが、これを要綱設置しているそういう私的諮問機関、こういうものに対して報酬の支給というのは法律的に認められておりません。それは違法だという考え方ではありますが、それで間違いありません。

○総務課長

御指摘のとおりです。

○風間委員

ただ、せっかく来ていただいて、非公式の私的諮問機関というふうに申し上げますが、そういう方々に対してもなかなかわかりにくいんですよ。公式の附属機関なのか、非公式なのか。だから、あなたのところがもらっておって、何でうちはもらわないとか、そういう部分もありますから、そういう部分を解消するために公式な審議会委員、附属機関の委員に決められております報酬支給のこの部分を役務の対価として報償費を支給することは可能であるというふうに行政実例の実態には明らかにされているわけです。そういう部分から行政の側は、こういうものは報償費という形で毎年予算を組んで必要な開催時には、報酬予算を設定しておくという部分ですが、その報償金に対する法解釈論とか、全国的な訴訟の状況、裁判所の判例とかそういうものの不法支出だという部分があるわけですよ。

だから、この辺のグレーゾーンという部分は真摯に受けとめていただいて、ですから正式な条例根拠、自治法の根拠である報酬設定、条例の必須の条例設置のそういう形にもっていかなければならない、こういう部分からもそれが言えるわけなんです。この報償金の支出ね、いいという可能であるという見解ではありますが、ここで私が、きょう申し上げておきたいのが、報償金の場合は報酬のほうは日額6,800円で、例えば公平委員会、全員どんな職種の方も6,800円ですね。

○総務課長

報酬の場合は、そうでございます。

○風間委員

これは全ての委員会も、この法律のとおり一律6,800円と決まっておるわけです。報償金の場合はどうなのかというと、行政側が基準というのがどこの位置づけになるかわかりませんが、法律、条例、規則、要綱、要領、その下にくるんですけどね、この基準でこのような形で一覧表になるわけですよ。

それで、大学教授相当は1万8,000円、準教授は1万4,000円以内、大学講師は1万2,000円、弁護士は1万8,000円、医師1万8,000円、税理士、薬剤師は1万4,000円、僧侶、何で僧侶が入っているかわからんですが、これ6,000円以内。一般6,000円以内。実技指導者、これはちょっと違う形のやつですが、こういう形で振り分けられているんですね。

私、前の一般質問でもこの件はちょっと苦言を呈して問題提起させていただきましたが、これはよろしくないんじゃないですかね、この報償費の差別的というのがですね、職に対する金額をこのような形で相違させるというのは、この法律論から言っても余りよろしい状況ではないと考えますが、その辺の所見をお聞かせください。

○企画部長

今回の平成26年度予算におきまして、この報償というのは、ほとんどのものが6,000円に統一させていただきました。

しかしながら、今、委員持っておられるようないろんな定価表がございます。さまざまな役務の対価として、その値段で呼べないような状況もあるので、これは大変難しい状況なんです。今回この附属機関の条例を設置するに当たって、報償から報酬になって、かえって下がった方もみえる状況で、附属機関となればその条例で定める報酬を支払わなければならないわけですが、他市の状況を見ますと、その値段にもいろいろ差をつけておられる市もございますので、それも今後の研究課題かなと思っております。

○風間委員

だから、その考え方が法律をはるかに拡大解釈しているということを申し上げているんです。これは間違いのない話なんです。報酬のほうは、きちっと第203条の2の第1項で報酬支払わなければならない。それで第4項で条例でこれを定めなければならない。これに基づいて適切に一律6,800円で支給している。報償費になると、そういう都合の話が出てきます。それは当然です。できるからなんです。支給することは可能であるという行政運営実態にあるだけです。だから、いかようにも味つけできるんです。それが問題だと言っているんです。

やはり私は、これはこの法律論に基づいて日額6,800円を正式の委員が報酬をいただいている、これは職に差別なくですね、これに準ずる形に報償費もしていかないと、これはいささか市民から見ると不法支出だというようなね、こういう拡大解釈をしておるとそういうものにもつながりかねないのではないかという懸念を持っているんですが、いかがでしょうか。

○企画部長

確かに報償費というのは財務上の実務上許されておる範囲でございまして、今回の予算では、ほぼ一、二件を除きまして6,000円で統一させていただきましたけども、担当からはかなり抵抗がありました。一部そのためにできないところもございましたけども、今後、統一的な考えを持ちたいと思っております。

○風間委員

確かに全部洗いましたよ、私も。七、八か八、九ありましたね、報償費は。それで割り切れる数字なものですから、多分一律6,000円だなという部分で安心しておったんですね。

それで、抵抗があるなしじゃないんですよ。それは法律論をしっかりと部下なり担当の一番の職員の皆さん方にしっかりと認識していただかないといかんです。これは余りにもグレーゾーンがあり過ぎの制度です。だから、この基準というのを改めていただきたいと私は思っているんです。これは、もう報酬日額6,800円、それに準じるという

ようなね、そういう形に変更していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長

考え方としては、平成26年度当初予算で統一6,000円という考え方をしておりますが、どうしても詰め切れなかったところがございますけども、今度、今後の課題とさせていただきます。

○風間委員

来年度に向けて詰めていただきたい。これは放置していくべき問題ではないと思いますよ。もう即刻これは整理させて次年度、あるいは9月補正で必要になるそういう委員会も出るかもしれませんが、そういうときのために的確に内部で検討して精査していただければと思うんですが、よろしゅうございますか。

○企画部長

予算上認めるところもございまして、実際の執行では統一6,000円だという考え方は財政のほうから伝えたいと思います。

○風間委員

今回まとめ切れなかった2件って、どこですか。ちょっとこれ、予算になるけども申しわけない。今わかっておるなら教えてください。

○企画部長

私の記憶にあるのは1件しかありませんけど、地域交通会議だったと思います。

○風間委員

わかりました。いずれにしても、こういう部分を解消していただいて、より法律に沿った的確なそういう運営、取り組みをしていただければというふうに思います。

以上です。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号について、挙手により採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 知立市社会教育委員に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 知立

市社会教育委員に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 知立市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○風間委員

まず、今回の条例改正は、地方青少年問題協議会法の改正によって委員を変更する必要が生じたためという本会議の答弁がございましたが、改めて申しわけございませんが、その辺の状況を確認させてください。

○生涯学習スポーツ課長

青少年の問題協議会委員の関係でございますが、まず、改正の中で、現在会長は地方公共団体の長が務めるといような規定がございました。

また、青少年問題協議会委員の委嘱の基準も定められておりましたところが、今回そこが削除をされたというところで委嘱の要件が必要な場合においては知立市の条例で定めるということで改正をお出ししました。

以上でございます。

○風間委員

それからいま一つ、委員の選任についても改正状況がありますよね。それもお願いします。

○生涯学習スポーツ課長

委員につきましては、専門委員と幹事を置くことができるようになっておりましたが、実際にこれまで実例はなく、また、この青少年問題協議会の下部組織で活動部会として青少年健全育成連絡協議会というのがあります。こちらでも会議を年2回程度行っており、御審議もいただいておりますので、この委員については削除をさせていただいております。

以上です。

○風間委員

それから、本会議にありましたように、議員も削除ということでもありますね。

○生涯学習スポーツ課長

議員につきましては、審議会の委員ということで、これまで抜いていくというような方向の流れ

できておりますので、今回、法のほうで要件が削除されたに伴い、今回、委員から抜かせていただくということにさせていただきました。

#### ○風間委員

そういうことですね。我々知立市議会は、平成十二、三年でしたかね、このような行政の執行機関の附属機関で政策立案過程に議員が委員として参画するのは執行権に対してどうあるべきかという議会改革の初歩のころの議論で、いろいろ議論させていただいて、余り執行権の侵害につながるようなそういう行為は好ましくないということで、他市に先んじて、たしか平成十二、三年だったと思いますけど、完全撤退という形にさせていただいたんです。

それで、ただし、法律でこの地方青少年問題協議会法の第3条にある、委員は地方公共団体の議会の議員、こういう法律規定、あるいは都市計画審議会でもそうですね、都市計画法の下にある基準を定める政令の第3条、学識経験者のある者及び市町村の議会の議員、こういう任命の規定があるものはそのまま仕方ない、法律論ですからね、残しておいたという部分はあります。それで今回は法律が改正になって、いよいよもって我々の判断のとおり理想の形になっているという形ですね。

それで、我々はそのような形で議論を先んじて、その後いろいろ調べてみますと、やはり附属機関の構成員に議会の議員を加えることは適当ではないという、これ調べた結果、行政事例昭和28年版がまずあります。それから、法学的な考え方ですと、やっぱり議会の議員が附属機関の委員等となることは、委員等は兼職が禁じられている常勤の職員ではなく、附属機関の意見等が超決定的に拘束するものでないことから法的には可能であるが、附属機関への職務内容によっては事実上、執行権への介入として捉えられる場合もあり、慎重を期すべきであろうと、こういう解釈論があるわけですね。だから我々の決断というのは、こういう法律とか制度論に照らし合わせても正しかったなという思いはしておりますし、より今後も精査

していかなければならないんですが、しかし、この行政事例と、まだ都市計画審議会と残ってるんですよ。法律で規定して、委員は市議員の中から選びなさいというね、これは完全なる矛盾なんですね、法律の。非常にちょっと国のやっつることに対して心外な部分を私は感じておるんですが、その辺はいかが捉えられておりますかね。

#### ○企画部長

法令根拠に基づくものについては、我々ちょっとどう修正していいものかどうかよくわかりませんが、今後それは解消される方向ではあると思いますけども、とりあえずはそういう法令がある以上、従いたいと思っております。

#### ○風間委員

だから我々も従っておるけど、矛盾を感じておるんですね。それは共有するところだと思うんですよ。まさしく共有しておるんですよ。行政事例で好ましくないという事例を、これは自治総務局が出しとるにもかかわらず、法律では議会議員はやめなさいと、こんな矛盾ないんですね。だから、こういうものは国会のほうで徐々にではあるでしょうけど、整理していったほしいなという強い思いは私、持ってます。だから、ちょうどいいんです、これは外れてね、我々がちょうど整理できたなど。

それから、もう一点が、市長が外れたということですね。それで、この件に関して先にやりますが、我々議員の論拠は申し上げましたから、執行機関の附属機関に市長が入った場合はどうなんだと。委員を当該執行機関の長が兼ねることは差し支えないという行政事例が出ています。これは昭和33年版で出ていますね。

ただし、法学説上は、たとえ法律的には可能であるとしても附属機関に対しては隠れみの、御用機関という批判もなされる場合があり、第三者機関として公正さを保つ意味から慎重な対応が望まれるという、こういう法律的には許されてるけど余り好ましくないというような、こういう法学説があるんですが、そういうものも含めて今回、市長は外されたという、そういう解釈でよろしゅう

ございますか。

○生涯学習スポーツ課長

第3次一括法からこの青少年問題の法律も一部改正となってまいりました。これに伴って、愛知県の生涯学習の担当課長会議、こういったところで各市の今後の予定ですね、首長を会長にするのか、またまた外していくのか、そういった調査もされました。

そういった中で、やはり首長がそのまま会長をお続けになる予定の市もありました。知立市においては、法令担当とも相談をして、やはり諮問機関に首長が入っておるのはいかがなものかということで、知立市としては抜かしていただきました。

以上でございます。

○風間委員

知立市としては、今後はそういう方向性で、ほかにたくさんありますよね、私的諮問機関を含めて。

今、市長が委員になってる私的諮問機関ございますか、ちょっと紹介ください。

○企画政策課長

手元にそういった資料を持っておりません。

○風間委員

一遍調べていただいて、やはり端的に考えましても余り感心はできませんよね。諮問しておって諮問した御本人が委員会の中におってね、それで自由闊達な議論が当事者がおって、なかなか民選の委員はできにくいというようなね、これは当たり前前の話でして、だから慎重な対応が望まれるという法学説上こういう見解も出ているわけですね。だから、そういう部分はもしあったら後でまた教えてください。そういうものは是正していただいて、来年度以降はそういう矛盾するような対処は極力控えていただくというような状況がよろしいかと思いますが、今後の話としてよろしゅうございますか。

○企画部長

差し支えないという法令解釈もございますけども、委員おっしゃるとおり、附属機関の中に首長がおられるというのは好ましくない状況ですので、

ちょっと要綱の中にどれだけあるかわかりませんが、今後調査し、また是正もさせていただきます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第15号について、挙手により採決します。議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 知立市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第16号について、挙手により採決します。

議案第16号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第16号 知立市文化会館の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 指定金融機関の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

今回、指定金融機関を岡崎信用金庫にするという提案であります。従来の碧海信用金庫から岡崎信用金庫に変わるわけですが、市民サービス上、何か変更はございますか。

○企画政策課長

派出所の開設時間でございますが、現行が午前9時から午後4時30分のところを今回の岡崎信用金庫、午前9時から午後5時までということで市民の皆様へのサービスの向上ではこの点があるかと思えます。

○高橋委員

現在は午後4時半で指定金融機関は御退場になると。したがって、午後4時半以降は指定金は使えないというのが現状ですか。市の職員がそこを補うというようなこともやっつけいらっしゃるんですか。どうですか。

○会計管理者

現行におきましては、朝8時半から午前9時まで、午後4時半から午後5時15分までは税務課の窓口及び会計課の窓口、そちらのほうで納税のほうをしていただいております。水道料金については水道課のほうで行っている状況でございます。

○高橋委員

もう一回時間を。早口だったものですから、もう一回ゆっくり。

○会計管理者

現行におきましては、午前8時半から午前9時まで、それから午後4時30分から午後5時15分までの間は税務課の窓口、会計課の窓口、水道課の窓口で対応をしております。

○高橋委員

今度、指定金が変わりますが、この時間が変わるんですか。

○会計管理者

先ほど企画政策課長が申し上げましたとおり、30分間延長されますので、その部分、市民の方が派出所で納税ができるということになります。

○高橋委員

そうすると、午前8時半から午前9時までは現在と同じ指定金の窓口は閉まっていると。午前9時から現在午後4時半までの指定金の業務取り扱い時間が午後5時15分までになると、5時までになると、どちらなんですか。

○会計管理者

午後5時まで派出所で開かれますので、15分間は各課の窓口ということになります。

○高橋委員

わかりました。岡崎信用金庫は3年前の指定金変更のときにはこういう条件を出していなかったというぐあいと思うんですが、そのあたりはわかりますか。

碧海信用金庫が最もすぐれていたんです、窓口対応も含めて。岡崎信用金庫が今回その別表を見ますと、一覧表を出していただいんですが、午後5時までいくんだと、こういう意欲的な取り組みなんですが、そのあたりはおわかりになりますか。

○企画政策課長

私の手元には前回の資料を持って来ておりません。

○会計管理者

前回平成24年3月の議会で出されたものでありますけれども、岡崎信用金庫の回答といたしましては、午前9時から午後5時まででございます。

○高橋委員

開設時間は変わらないということだということですね。

かつて指定金融機関を固定化するかという議論もありましたね。今、3年交代なんですけど、固定化したほうがベターだという御意見もあり、また、近隣の各自治体でも固定化しているケースがあちこちにあるんだと。それらを踏まえて検討するということでしたが、開館時間と言いますか、指定金の現金取り扱いの時間が現在よりも長くなるということは、とてもよろしいわけだし、先ほどの定数条例ではないですが、よりサービスのいいところへ時代の要請と時代の変化の中できちっと対応していくということを考えますと、必ずしもこの固定化した指定金に選定するということがかなものかという感じもするんですが、そのあたりどういう御所見なんでしょうか。また、どういう検討をされてきているんでしょうか。

○企画部長

愛知県下、1行制をひいておられるのは34市、9割でございます。知立市のようなコンペ方式を用いておるところが4市、碧南市と高浜市とみよし市、知立市でございます。

一定の現行条件と市の要望とどう差があるのかという、こういうコンペ方式をやらせていただきました。競争については指定金の経験行3行に絞らせていただきましたけれども、これは内部でもいろいろ論議がございました。市内の銀行全部入れたらどうだと。私どもは業務上、会計課の意見も聞き、経験行の3行でやりたいということで、この3行で競争意識もあおった点もございますけれども、結果的には営業時間も長く、また、安価にやっていただけるので市民にとっても大変サービスが上がったという結果でございますので、今後ともこれは何行で競争させるかというのは、これからの論議またありますけれども、こういう形式は続けていきたいと考えております。

○高橋委員

先回は碧海信用金庫をコンペで選んだんですね、そういう碧海信用金庫を選ぶ理由があったん

ですよ。今回は、その数値が岡崎信用金庫のほうが上がっていると、結果的に利便性が大きいということで今回入れかえということになるわけですが、したがって、県内は圧倒的に固定した指定金のようなんですが、私は、コンペによる競争性を3年に一度ずつ機会を与えてやるということも非常に有効ではないかというのを今回の措置を見ながら感ずるわけですが、今後の方針や方向についてはどうでしょう。

○企画部長

今回、今までの2年間交代というのは3年に延ばさせていただきました。こういうことで腰をじっくりすえてやっていただけたことと、結果的にそういう安価になった要因になったかもしれないけども、これはまた3年後また指定がえをするわけですけども、とりあえずこのコンペ方式というものは踏襲したいと思います。メンバーについては、またその時々検討の条件かと思えます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号について、挙手により採決します。議案第18号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 指定

金融機関の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算（第6号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算の件ですけれども、数点お伺いをいたします。

まず、予算説明書の81ページ、10款教育費、5項の社会教育費であります。81ページの野外センター管理運営事業についてですけれども、まず、218万2,000円、事業としての減額状況についてお尋ねをいたします。

○生涯学習スポーツ課長

この野外センター施設修繕事業の中で、施設管理備品購入費、これを128万3,000円減額をあげさせていただきます。

これにつきましては、管理運営事業の請負契約の差金ということでございます。

○杉山委員

最後聞こえなかったんですけど。

○生涯学習スポーツ課長

管理委託契約というものを結んでおるわけなんですけど、こういったものの入札差益ですね、そういったものでございます。

○杉山委員

請負差金210万円ということは、その部分がこれだけの差があったということでもありますよね。それは見越しじゃなくて差益が出た点について教えてください。

○生涯学習スポーツ課長

まず、施設管理等委託料は当初負担行為348万6,000円でございますところが予算額が389万6,000円ということで、これが請負の入札の差金となっております。これが41万円。以下同様に、それぞれ差額があるものが当初予算と請負額との差でございます。これを合計したものが218万2,000円でございます。

○杉山委員

各項目の出した金額ですね。各委託料ずつが減

額であったという点でありますけれども、わかりました。

002の野外センター施設修繕事業に関しまして、最初の御返答のほうをまず。

○生涯学習スポーツ課長

野外センターの施設修繕事業につきましては、当初テントの購入、平成24年度も7張を購入しておりますが、平成25年度も購入を7帳していく予定でございました。

しかしながら、テントの利用ということで、山の学習で小・中学校がお使いになる、それと夏に1団体使われる団体があるんですが、個人の利用としては、ほとんどないというような状況から、古いものは張らずに、よいもので対応していくということで、当面買うことを見合わせていかせていただきたいなというところで、今回予算を執行をしませんでした。

以上です。

○杉山委員

当初であればテントを7帳をもう一回購入しようということでありましたけれども、利用状況が少ないのではないかとということで今の状況でありました。

この1年間の野外センターの利用状況をまず教えていただけますか。

○生涯学習スポーツ課長

平成25年度ですが、小・中学校等を入れた数でテントの御利用が199張、951人、ケビンの利用が92棟の御利用で426人、管理棟の御利用が宿泊が16部屋、221人、管理棟の利用、宿泊でないものが30部屋の708人でございます。

以上です。

○杉山委員

利用状況、学校の精算言っていた部分でありますけれども、これは平成24年度との比較はわかりますか。

○生涯学習スポーツ課長

利用者の総数で申しますと、平成24年度1,829人に対して平成25年度は708人となっております。

以上です。

○杉山委員

平成24年度が1,125人で平成25年度が708人ということでよろしかったですか。

○生涯学習スポーツ課長

そのとおりです。

○杉山委員

テント利用というのはこういった施設でもありますし、一般からすると私たちも野外センターにお邪魔させていただいてテントで寝てということもだんだんと遠のいておりますので、ケビンのほうでということ、そういった利用も少なくなっているかと思えますけれども、それだけではなくて利用率も含めて今年度は一昨年よりも400人弱ですかね、少なくなってしまったわけですね。

昨年事故が、火災、ぼや的なものとかそういった点で2件ほどあったかと思えますけれども、その点についての御報告をいただけますか。

○生涯学習スポーツ課長

まず、ぼやがございました。これにつきましては、ケビンを御利用の方が、てんぶらをあげておいた際に火災が発生いたしまして、ぼやで、管理棟においた伊那振興公社の職員が元消防の職員であったということもありまして消火器でうまいこと鎮火はできたというところで、ぼやでおさまっております。けが人等はございませんでした。

以上でございます。

○杉山委員

惨事に至らなくてよかったわけですが、野外センターでの利用率ということで、おとしいろいろな御意見がありながら、ケビンの利用率が半額になり、そして、団体等にも声をかけましようということで1年間見ていただいて、ことし平成25年度は少し400人ぐらい利用が減ってしまったということでもあります。

ちょうど昨年の今ごろといいますか、4月ぐらいに私たちも伊那市との交流でお邪魔させていただいて、昨年は温か過ぎて桜が見られなかったんですけど、ことしだったらよかったのになと思えますけれども、それぐらい高遠というところも近くて、伊那市と交流の中で野外センターというもの

があるその部分が、もっと利用がほんとに多くなっていただければいいなというふうに思うわけですね。

今回のこの予算もいろんな意味で運営事業費なんかはそういった意味で差益で下がればいいんですけども、テントの購入も減らしていく、また、この各棟の修繕等もされていくわけですが、だんだんと利用率も少なくなってきた、こういった1つの財産を大事に使っていかなくちゃいけないということでは、もうちょっと私自身も個人的にも啓発をすごく思ってるんですけども、ホームページの中の野外センターの情報のところを見ると、利用期間も内容といったところを見ると、なかなかちょっとどンドン行きたいなと思うようにはちょっとなっていないというか、そういう感じもしました。

やはりこのセンターを何とかもっともっと市民の皆様にご利用していただきたいということで、昨年もいろんな提案もさせていただきましたけれども、この部分で利用に向けての予算化する中で、啓発に対する野外センターの部分での今回そういった補正ではできない部分ですけども、何か思いはありますでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

現在、手づくりではございますが、ポスター等を庁舎、体育館等にも掲示し、また、チラシ、こういったものも目にとまる場所でお持ちいただけるようなものを、手づくりではございますが、啓発は行っております。

今後も利用者がふえればということで、いろいろと市役所の北側玄関入ったところの電光掲示板というんですか、そういったものにもPRはさせていただいておけるような状況でございます。

○杉山委員

あと一点だけ、伊那市との交流の中で、伊那市との合同の野外センターを使っただけのイベントとか、そういったようなことは考えていらっしゃいますか。

○生涯学習スポーツ課長

現在はスポーツ少年団等が少年団の中でも少年

野球なんですけども、こういったものが合同で野球の試合等で交流があることはありますが、その際に、このテントを使うかどうかというのはまた別で、御利用いただく場合と、ない場合がございます。

以上です。

○杉山委員

センターについては、ぜひ伊那市の交流の大事な拠点として、また、中学生の方々が夏に行っていただく中で、親御さんともにどんどん使っていただきたいなということで、冬季スキーシーズンときは休館になるわけですので残念なんですけれども、夏の部分でしっかり交流していただきたいなと思います。

戻りまして、41ページ、2款総務費1項の総務管理費の町内会のところですね。まず、012の町内会公民館等整備事業で130万円の減の部分をお教えください。

○協働推進課長

012の町内会公民館等整備事業です。130万円の減ですけれども、まず、修繕料、これは町内会の設置しております掲示板の修繕費です。もともと枠で予算を確保しておりましたけれども、今年度については執行の見込みがないということで30万円を減をさせていただきました。

それから、町内公民館の建設、これも町内公民館の修繕、各町内から要望があった修繕について執行してきたものですが、これも予定していた修繕は全て終えて、執行残として100万円ということで今回減額させていただきました。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時08分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習スポーツ課長

先ほど野外センターの利用実績で御報告申し上げましたが、小・中学校の利用人数が入っており

ませんでした。平成25年につきましては1,503名で一般の方が708名ということでございました。申しわけございませんでした。

○杉山委員

町内会公民館整備事業に関しての部分はお聞きいたしました。それで、協働推進課長のほうにお聞きいたしますけれども、これは町内会の公民館整備事業の中での減額ですけれども、この下の公民館建設業の補助金という形での減額になるわけですけれども、この町内会の公民館等での補助の内容についてお聞かせください。

○協働推進課長

こちらの内容は、まず、町内会公民館の修繕、もちろん新築もあるんですけれども、平成25年度においては新築はありませんでしたので、公民館の修繕、AEDの設置に対する補助金、警備費に対する補助金、セキュリティ対策に対する補助金、公民館の賃借料に対する補助金となっております。

○杉山委員

この修繕のところですね。修繕、警備、セキュリティ等お話がありました。前お伺いしたときに、修繕は傷んでしまったところを直すとか、繕うという言葉ですか、修繕になるわけですけれども、傷んだところからまた新たにつくるもの、新設ということに関する部分で、前お聞きしたときに、御手洗い、トイレであれば、あそこのところが和式であると。それを洋式にと。ユニバーサルまではいきませんが洋式に直すときに、その公民館の内容がサロンに使われているということで、高齢者の方々が使われていくということで洋式が全くないということでの、ある意味では古くなった形のものからの修繕といえればいいし、新設という形になるのかわからないんですけど、こういったものに対する補助というのは使われないわけでしょうか。

○協働推進課長

現状は、どうしても機能が維持できないようなものに対する修繕に対する補助を行っております。バリアフリー化等の機能を向上させるようなもの

に対しては、今までにおいては補助金の対象とはしてきておりません。

今後については、そういった要望がふえてくれれば検討することになるかと思えますけれども、若干は聞いておりますけれども、予算の都合もありますので、とりあえずは公民館を通常使っていけるような状態にならないような修繕に対して対象にしておるといことです。

○杉山委員

改めて公民館を建てた、また、建てるといことに対する補助的な整備事業にのっけていただければ、そういった形での補助という対象になるんですけども、一部分のバリアフリー化にしる、機能回復だけではない部分に関しては、今のところ交付金対象になっていないという話であります。

でも、ちょっとここでしつこく粘って申しわけないんですけども、これからサロン等が高齢者のための居場所づくりということで、前回の議会でもお話もありましたし、これから国等でもどんどんそういった問題に対する施設等の補助も出てくるというふうに思うんですね。

そういった中で、これは平成25年度の補正予算の減額に関しては、ある一定の目的に対するものの減額でありますけれども、広くいえば建設に対するそういったものを1つつくるための事業の補助として考えていただければ予算の範囲内という形の中で、これからどんどんそういった目では見ていただかないと、今まででも和式でも使えるのではないかと言われますけど、高齢者の方々が集うところで、逆に言えばそこが使えなくなっている。もっとそこを壊しちゃって傷んでますからと言ってしまえば、またそういうふうでつくっちゃいますよと違法的なことを考えればそういうことですが、使用目的が公民館以上のものとして使われていくということに関すると、ちょっと味つけをしてもいいのかなというのを私は個人的に思いました。

ぜひこういったものの補助というのは、これからどんどんふえてくる可能性もあるといいますが、その一つとして、私はぜひこういったものは考え

ていただきたいなと思えますけれども、そういった各地域からの要望というのは何件かありますか。全くないでしょうか。

○協働推進課長

今年度、私聞いたのは1件はございます。実情やってないということで、余りそういった要望については、こちらから積極的なお伺いもしていないという部分もありますけれども、私が聞いておるのは、今年度については1件ありました。

○杉山委員

これからそういった補助金等の対象に考えていただく可能性はあるでしょうか。

○協働推進課長

杉山委員言われたように、公民館を使用される方は高齢者の方が非常に多いということで、トイレも和式よりも洋式、階段についてもユニバーサルデザイン化されているようなものもやっておる新しい公民館ではあるということですので、一度町内の区長に投げかけをさせていただきたいと思えますけれども、どれぐらいの要望があるかわかりませんが、予算の範囲内という形になるかと思えますけれども、一度お伺いをしてみたいとは思っています。

○杉山委員

ぜひ区長たちに投げかけてください。手を挙げる方が何件かあるというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

あと、その上の町内会の活動事業の中で、73万1,000円ですかね、町内会活動事業に対する賠償責任保険料の減額についてお聞かせください。

○協働推進課長

町内会活動事業のうち、賠償責任保険料、活動事業補助金につきましては、これは年度当初の人口世帯割によって算定をされます。

したがって、当初の予算を算定するのに少しの安全率を見ておりますので、その差額として今回減額をさせていただいております。

○杉山委員

その下のところの駐輪場防犯カメラ設置事業の駐輪場防犯カメラ設備借上げ料、この点について。

○安心安全課長

駐輪場防犯カメラ設備借上げ料の26万1,000円は入札の残金でございます。

○杉山委員

ちょっと上の項目と前後するかもわからないんですけども、公民館等のところにつける防犯カメラですね、これは駐輪場の防犯カメラ設置補助、今回も当初予算で予算化されておりますけども、この間、うちの町内にダミーがついておりまして、公民館の中での予算の中で町内のものという形でお金はなかなかつかなかったのでダミーということをつけてあるんですけども、こういったものに対するこれからどんどん防犯ということも含めて使っていただきたいなというふうに思ってるんですけども、今回この防犯パトロールを委託していただきながらやってる、そういった状況の中で、夜間に対する防犯パトロールの中での事件、事故、そして、それに対する抑止力的なものはどのような状況があったのでしょうか。

○安心安全課長

まず、夜間防犯パトロール事業につきましては、7月18日から3月28日まで徒歩が31日、車でのパトロールが190日行いました。

もう一つのお尋ねの犯罪の発生でございますが、基本的に月末に安城署のほうから報告がございしますが、特に凶悪とか夜間パトロールでその効果があったということについては数値的には御説明ができない状況です。

○杉山委員

私、おととしから防犯のほうを町内の方と一緒に回らせていただいているんですけども、夏場なんか特に車の中のいろんな部品を盗まれたりとか、また、農家の方はいろんな倉庫にあるものが盗まれたりするというので、御自身の車を畑の真ん中に置いて自己防衛というんですかね、そのような形で防衛をされている方が何件かいらっしやいまして、逆に私たちも不審に思って聞いたら、そういうふうでずっといるんだという話がありました。

やはりこういった犯罪件数としてはでなくても

抑止という部分と夜間の一番厳しい時間帯が厳しいとは思いますが、ぜひこの事業については継続していただきながら犯罪、また、防犯に対してしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安心安全課長

補助事業としては消滅をしてしまいましたが、平成26年度のほうで頑張らさせていただいておるということでパトロールのほうはお願いしております。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

若干お尋ねをいたします。

歳入30ページ、土地不動産売却収入売り払い収入1億5,000万円の減、これは所管違いの都市整備部のものだと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○企画政策課長

高橋委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

先般2月19日付で普通財産の売却に伴う入札結果について御報告をいただきました。長田2丁目43番地並びに山屋敷町高場5番地の13と、2件なんですけど、これは今、私が申し上げたところで歳入されているというふうに理解するんですけど、歳出はどこに該当しているのでしょうか。

○企画政策課長

平成25年の6月補正時に学校施設整備基金のほうに組ませさせていただくということになってございます。

○高橋委員

6月補正で計上されたと、学校整備基金、幾ら歳出、幾ら計上されたんですか。

○企画政策課長

6,800万円でございます。

○高橋委員

これは、今申し上げた2筆の普通財産の処分の総計ということですか。

○企画政策課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

これ、6,800万円とおっしゃったんですか、基金。もう一遍お願いします。

○企画政策課長

6,800万円を。当初のときには、売り払いの今の歳入のところには載っているんですけど、歳出でどっちだというのが今の6月の補正で載せさせていただいたという回答を先ほどいたしまして、金額は6,800万円ということでございます。

○高橋委員

難しいことをおっしゃいますね。当初では売り払い収入を歳入しておるんですけど、補正は6月でやったと。そうすると歳入歳出はゼロにならなきゃいかんので、当初は普通財産の処分はどこで歳出を受けておられたんですか。

○企画政策課長

当初は歳入の部分を計上させていただいて、歳出の部分というんですか、いわゆる基金を設置したのが6月でございましたので、当初は一般財源扱いのような形にはなっていたんですけども、普通財産を売り払うには基金に入れるということをもととの考えでございますので、その6月のときに学校施設整備基金を設立して歳出先にそちらのほうを設立したという経緯でございます。

○高橋委員

その時間、タイムラグがあるということで、さりげなく一般財源に忍ばせておいたと、6,800万円をね。当初は6,800万円という売却を当初から予定されていたんですか。6,800万円の根拠というのは教えてください。

○企画政策課長

平成25年度当初予算におきまして、まず、県警宿舍跡地のほうですけども563.66平方メートル、こちらのほうを平方メートル単価10万円ということで5,636万6,000円で山屋敷のほうが150.89平方メートル、こちらのほう平方メートル単価7万8,000円で1,176万9,000円余ということで合わせまして6,800万円を当初のときに歳入に計上してございます。

○高橋委員

これを2つ合わせたら7,700万円になるんじゃないですか。県警が5,636万円、山屋敷が1,200万円、そうすると大体端数はあるけどそんなものになったということでされたんですが、最終的には1億円を超える売却益を得たということですね。1億100万円ですか、2件でね、先ほどいただいた資料を合計しますと。

しかし、これは2月13日の執行ですので、最終補正に間に合わずに歳計外現金として6,800万円の差額分については約4,000万円弱ですが、これは歳計外現金として平成26年9月の平成25年度決算で歳入するというふうには処理するわけですね。

○企画政策課長

高橋委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

おっしゃるとおりなんですけど、この6月の段階で補正を組まれたときには、まだ予定価格と申しますか、売却の予定価格が先ほど言われたような単価しか見積もられていないということがありますが、実際の予定価格というのは、その後、明らかになって、両方足して7,600万円の予定価格が表示されているんですね。それで入札をした結果、1億100万円の応札になって約二千数百万円の上乗せができた。これはこの流れは悪くないんですけど、私は、予算編成の段階で、もう少しシビアな歳入、売却の単価をはじかないと、歳計外現金をやたらに生むのはいかがなものかというふうにおもうんですね。このあたり、どういうふうにお考えでしょうか。

○企画政策課長

やはり当初の段階で立てた金額、そしてまた、競争入札ということで価格のほうが上がってしまう、その部分は見えないところもございまして、当初の予算を立てるに当たっては、もう少し今、高橋委員おっしゃるようにシビアな額というのは必要かなというのをおもうところでございます。

○高橋委員

鑑定価格をとればおおむねわかりますし、固定

資産の評価額もありますから、2月19日のときにいただいた予定価格、それに対して最終の落札価格というものも出てるんですが、予定価格に近いものを予算化するということが原則ではないのかと。タイムラグがあるから、その段階ではまだわからんよということがあるかもしれませんが、やっぱり予算計上する段階ではそれぐらいの用意周到な積算根拠で対応されるのが妥当ではないのかなというぐあいに思いますが、改めて答弁をいただきたい。

○企画部長

この土地の価格につきましては、不動産鑑定もしておりますし、それがいつの時点でやられたか、わかりません。不動産鑑定をし、庁内の財産評価委員会で時点修正をして、委員のおっしゃる標準課税価格とか取引事例も見て価格を決めておりますので、私どもは最低価格としてはそれしか価格がつけようがなかったということでございます。それよりも思いのほか、高く売れたということでございますので、これは予想がつかないプラスの面ということでございます。

○高橋委員

それは違うんですよ。6,800万円という予算計上してみえるけど、実際の予定価格は7,600万円ですよ、おたくたちが示した予定価格はね。それで競ったら1億100万円の落札になったと。そうすると6,800万円って何なのかと、何を根拠にこれを出されたのかということですよ。

最終的に今、答弁があった不動産鑑定もやり売買実例もきちっと掌握してね、それぞれの予定価格を決めて入札された。その予定価格そのものは7,600万円なんですよ、おたくたちの予定価格。ところが、予算計上は6,800万円だと。約1,000万円の差があるのでね、ここはもう少しシビアな予算計上がないとまずいんじゃないかと。それ以上、高く売れた分は、これは向こう様が決められることなので、こちらが承知する必要はないけど、ちょっとこの差についてはいかがなものかと、予算計上上ですね、そういうことを申し上げているわけですよ。

○企画部長

不動産鑑定をいつの段階でとったか、ちょっと記憶がないんですが、それだけの1,000万円の開きがあるということは予算の策定の際には不動産鑑定をしていなかったと思われませんが、税務課のデータ等々で予算はざっくりとしたそういう予算を組んでるのかなと思います。ちょっと開きが大きいですので、今後これは気をつけなきゃいけないと思います。

○高橋委員

その開きが補正もできずに歳計外現金として残っちゃうわけだね。補正されればね、年度内に。しかし、2月の中旬の入札なので、それは最終補正に間に合わない。そうすると歳計外現金として予定価格が小さければ小さいほど幅が大きくなりますよね、歳計外にする現金が。そのところの兼ね合いからいって、最終補正できればいいですよ、多少鑑定価格とってなくてもいいけども、そういう事態なので、そこはひとつ御留意をいただきたいということを申し上げているわけです。

その点に関して、あと一、二点伺いたいんですが、補正予算書の81ページ、図書館空調施設整備工事、減額4,212万9,000円、この内容を御紹介ください。

○文化課長

図書館の空調設備更新工事、マイナス4,227万8,000円でございますね。こちらは下にあります空調設備の工事設計委託料、こちらで減額の14万9,000円、これは請負残でございます。

それから、その次の図書館空調設備工事費の4,200万円の減、こちらが入札の結果でございますが、こちらにつきましては、その入札の前に1つありまして、予算上では8,200万円をお願いしておいたわけなんですけど、この段階では図書館の資料館も含めて全ての空調設備をその状態で更新するというようなことで考えておりました。

実は、平成26年度で工事をやるというような予定もございまして、そんなような考えをしておいたわけで、そのまま予算をお願いしたわけなんですけど、その後、元金交付金がつくということで、

急遽工事に入るということで、そこで工事の設計を入札をするに当たりまして実施設計を組んだわけですね。その中で、現状の状況での例えば室外機の台数、室内機の台数、こういったものを現状のままやっておってたんですが、どうも現在は技術が上がって、性能が上がってきて室内機とか室外機の台数が随分少なくて済むというようなことが判明した中での見直した結果で実施設計を組んで、それでもって入札をしたということで、当初の8,000万円からさらに下がった額で予定価格を組みまして、さらにそれが入札によって落ちたと、こういうことで4,200万円ということで大きな減額補正になっております。

以上です。

○高橋委員

いろいろおっしゃいましたが、現計予算が8,200万円ですよ。これは9月補正で前倒した、平成26年でやるやつを元印で前倒して、それはいいですよ。8,200万円予算計上された。差益が4,200万円というわけですよ。

つまり、4,000万円で仕事ができたと、8,200万円は予算計上しておったということでね、極めてわかりやすく言うと。もちろんそこに技術革新で室外機の数が減ったとかいろいろあるんでしょうが、8,200万円を予算を組んだが4,000万円で仕事ことができましたという話なんです、この話は。これはいかなものかということですよ、さっきの土地売り払いの不動産鑑定も含めてね。もちろん前倒し、しかし、前倒したということは余り関係ない話だよ、これは。前倒したということが誘因になって、私は中身を変えるかと思ったけど、前倒したということは時期を変えただけで余り補正の内容にはなっていないと思うんですよ。室外機が少なくて済んだという話だから。こういうことなんだけどね、ちょっとどうですか、教育部長。

○教育部長

この金額、非常に大きな金額で、私もこの補正額を見たときに、何でこんなことになったのかなということを担当課のほうとも確認したんですが、今、文化課長が説明しましたように、当初この

8,200万円の予算であったものが、実施設計の段階で5,300万円ほどになったと。この5,300万円の実施設計に基づいて入札した結果、約4,000万円弱で落ちたということで、実施設計で5,300万円で落ちちゃったという原因が、さっき文化課長が申したとおりです。室外機、屋内機等がここまで必要じゃなくなるということを知っていて、その8,200万円計上しちゃった中で、この5,300万円ということも耳にしちゃうんですが、この時点では何ともならなかったというのが現状でございます。

○高橋委員

お金が逃げていくわけじゃないので、それはそれで次へ送っていくわけですからそういうことなんです、これ、本来的にいうと、平成25年度で実施設計、平成26年度で施行と、こういう手順だったということですか。

○文化課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

そういう手順であれば、平成25年度に実施設計をして、平成26年度は当初予算は5,500万円程度の予算計上をしておけば、こんなに深い傷は負わなかったということになる、そういう理解ですね、あえてあなたの立場を擁護してあげるとだね。

○文化課長

今年度の当初の委託料がありましたので、ここで設計をしておれば高橋委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員

もう一つ聞きます。77ページ、中学校管理費の一番最後、015学校扇風機設置工事、三角180万円、内容を説明してください。

○教育庶務課長

こちらのほうも予算のほうでは元気交付金のほうを施行するというので900万9,000円いただきました。契約の入札の結果、645万7,500円ということで契約になりまして、入札差益ということでこれだけ減額となりました。

○高橋委員

900万円の予算で、これも前倒しですよ、9月

補正で900万円つけたが実際には180万円減額になったと。減額になることはいいことなんです、どうなのでしょうかね、この900万円の見積もり。さっきの図書館ほどではないけども。嫌み言っでごめんね、こういうのが私たちの仕事なんだよ、恐縮ですが、受けとめていただきたい。

それから小学校費、75ページ、010学校扇風機設置工事、340万円の減額、これについても御説明ください。

○教育庶務課長

こちらのほうは、平成25年度の当初予算で378万円計上させていただき、元気交付金のお話がありましたので、6月補正で追加で623万7,000円を予算をつけさせていただきました。

その後、契約金額、入札金額といたしましては594万3,000円という結果になりましたので、その入札差益ということで340万円の減額をさせていただきました。

○高橋委員

ちょっと数字、私わからなかった。623万7,000円が現計予算じゃないですか。340万円減額ということになっているんじゃないですか。私の調査不足ならそういうふうに言ってもらえばいいですけど、623万円の現計予算で340万円の減額ということは半分でできたというふうになるんじゃないですか、違いますか。

○教育庶務課長

こちらのほうは、平成25年度の当初予算で小学校の2校だけ特別教室のほうを行いたいということで要求をいたしまして、378万円計上させていただいております。それに元気交付金のほうで残りの小学校5校も追加して行いたいということで計上させていただきましたので、予算額といたしましては当初と9月分を合わせまして、約1,000万円近くの予算をいただきました。結果として594万3,000円の入札結果となりまして、340万円減額とさせていただきました。

○高橋委員

五十歩百歩だという話だと思うんですね。1,000万円程度の予算現額で600万円弱で減額が

340万円。元気臨時交付金を上手に活用していただくことを私は多としているんですが、やっぱりちょっと駆け込み的だったということも含めて、小学校については当初予算に2校と元気交付金の残り5校がセットで約1,000万円で作って見たら500万円程度で落札したということなんで340万円減額と。さっきの中学校につきましても900万円の予算現額で180万円の減と。もう少し私は、こちらあたりは予算編成上、留意が要るんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。先ほどの図書館も含めてね、どうですか。

○教育部長

高橋委員のおっしゃるとおりかと思います。私どものほうも元気臨時交付金について、よしまらったという形で当初すぐ取りかかるような準備をしたわけでございますが、そんな中で、時間も短かかったのもありますが、精いっぱいの見積もりと言いますか、設計額を出したつもりでおったんですが、ふたを開けてみたらこのような差額が生じたというのは、頑張った中でも少しこのような結果になって残念な気がしておりますが、今後さらに業務については精度を上げて設計額等に当たっての審査は十分にやってきたいというふうに思っております。

○高橋委員

43ページ、ここに税務総務費、013市税徴収嘱託員報酬というのがありますね。209万3,000円の減額なんですが、中身を御紹介ください。

○税務課長

市税徴収嘱託員報酬として当初予算2名分をいただきますして、1人再任用の方を平成25年度当初つけていただきましたので、1名分残というのと、それ以外の徴収嘱託員、以前から継続しておりました嘱託員の報酬の残もありますので、それを全部合わせたものをここで減額させていただいたということになります。

ただ、この嘱託員報酬でございますけども、当初、再任用を1名いただきましたので、1名減ということで考えておったんですけども、途中で徴収嘱託員の方が1名体調が悪くなったとかいう話

を聞いておまして、それによって、また徴収嘱託員を2人予算をいただきましたので、1人は4月に募集しまして5月から採用したんですけども、それから少したちまして嘱託員1名と夏を過ぎたころから再任用の方もちょっと先行きどうかというふうなお話も聞いてたものですから、そのまま減額せずに3月まで延ばさせていただいたという状況でございます。

#### ○高橋委員

詳しい時節がらの説明をされても、ちょっとわかりにくいんですけども、私の記憶しているのでは、国保を担当している徴収嘱託員も今回は全部この科目に入れたというふうに理解をしています。最終的には5名になったはずですよ。5名をいただいたけども、5名いただいた総額が867万円ですか、今回200万円。860万円のうち200万円減額しているのはなぜかということをお私どもにわかりやすく言ってもらえればいいんです、季節柄のお話は結構ですから。そういうことじゃないですか。何名なんですか、予算は。幾らだったんですか。これが年度末に200万円余ったのはどういう理由なのか、端的にお願いします。

#### ○税務課長

当初予算5名で予算計上させていただきました。実際、再任用の方1名を当初でいただきましたので、嘱託員としましては合計で4名ということになります。それで4名ですが、そのうち1名の方は4月の募集しましたので5月からという形になりますので、1カ月分残が余ります。それとあと、現在、今の状態ですと、またその中の最初からおりました3名の嘱託員の方も12月の末で退職もされてますので、その以後のやつ3カ月分の嘱託員報酬も余っておりますので、そこで精査しまして今回減額させていただきましたということです。

#### ○高橋委員

4月に再任用職員が1人配置されて、再任用職員は嘱託員歳出ではないですね。再任用職員が1人配置されたという段階で1名分減すると、嘱託員をとというぐらひの配慮が予算編成上あってもいいんじゃないかと。4月にすぐ雇えなかったと、

1カ月延びたとか、思ったより先にやめてしまわれたとかいろいろな事情があったようですが、再任用1名を4月の段階で配置されて4名からスタートしたわけですから、当初は3名だったんですよ。1カ月おくれで4名になったんですから、その辺の予算編成上の措置については、もう少し3月のぎりぎりになってやらんでもね、もうちょっと対応できるんじゃないかと、こんなふう思うんです。ひとえにこれらの公金が有効に使われるような予算編成上の配慮、あるいは必要な補正を行って財源を留保し合うということが必要ではないかというふうに申し上げておきたいと思ます。

補正最後にしたいと思うんですが、交通安全巡回事業委託料、41ページになるんですかね、一番上にありますね。この456万円の減額について御説明ください。

#### ○安心安全課長

6月の補正の時点で交通安全パトロールということで計上させていただいておいて、それで夜間の緊急雇用のほうでいただいたということで、今度は夜間パトロールということで変わりました。残っておったお金を調整ができておりましたので、これが残ったという形でございます。

#### ○高橋委員

幾らあったやつが幾ら残ったといってもらわんと、これ、審議になりませんよね。何で残ったんかと。夜間パトロールのほうへ回ったということですか。もうちょっと、わかりやすく数字的に言ってもらわないと。

#### ○安心安全課長

当初699万1,000円で予算をいただいております。それで、6月補正で夜間防犯パトロール事業ということで554万2,000円をいただいております。請負でございますが、当初のいただいていた安全巡回につきましては、7月1日から8月19日まで、242万4,450円を使わせていただきました。夜間防犯パトロール事業につきましては、7月18日から3月28日の予定で533万7,150円を使わせていただきました。

申しわけありません。予算要求ばかりして減のほうを忘れておりましたのを今回、計上させていただいたということです。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第6号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時55分

再開 午後5時03分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

先ほどの風間委員のほうからの質問の中で、諮問機関で市長が入っているものの数ということでですけど、1点ございまして、知立市交通安全対策会議条例でございます。これは、交通安全対策基本法から基づいて市長が会長ということになってございます。

以上でございます。

○田中健委員長

議案第24号 平成26年度知立市一般会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉山委員

予算の概要の50ページ、知立市防災シンポジウム事業でございます。一般質問、また質疑等でもお話がございました。今回のこの事業に関する内容をもう一度確認をさせていただきます。

○安心安全課長

概要でございますが、まだ正確には詰めておりませんので、ほんの概要ということでお示しします。

平成7年に伊那市と協定をしましてから平成25年に入りまして5市と協定を結ばさせていただきました。もともとの根拠は、いろんなところでもお話をしておりますが、東日本大震災のときに広域で被災をしてしまうということがもともとの考えのもとでございます。

例えば、この近隣で言いますと、衣東5市とか、今度は去年の7月にも少し拡大しましたが9市1町、近隣の豊田市、みよし市、西尾市、岡崎市、幸田町を入れまして10自治体でも組んでおりますけれども、実際に南海トラフ以下の地震とか災害が起きた場合に、どの程度支援をできるかということになってまいります。その基本的な考えがありまして、その辺で条件として半日ぐらいでとか、いろんな条件を加味しまして自治体と結びました。

それを記念ということではないんですが、各自自治体の首長が支援とか援助を受ける受援という言葉があるんですけど、受援をどう考えるかというところが1人ずつお聞きするのもあれですし、シンポジウムという形で、もし市民の方に示すことができれば、これはこれですばらしいことかなということなので今回、企画をさせていただきました。

日にちにいたしましては、5月1日のお昼から、午後1時半から開催をして半日させていただく予定しております。場所は文化広場のパティオ池鯉鮒で予定しております。

それから、概要といたしまして、来ていただける人数としましては、今のところ300人程度を予定しております。

○杉山委員

本会議の中でも、このお話がございました。その中で、講師を名古屋大学の福和教授を予定していらっしゃるという件は、これはまだクエスチョンですか。

○安心安全課長

一応パネリストということで御出場をいただきます。お話は、この議会を終了した3月の後半からそれぞれ正式な来場予定をお願いしていきます。

それから、コーディネートをしていただく先生につきましては、先ほど御紹介がありました名古屋大学大学院の福和伸夫という防災担当の第一人者の先生に予定をしては入れていただいておりますので、その方にコーディネートしていただきながら、先ほど言いました目的というか、6市の連携であるとか、どういうことが支援だとか受援をしてほしいとかいうことをお聞きできて市民に示せばと考えております。

以上です。

○杉山委員

福和教授、私も3回講座聞いたことがありますけど、かなり厳しい視点で行政の方に対してこういった防災に対する姿勢を問われる方です。

それで、今回せっかく来ていただいて、講演という形よりもきつとパネリストで皆さんで話し合うという形よりも一方的な講演になる形ではなさそうですけれども、各首長たちは参加の予定は決まってらっしゃるんですか。

○安心安全課長

まず、福和先生には、今、杉山委員がおっしゃったように基調講演をしていただくという話でまずお話を持っていったんですが、せっかく6市の首長がみえるなら、みんないろんな意見を言ってもらって、そういう話にしたほうが楽しいじゃないかという提案をいただきまして、12月ぐらいにそういうのを上司に相談しまして、基本的なところはそういうことで固まりました。

来庁いただく6自治体は、今のところ5市は確定しております、伊那市だけが、その前の週の日曜日に市長選挙があるそうなので、ちょっと確約はできんということでございますので、そこは3月過ぎないと方針もしっかりお聞きできないかと思っております。

以上です。

○杉山委員

そうしますと、この32万6,000円の当初予算は講師代、その他含めての内容ということでよろしかったですか。

○安心安全課長

予算ではございますが、防災の啓発事業の中の講師の謝礼としてシンポジウムで10万円ほど予定しております。それから、啓発のいろいろ看板等とか記念品等とかで10万円弱ぐらい、それで、あとの残りがパティオの施設使用料というふうで受けとめていただければと思います。

○杉山委員

ぜひ市民の皆様にもたくさん来ていただいて、きょうのちょうど朝方といいますか、夜中といいますか、午前2時ぐらいには地震がございました。これは熟睡の方はよくわからなかったという方もいらっしゃるかもしれませんが、愛媛のほうで震源地があったということですのでけれども、南海トラフではなさそうですけれども、どこでどういった形ということで、今回この知立市の防災シンポジウムというのが、これだけ首長が来ていただいてということですので、成功で終わっていただくような形で、また予算もしっかり使っていただきたいなというふうに思います。

それで、次です。

予算書の231ページの、ここも防災に関しますけれども、防災事務事業ということで、001地域防災計画改定業務委託料、少し本会議の中でも説明がございましたが、もう一度お願いいたします。

○安心安全課長

御質問で回答も総務部長のほうがしておりますが、県の防災会議が6月を目標に今ずっとワーキンググループ等で検討されております。

その後の情報を県の職員の方にお聞きをすると、6月は間違いなく開催されるであろうと。そのときに、その被害想定が出ますれば、当然今度、市町におりてきますので、そこでまず一番最初にやらなきゃいかんのは地域防災計画、それも詳細に出てくるので、一律のような変更等ではなくて、それぞれの自治体に見合ったような変更を入れていきたいと考えております。

その金額としましては、実施計画等で御説明をさせていただいておりますのは、平成25年に公表を予定をしておりましたのが、先ほど言いましたように、平成26年に公表されますので、その見直しにあわせて地域にあわせた知立市にあわせたような防災計画をつくっていききたいと。

当初は予算をいただいております500万円の内訳でございますが、基本的に内容をざくっと言わせていただきますと、基礎調査、市外の地域の防火計画とか防災計画を全て洗い直します。それから、町内の意見を取りまとめを行いまして、パブリックコメントをしていきます。それとあと、県との調整が必ず必要となっておりますので、それを行っていくのをコンサルタント業者とあわせて行っていききたいと思っております。予定は1年間をかけてやっていききたいと思っております。

○杉山委員

基礎調査から始まるのではないかということです。

この下の防災ヘリコプター運営協議会負担金ですけれども、この運営協議会というのは教えていただけますか。

○安心安全課長

これは、県の防災課が所蔵しておりますヘリコプターを各自治体のそれぞれ人口割なり何なりの計数で知立市が負担を毎年しておる金額でございます。

○杉山委員

この防災ヘリコプターというのは、今、知立市でヘリコプターが着地できるところって昭和グラウンドだけですよね。そうすると、そこで1回こういった防災ヘリコプターをおりていただくという

ことはあるわけですか。

○安心安全課長

大変いい質問していただきまして、この防災訓練を毎年9月1日の防災の日にやっておったんですが、いろいろと自衛隊とか警察、防災ヘリを管理するところと御相談しまして、ヘリポートをつくって着地が、天気もあるんですけども、つくれなくてもヘリポートをつくるぐらいの訓練をしたいということを申し入れまして、11月30日ぐらいなら県下でもあいておるんじゃないかという3団体からいただきましたので、まさしく昭和の団地で訓練までできればと考えております。

○杉山委員

災害のときにヘリコプターが東日本大震災のときにもいろんな意味で援助があったということで、この間ニュースでもやっていましたけれども、私も知立市内でどこがヘリコプターおりれるのかなと思ったときに、昭和グラウンドだけなんだと思いました。それだけの敷地が要るわけですし、ぜひそういった今までにないこれだけの計画を持って防災に対してやっていただくので、11月30日ということでもありますので、ぜひまたこれを成功させていたきたいなというふうに思います。

それで、次の002の災害対策事業の中での1点、井戸水の提供への水質検査手数料というふうに少し載っております。36万6,000円、これは今、何軒ぐらいが提供の御家庭というふうにあるんでしょうか。

○安心安全課長

ちょっと今、手元に資料がありませんので、後ほど戸数はお知らせします。

○杉山委員

井戸水ということで、こういった水道、インフラがだめになったときの御家庭に井戸水ということもあるというふうに思いますので、そういった点で水質の検査というのは大事な部分でありますので予算をつけていただきたいというふうに思います。

○総務部長

今の井戸水の件でございますが、平成23年度、

平成24年度、33カ所やっております。市内では104カ所ございますけど、2年ごとに1回ずつやっておりますので、ことしにつきましては35軒を内容といたしましては予定をしております。

以上でございます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

それでは、平成26年度の当初予算、予算の概要でございます。160ページなんですけども、当初予算説明書でいうと247ページ、これは屋内運動場天井等落下防止事業ということで、体育館のことでございますが、この当該事業を必要とする背景や経緯を見ると、災害時につり天井の構造が落下する危険性があるため安全性を強化する必要がある。事業目的として学校、教育環境の改善を図り、円滑な実施率、特に児童への安全性の強化を図るということで、今回この来迎寺小学校1校という形になって、国のほうも学校施設環境改善交付金を1,200万円余使って天井を修繕するという形でございますけども、もう少し詳しく状況のほうを説明していただきたいと思います。

○教育庶務課長

こちらのほうは、平成25年8月7日付の文科省からの通知がございまして、公立及び国立学校施設における天井落下防止対策の一層の推進についてということで基づいて実施するものです。

こちらのほうの内容ですけども、平成27年度までの対策の完了を目指し、高さが6メートルを超える天井、水平投影面積が200平方メートルを天井のいずれかに該当する場合、つり天井をもった施設に対しましては速やかに行うようにという内容でございました。こちらのほうを受けまして、今回予算計上をさせていただいております。市内の小学校、中学校の屋内運動場でこれに該当するのが今、来迎寺小学校ということでございます。

○永田委員

その高さ6メートルを超える天井と小学校7校、中学校3校あるわけでございますけども、それに該当するのはこの学校だけということでよろしい

ですか。

○教育庶務課長

つり天井を持っている屋内運動場は来迎寺小学校ということで、あと、今回当初予算で同じく計上させていただいております3中学校の武道場ですけども、こちらのほうも面積が200平方メートル以上、床面積を持っているつり天井があるということで、同じように対策のほうをさせていただく予定でございます。

○永田委員

同じように3中学校の武道場も入っておるわけでございますけども、それに該当するというか、中学校の武道場のほうは高さ6メートルあったかなというふうにちょっと、なかったような気がするんですけども、これで概要一致するのか、その辺ちょっと確認させてください。

○教育庶務課長

高さが6メートルを超える天井、または水平投影面積が200平方メートルを超えるということで、以前は両方該当するものが対象ということで、国交省とか基準とかはそういう形でできてたんですけども、文科省のほうで、この8月7日付の通知でその中の位置づけといたしまして、ここのいずれかに該当するものについては対策を進めてほしいということで通知をいただきましたので、それに対応させていただくものです。

○永田委員

せんだってというか、平成24年いただいたこの学校施設整備計画ですね、この中で調査結果の中で、来迎寺小学校は今回入ってるということなんですけども、その調査結果の劣化度の評価の5段階ありますよね。その中で、この来迎寺小学校の屋内運動場というのはA、B、C、D、D2、D1の中にB評価なんですね、比較的健全良好という形でありまして、ほかの小学校を見てみると、これよりも評価が低いというところがあるんですね、天井の部分に関して。その辺、その度合いを見ても優先的にはほかの学校じゃないかなというふうには私は思うんですけども、その辺は、なぜ来迎寺小学校を。別に来迎寺小学校がいかなという

わけじゃないですよ。来迎寺小学校が選ばれたのかということ詳しく教えてください。

○教育庶務課長

整備計画のほうで基準として行っておりますのが、老朽化という観点から評価をしております。今回のこのつり天井の対策というのは、東日本大震災でつり天井を持った施設で天井落下がありまして、それで人が大勢出たということで、その老朽度がどうのこうのというそういう基準ではなくて、高いところにあるつり天井ですとか、広い面積を持ったところにあるつり天井が落下するかどうかということを基準にして早急に対策をしてほしいという、そういった内容になっておりますので、ちょっとその基準の考え方が異なっておりますので、今回は落下の危険性のあるものということで来迎寺小学校が該当するというので予算要求をさせていただきました。

○永田委員

実際に見ると来迎寺小学校のほかに、私も一般質問で天井の体育館というのはやっぱり小学校でいうと避難所に指定されているわけでございますので、つり天井が危ないんじゃないかということで、特にライトですね、あの辺はもう直していただいたという確認させていただいたと思うんですけども、その辺は、ほかの小・中学校の屋内運動場は大丈夫なのか、その辺、確認させてください。

○教育庶務課長

実は、ちょっと今の御質問の前に、今回の来迎寺小学校のほうなんですけども、国のほうの交付金の関係も平成27年度までを限定して交付金措置とかそういうものも手厚くされております。それもありまして先行してやるということもございます。

ほかの体育館ですね、照明器具とかはワイヤーつりとかは既に済んでいるんですけども、やはり非構造部材の例えば放送設備ですとか、あと、舞台の暗幕とかを下げていたそういったバトンとか、そういったものも今回こういった通知を受けまして、いま一度調査を行いたいとは考えております。できれば平成26年度中にそういった調査も考えた

いというふうに考えております。

ただ、天井に関しましては、つり天井を持っておりませんので、該当からは外れてくるのかなというふうに思っております。

○永田委員

今回の予算書の41ページの学校施設環境改善交付金という形で小学校は1,200万円で中学校は1億3,800万円ですか、これはそのつり天井のこの予算の交付金であるとは思いますが、文科省から通知がきたとはいえ、この交付金というのはこの学校施設環境改善交付金の使途基準というか、これはこの交付金については、ほかに学校施設に関しては使える交付金なのか、その辺、一回確認させてください。

○教育庶務課長

こちらのほうの学校施設環境改善交付金のメニューといたしましては、いろいろございます。大規模改造もありますし、トイレの改修もありますし、空調設備の設置とかそういったものもありますが、今回このつり天井の対策については、この平成26年度からのメニューということで、さらに手厚いところでは、今回がんばる地域交付金が創設されたので、この当初予算、あとで議案としてあげられるんですけども、一旦取り下げて追加補正のほうでお願いする予定なんですけども、そちらのほうで復興特別会計の計上扱いとさせていただくことができまして、起債のほうも100%充当とかそういったかなり手厚いものがございますので、この施策にあわせまして、それが平成27年度までに実施をして今のところめどとしていただきたいと思いますという国の説明もございますので、それでさせていただきたいというふうに考えております。

○永田委員

それで、先ほども言いましたけども、市内の小・中学校の体育館は指定避難所という形になるんですけども、今回、武道場の屋根の落下防止事業ですね、これも入っているということで、基本的には体育館が避難所になるわけですけども、その辺、実際震災が起きたら臨機応変な形で武道場も

避難所にもできると思うんですけども、その辺というのは考慮されているのか、お伺いしたいと思います。

○教育庶務課長

まず、避難所であることということもですし、こういった大規模のところでは市民の方がけがをしないように、それは小・中学生もあわせてということで対応させていただきたいということでございます。

○永田委員

ちょっと話が飛び飛びになっちゃうんですけども、先ほど学校施設環境改善交付金というのは幅広い分野で交付金を使えるようなことを学校施設の中で言われたんですけども、ちょっと補正予算でいったほうがいいのかというふうに思ったんですけども、この流れで当初のほうがいいのかと思ったんですけども、今回、学校グラウンド整備事業が予算化されておられません。これは以前、私も質問させていただいて、残りあと2校、猿渡小学校と東小学校ですね、このグラウンド整備がされていないということで、先回は元氣臨時交付金があって前倒ししてやったということをお答えさせていただいて、残り2校はいつになるんですかということでは平成26年、平成27年という1年に1校という形で整備していくというようなお答えをいただいたと思うんですけども、今回これが載っていない。これは補正で減額して、これは入札差益の減額だと思うんですけども、今回載っていません。その辺ちょっと、なぜ載っていないのか、理由を聞かせてください。

○教育庶務課長

グラウンド整備につきましては、1年1カ所ずつということで順番にやっていきたいというふうなうちのほうも考えておりました。

元氣交付金が出てまいりましたので、何とか可能な限り前倒しをさせていただいてということで、平成25年度につきましては4カ所させていただくことができました。できれば引き続き平成26年、平成27年度ということしていきたいし、地元の方も期待されてみえるということではあると思うんで

すが、やっぱりうちのほうの思いはそうなんですけども、優先順位からいまして平成26年度におきましては、南中学校のほうの整備のほうを進めさせていただき、安心・安全のほうの天井落下のほうを優先順位といたしまして先にさせていただくという結果になりました。

○永田委員

理由はわかりました。じゃあ、いつ残り小学校グラウンド整備やっていくんですか。

○教育庶務課長

何年度ということがなかなか今、お答えするのは難しいかと思っておりますけども、私ども担当といたしましては、引き続き要望のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○永田委員

なかなか確約が取れないということですよ。確かに待ってる人、多いんですよ。この間の議会報告会でも、そういった要望がありました。その方は猿渡小学校出の方なんですけども、お子さんがおるんですけども、非常に水はけが悪いと。大雨が降れば猿渡小学校のグラウンドというのは山の上にありますので、勾配があるので、大雨が降ると流れていっちゃうと。グラウンドの状況がすごく悪いんですよ。

その意見もこの間は議会報告会で言われてましたけども、私も直接言われるんですよ、いろんな方に。なかなか予算計上されないということでもまだかまだかということをおもよく言われるんですけども、その辺、国の交付金の次第だと思うんですけども、市単独ではできないわけございまして、予算も市債を発行しながらやってきているわけございまして、その辺、財政的に早くやってほしいんですけども、副市長、この件、あと2校どういった形でやっていくのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○清水副市長

市内小・中10校ございます。それぞれこの学校の保全計画におきましても、それぞれの老朽化の程度、そういったものの中で優先順位を決めて順次やっていこうということ。

それから、屋内の運動場、あるいは屋外の校庭の整備、これにつきましても、やはり順次やっていく必要があるというふうに思っております。

また、それぞれの10校の義務教育施設、やっぱり余り学校間のいろんな環境の整備状況もこういうものがあるというのは市内の同じ子供たちにとってもこれは申しわけないことだというふうに私は思っておりますので、そういったバランスも大事だろうというふうに思っております。

そんな中で、教育委員会のほうとして、その辺の先ほど申し上げた校舎を初めとする保全計画、そういうもろもろの設備の計画を教育委員会のほうで立てておりますので、その優先順位に従って、これどうしてもそれぞれの実施計画、あるいは各年度の予算編成時での話ということになるわけでございますので、その辺は教育委員会とも十分詰りながら、それぞれの老朽の程度等の優先順位、あるいは各学校間のことも踏まえながら、今後詰めていきたいというふうに思っております。

○永田委員

確かにこれから30年以上かかる学校の整備、そして、今回当初の予算に載ってますね、公共施設のあり方の検討事業、これは多分、公共施設保全計画の中で、これからどんどん定まっていくとは思いますが、長いスパンで何十年とかけた計画だと思うんですけども、格差ではないですけども、ここまで整備して、あと残り2校ができないというのは、やはりこれは公平性にも欠けますし、その辺をちゃんと考慮して進めるところは進めていってほしいと思いますので、新たな要望でございますけれども、いち早く整備できるよう要望して私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

私は、中学校の保全事業について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これは概要だと165ページで説明書ですと255ページですね、これは大変大型の予算がついており

ます。中学校の保全事業といたしまして4億6,303万5,000円ということになります。

やる場所が南中学校という説明が書いてあるんですが、まず大規模改造工事というものなんですが、どんな形なのか余りイメージができないので、説明をお願いします。

○教育庶務課長

こちらのほうですけども、事業費が4億6,303万5,000円というふうになっております。

まず、この内訳でございますけれども、知立南中学校南棟の工事のほうですけども、こちらのほうがこちらの事業概要にございますように、南棟の外部改修を行います。こちらのほうのイメージといたしましては、外壁のひびを補修しながら塗装の塗りかえをいたします。それから、建具のほうもカバー工法で、カバー工法というのは、今ある建具の枠の中にもう一つ枠を設けてガラスから全部はめ込んで新しいものにするという工事をいたします。

それから、内部改修の床壁面改修なんですけども、こちらのほうにつきましては、床のほうは塗装をし直しをいたします。そして、壁面のほうですけども、教室の壁面のほうを一部学校からの調整をしております、要望としてあがっておりますのが、木質のほうを少し使ってほしいという、落ちついた環境にしてほしいという要望もございますので、こちらのほうも、ひび補修を行いながら塗装のやり直し、腰のあたりは木質のものを使ってということを考えております。

それから、教室と廊下の間の間仕切りが今、鋼製の間仕切りがあるんですけども、そちらのほうは取りかえの方向で進んでおります。

それから、トイレの改修につきましては、南棟の生徒用の6カ所と職員用の1カ所を改修をいたしまして、こちらのほうはこれまで小学校等で行ってまいりましたイメージですね、洋式化を図りながら行っていく予定です。あと、内訳といたしましては、仮設校舎のほうの借り上げを考えております。それから、工事の管理委託料のほうをこの中に含めております。

それから、さらに次年度以降の予定される北棟の設計の委託料もこの中で計上をさせていただいております。

○石川委員

一番聞きたいところは、大改修だということなんですが、柱とかそういうものは全然変えないで中身、外壁を変えたり、床を変えたりと、そういう工事ですね。非常に老朽化しとるとというのは、どこら辺が老朽化しておるとい意味なんですか、ここに書いてあるんですか。

○教育庶務課長

コンクリートの中性化とかそういった調査もこの整備計画を策定するときに行いました。その中性化というのが、コンクリートがアルカリのほうからだんだん進んでいって、鉄筋を保護する力がだんだん弱くなっていくというような内容を調査する内容となっております。その調査の結果、やっぱり南中学校はかなり中性化が進んでいるという状況にもございますし、外から見てもひびとかそういったものも多くございますし、雨漏りのほうも生じた跡がかなりあるということで、優先順位としてこちらのほうを先にということで進めております。

○石川委員

その大改造をすると、これはずっとそれを長引かせようと、もたせようというのですが、どれぐらいもたせることができるんですか。そういうふうここに書いてありますが、延命を図るといようなことになってますが、果たしてどれぐらいの延命が可能なんですか。

○教育庶務課長

整備計画のほうの基本的な考え方で、たしか80年もたせよというようなことがあったかと思えます。考え方としては、80年のうち真ん中の40年で大規模改修を行いまして、あと、しかしながら、防水工事とか外壁がそれやったらずっとあと40年もつかというところではございませんので、大規模改修はそこで行うんですけれども、あとは補修的なことを年数ごとにしながら延命をさせるということで考えております。

○石川委員

確かに延命すればいいんですが、そこら辺のところ、どれぐらい延命できるのかというのがね、延命できますよ、これ使えば大丈夫ですよと言うんですが、コンクリート自体が大体40年から50年でかなりひびが入っちゃうと言われてますがね、今、木造の建物がいいか、コンクリの建物がいいかということ、さて、どちらがいいかなんていうと木造のほうが長くもつんですよということになってるんです。奈良と京都の木造のお寺なんかを見ていただくと、何百年ともってるんですよ。

これは別の話として、その大規模改修で終わって延命ができますよというのが、これで果たしていいのかなど。確かにもとの鉄筋はそれに追加していろいろやられると思いますが、それが大体ほんともつものでしょうかということですね。通常に建てたやつ40年、50年というのがね。そうすると大規模改修やりましたよと多額のお金をかけても、果たしてその成果があるのかどうかということちょっと心配があるんですよ。そこら辺は、確かに大丈夫なんでしょうか。

○教育庶務課長

80年を目指して行っていくということでございますので、今回だけの大規模改修でもつものではなくて、やっぱり手を入れていく必要はあると思えます。

コンクリート建物の50年という考え方が、まず減価償却のほうの考え方で50年という考え方がございました。その後、国全体で建物の改修とかそういったことが問題になってくる中で、建築学会とかそういうところのいろいろ意見とかそういうものもありまして、十分なちゃんとした手当をすれば80年もつのではないかという説が出てまいりまして、それに基づいて計画のほうを立てていこうというのが今回の基本的な考え方となっております。

○石川委員

その80年というのは新しく建てたら80年じゃないんですか。今だと直して、まだ80年もつということなんですか。通常そういう形で、今、新しく

建てれば80年はもちますよというお話なのか、今の  
大改造をやったら80年ももちますよというお話な  
のか、そこら辺はどんなふうですか。設計士とか  
そういう関係者の人の話を聞いておられると思う  
んですけど、80年というのが新築ならその工法で  
やれば80年。ところが、大規模改造という、また  
意味が大分違うかなと思うんですが、それが80  
年という意味ではないかと思うんですが、どうで  
すか。

○教育庶務課長

今回の外壁塗装なんですけども、そちらのほう  
も防水性をもたせる形で少し機能を上げてさせて  
いただきたいというふうに考えております。

そういった手当をすることによりまして延命を  
させていただきたいというふうに考えております。

○石川委員

延命も確かに大事なんですけど、延命、延命でや  
っておって、果たしていいのかなということがあ  
ります。

もし建てかえちゃうと、どれぐらいお金かかる  
んですか、今の南棟を。そういうことを聞いたこ  
とあります。

○教育庶務課長

申しわけないんですけど、今ちょっと建てかえ  
たらという資料は手元にございませんで。

○石川委員

しかし、そういう情報は取るべきですよ、設計  
士に聞いてみればいい。建てかえるとどれぐらい  
かかるのというて。それぐらいの情報は集めてお  
かないと、じゃあ、この大改修でいいですよと誰  
が判断するんですか。設計士がいいよといったか  
らそれでいいのですか。80年もちますよと言われ  
て、そうなんですか、それでいきますわというの  
か、南棟を建てかえるとなれば相当なお金かと思  
いますけども、果たしてそれは幾らなのかと。新  
しく建てかえちゃったほうがもつんではないかと  
いう考え方はないですか。

○教育庶務課長

整備計画を行う中で、改築をしたらどうなるの  
かということも検討のほうはさせていただいてる

んですけども、基本的な考え方といたしまして、  
やはりその建てかえた場合、建てかえの時期が集  
中するということがございますし、莫大な予算も  
要するというので長期に建物を使用して、その建  
築学会とかそういうところでも延命のそういうふ  
うにしていけばもっていくという、そういった話  
も出てまいりましたので、長期に使用するという  
考え方で行わせていただくということで計画の  
ほうは立てさせていただきました。

○石川委員

建築学会は延命すればもつとは言うでしょうけ  
ど、ほんとにどうなのという疑問があるじゃない  
ですか。建てかえたら幾らかかるのというぐらい  
の情報は持つってほしいと思いますね。

建てかえるとこんなにかかっちゃうんで、延命  
でそれの恐らく建てかえのときと同じだけの寿命  
があるなんて、ちょっと一般的にも考えにくいで  
すね。メインとなる鉄骨等は四十何年ですか、南  
中学校。それに補強やいろいろされてやるんだ  
ろうと思うんですけど、それは大丈夫ですか。鉄  
骨のほうの補強もし、そして、それをコンクリな  
どで固めるのか、そういうようなところはどんな  
ふうになってますか。

○教育庶務課長

これはコンクリートの建物ですので、コンクリ  
ートがしっかりしていてくれて、鉄筋と一緒に一  
体となって耐えるという形になります。

まずは今、コンクリートのほうが劣化をしてく  
ることによって鉄筋にも影響をしてしまうという  
のが一番の建物の寿命にかかわるところですので、  
今回の大規模におきましては、外部のコンクリ  
ートですね、そちらのほうを保護をするという考え  
方でおります。

○石川委員

そういうお話はそうなんですけども、鉄筋コン  
クリートというのは、私もほんとの専門家じゃな  
いからあれなんですけど、中の鉄筋が悪くなって  
いくんですよ。なぜかという、ちょっとひびが入  
ったりすると、そこから雨が入る。コンクリはい  
いんですが、鉄骨が大体いかれてくるんですよ。

それに対して外壁をやるだけということになると、それは私は余りもたないんじゃないかなという気がするんですよ。そういうものを確認をちゃんとしてもらわないと、別に大改造したらいかんとは私は言ってますけど、そういうことも確認しないと、80年もつそういうものなんですよと言われておっても、それは今から80年もつなんていう話はとても考えられないですよ、一般的に思ってもね。

だから、そこら辺の確認ですわ。そういうことで大規模改造でやればとは非常に言葉的にはいいですよ。多分そっちのほうが安いだろうなと思うから、皆さんは大改造するならいいですよと言うんですが、果たしてほんとに建物として、それがそうやってもてるのかということなんですよ。別に責めてるわけじゃないんですが、そういうことの確認は確実にしておかないと、ほんとにこれでやってもらったら何年もちますって。80年もちますってほんとに言うんですかと。80年もつというふうにちゃんと証言でも立てますかというぐらいの厳しさをもっておかないと、それは工事の発注はそういうあれでやっておってはだめだと思うんですよ。

だから、南中学校は今、建ててからどれぐらいですか、50年弱だと思いますが、そういうひびが入ってくるとかいうことになれば、今のやつだったら80年もちますよと。それはもつものもありますけど、基本的なものは危ないんですよ。私はそこら辺を非常に心配をするんですけど、教育部長はどう思います。

○教育部長

石川委員のおっしゃるのも非常によくわかりますが、今回、学校施設整備計画は昨年お出ししまして、各議員のほうへ御説明申し上げた中で、ちょっと僕も余り記憶がないんですが、そのときの説明の中には、新築していくとかかるというのを別の席で聞いたかなというようなイメージがあるんですが、随分新築していきますと多額になることは間違いないかと思います。

今、教育庶務課長のほうが80年と申し上げまし

たが、今回やったものがそのまま80年はずつというのではなく、今後も引き続き整備計画に基づいて多少手入れをしなければいかんのも当然出てくるかと思います。そういった意味で、今後、各小・中学校において80年という目標、めどを持って順番に手を加えていくというような計画になっておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

○石川委員

それでいいのかなと思うんですよ。古いものをちまちまとお金を使うのか、どんと使うのかという違いですわ。どちらがいいかなと。

これからまた設計についてお聞きしたいと思いますが、今のままの形で外壁を変えろということ、40年前のデザインなんですよ。私がよく言いますが、夢と希望があるように。学校だって校舎でも夢と希望があるような校舎をつくってもらわなあかんと思いますわ、これからは。そういうことを私は言いたいんですよ。

だから、それをちまちま修繕しなければほんとに回っていかないのかどうかということですけど、だから今、お聞きしたのは新築するとどれぐらいかかるのというたつて、わからないという状況では、担当としてはいかんのではないですか。新築するとこんなにかかっちゃうって、古いほうからやっていますから、ずっともつかなど。ずっとそこでやっていたときに、また南中学校に戻ってきてやらないかんよと、そういう状況があるんじゃないかなというのをちょっと心配しているわけです。大改修されるのはいいですよ、トイレとかいろんなものを変えなきゃいけませんけど、建物自体はデザイン自体は40年前のデザインですから、そのままできておりますね。夢も希望もないじゃないですか。小さい子供が通う青少年というのは、校舎自身にも夢があるような環境でないといかんのではないかと私は思っています。

だから、大改修されるのはいいですよ。南中学校はこれでいく、ほかはといても、みんな大改修でやっていって果たしていいのかなと思いますよ。それでほんとそれだけもつかどうかという心

配があるんですがね、それはそれといたしまして、設計等委託料というので2,500万円かかっているんですが、これはどんな形で管理料とかいろんなもの入っているんですか。

○教育庶務課長

設計のほうですけれども、北校舎のほうの設計委託料と、あと、南棟の管理委託料が入っております。

○田中健委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後5時58分

---

再開 午後6時06分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石川委員

私は、これから学校関係どんどん整備をしていかないかところで、そういう考え方をしっかりしないと、これから幾つかあるわけですから、ということで、ちょっと心配をしておるところなんですよ。

それで、設計なんですけど、設計委託料となりますけど、設計とって大改修だから、そんなデザインのものは何もそうないわけで、あと、木を使うとかそういうことはあると思いますが、そういうデザイン的なものはなしに設計をされるわけなんですけど、こういうときの設計というのは委託料というのは設計をどうするんですか。どこかへ頼むということですか。

○教育庶務課長

設計のほうは概算工事費をもとにしまして、その作業員の人工代で積み上げていくんですけれども、その基準というのは愛知県のほうが持っておりますので、それを参考にいたしまして建設部のほうにお願いして算出させていただいております。

○石川委員

そういう意味じゃなくて、設計される方に1社だけに頼んじゃって、どういうふうにしてやっておられます。

○教育庶務課長

南棟の場合は12月補正をお願いをいたしまして、設計のほうを今、行っております。設計委託のほうは外部と内部とトイレということで3本で今、設計のほうを行っていただいております。3社によって行っていただいております。

北棟のほうについては、ちょっとまだ今、未定です。

○石川委員

それで、トイレならトイレを1社にお願いしているというの、全然競争ということはなしで。そのことを言ってるんですわ。

○教育庶務課長

指名競争入札のほうで実施しております。

○石川委員

いろいろトイレでもデザインはあるかなと思いますけど、基本的なものは制約があるかなと思いますけども、競争でやられるということですね。その設計に基づいての入札をやるわけでしょう、実際の工事については、それが選ばれた設計をもとにして、当然工事の入札をやるわけですね。そういう方法でいいですね。わかりました。

そういうことで、新築なんかになると完全なデザインの競争をやらせると、これはいいものができますよ。これは私の母校なんていってはいけませんけど、西宮市の小学校なんですけど、すばらしい校舎つくってありますよ。私らが会派で視察に行こうと思ったら、今忙しいからって言われ断られちゃったんだけど、廊下も広いし、こんなのは学校かなという思いですよ。たまたま機会があれば関係の方と見に行っていると思いますので、兵庫県西宮市立浜脇小学校です。もう何年かたってますよ。それはデザインをしたのは東京の有名な人だそうですね。デザイン料払ってるとは思いますけどね。これはびっくりしますわ。こんな学校があるのかというぐらい。これは余談なので余りしゃべってちゃいけませんけど、私は同級会で見学をさせてもらったんです。それは余談ですけど、それぐらい夢と希望を持ったほうがいいかなと思います。

それから、仮設については説明のときに、これ

からどんどん使うかもわからなくて、購入しちゃうかと言ってたけど借り上げになってますね。こちら辺の事情はどうですか。

○教育庶務課長

今回は借り上げということで、今のところ南棟と北棟を借り上げる形、2カ年ですね、2カ年と解体も含まれてきますので2カ年数カ月という形にしたいというふうに考えております。

ほかの学校でも使っていくので、もっと長期にできないかとかそういう検討もしたんですけども、まだちょっと先の計画も今、保全計画、別に策定しておりますし、敷地が変わるとまた新築扱いということになるそうですので、南中学校だけということになる模様でございます。

○石川委員

仮設の校舎は建物になるわけですね。仮設だから仮設なのかなと思ったんですが。それじゃあ、購入すると相当高いのでやめようということですか。借り上げということですね。

企画部長にお聞きしたいんですが、これから学校の建設とか今、老朽化というのは全国的に非常に話題になっているわけですから、国のほうから元気の出る補助金じゃないけど、そんなものないですか、建てかえるとなると。そういうものは御存じないですか。

○企画部長

国のほうからは保全計画自体も補助金が出るようなことも聞きました。

それと、校舎の取り壊しですね、それも起債がつくとか、また新たな補助メニューがあるというように聞いてますので、これから期待しておる部分はあるということでございます。

○石川委員

多分これは全国的な話ですから、どこでも単独でみんな建てかえなさいとか、そんなことはとてもできる仕事じゃないんですよ。国の政策として恐らくそういう補助金がないと、小さなまちでは、とてもじゃないですが建てかえないということは難しいわけです。

そこら辺で、市長、どうですかね。これからど

ンドンあるんで、お金ばかり要るなと思ってみえるんだけど、余りちまちまとせずに思い切っていくところはそういう補助金等もらいながら、しっかり建てかえたほうがいいんじゃないかなと思う部分もありますので、市長、どのように思われますか。

○林市長

石川委員のおっしゃることもわかるわけでありまして。せんだって、国道を管理されている職員の方とお話をさせていただく機会がありました。今、国のほうも道路、橋、トンネルを保全をしていくということで、今、大変だという話をされている中で、調査をして、悪いところを長くもたせるために改善、改修していくという、そういうようなやり方は、まさしく私どもの今、学校整備計画やらさせていただいておる形と同じように進めていくんだなということを感じさせていただきました。

しかしながら、石川委員が、いろいろ夢を子供たちに持ってもらおうということを大事なことだと思っておりますので、できる範囲のことで考えていきたいと思っております。

○石川委員

これからまだいろいろあると思いますので、お金がないのでできるだけ少なくということなんですけど、そうするとそのままの形が残っちゃうんですよ。中に木を使っていこうとか、内装を変えれば相当変わり方ができると思いますけど、そこら辺をしっかりと見詰めながらやっていただきたいと思っております。最初の大きな改修工事ですので、注目しながら見ていないと次のところが果たしてそれでうまくいくのかどうかというようなことにもなっていく、つながっていくと思いますので、ぜひ英知を使いながらお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○村上委員

時間も押しておりますので、端的に二、三点お聞きさせていただきたいなというふうに思います。

まず1点目なんですが、予算説明書のほうの93ページ、概要の35ページなんですが、この中で町内事務に対する職員というのか、事務員の採用というのか雇用というのか、事務員を雇いますよということで今回出ておるんですが、区長のほうもなかなか区長業務というのが大変、もう一つは、回覧業務というのかね、回覧物が非常に多いということで恐らくお聞きされておるかと思ます。

今回、予算の中で216万円というのが出ておるんですが、これを上限が12万円ということで、今、申請とかこういう話の中で、うち受けていきたいよという町内がどのぐらいあるのか、お示しいたきたいと思ます。

#### ○協働推進課長

今年度、各町内に聞き取りをした結果ですが、現在14町内会で事務員を雇ってみるということです。こういった制度ができたのであれば、また考えていきたいという町内会も3団体ほど聞いておりますということで、今回、18団体分を予算をあげさせていただいております。

#### ○村上委員

ということで、今、14と新たに3団体ということで17団体ということになるんですが、これは割り返してみえると18団体になるのかなというふうに思ます。

それで上限が12万円と。それで各町内6万円を出して年間18万円だよという話になると思うんですね。これ、月額1万5,000円ということで、こういう発信をするわけなんです、各町内で例えばOBの方を選ぶのか、女性の方を選ぶのか、留守番を選ぶのか、電話番号を選ぶのか、回覧の配付を選ぶのか、コピーのいろいろ業務があると思うんですね。こういった中で、業務の内容という部分について、これはかたい話しちゃうといかんもんですから軽く流していただいて、業務内容ということで、こういった方たちの声をするという部分について業務文書という部分については町内会の各区長のほうに示していくのか、示されないのか、余り難しいことをさせるだけのものがね、恐らく完全雇用じゃないものですからできないと思

うんですが、その辺のところは現状どうなっておるのかかと。

#### ○協働推進課長

今、事務員についていただく仕事については、余り細かく規定をつくらうというふうには思っておりません。町内会を運営するに当たり必要な事務を取り扱うということで、区長の事務の補助であるですとか、公民館を持ってみえれば公民館を管理する人、そういった町内公民館に関する事務を行う方を雇ってみえれば対象にしていきたいというふうに思っております。

#### ○村上委員

今、お話聞いておると、余り具体的な内容ということを区長のほうに示してないのかなという感じを受けるんですね。区長のほうも、それぞれの町内会の役員会の中で、こういうのが今度出ますよという御報告を多分いただいて、協議委員会なのか、理事会なのかわかりませんが、既に多額の町内会費の中で事務員を雇ってるというところについてはいいんですが、初めてのところについて恐らく役員をつくるだけの財源という部分がなかなか捻出できないねと、この6万円でもね。これも当然総会にかけて、総会の中で承認をいただいてこの6万円をつくって18万円をつくらないかんということになると思うんですね。

自分ところのまちのことを言っても大変申しわけないんですが、西町の場合は年間の予算というのはかなり大きいものがあります。そうはいうものの、祭礼を抱えておるんですね。祭礼を抱えて、本祭りのときには何百万円と、あい祭りのときは100万円程度というふうについて次年でやっていく中で、またこういうのも出していかないかん。これも必要なものですから、これすごくありがたいことなんです、やはりそういう例えば12万円プラス6万円、大体最低の賃金を換算すると800円ぐらいを例えば見たときに、週の中で4時間から5時間ぐらいになるのかなと、ざっとですがね。その中で、どれだけの業務をやっていただくかというのは、なぜかという、これもらうと雇用させていただくよねと。その人に何をやるか。区長

の申請書書いて行って市役所に持って行ってもらうと、こんなことはとてもじゃないけどできないから、できる範囲の部分でここの12万円プラス6万円でどのぐらいのことができるのかということ、を区長会の中で、ある程度行政として、例えば手助けとしてこのぐらいのことがいいんじゃないですかという提案を、答えはいいです。こういう提案も区長会の中でしていただいて、より町内会運営を円滑に進めてもらえるようなところの手助けをしていただきたいなということで、このことについてはさっと流させていただきます。考えていただきたいなということです。

次に移らせていただきますが、本会議のところで、うちの会派の稲垣議員のほうに触れさせていただきました、このことについては、説明書の233ページになるのか、004のところになって、こちらのほうでいくと52ページになるかと思えます。これについて質疑の中で触れさせていただいた自主防災活動の活性化の事業についてということで触れさせていただきました、防災リーダーの養成講座を開催していきますよということで、やはりいざ災害になったときに地域、地元に対して防災に関するリーダーという方たちが必要になると。この取り組みについては大変有意義なものかなというふうに思えます。その災害の中で地域で最小限に食いとめるということにつきましては、被災があったときに、いかに短時間の中でそれに対して対処するかと、こういったリーダーの養成講座かなというふうに思うんですが、この辺のところ、今現在、防災リーダーというふうに認定できるような方が知立市内でどのぐらいおみえになるのか、お示しできればありがたいなと。

○安心安全課長

人数まで把握しておりません。お答えしたように、今後、私どもの自主防災会の中で育てていきたいということで、今そういう防災士を取られたりとかそういうことは別で育ててまいりたいという考え方でおります。

○村上委員

今、行政側のほうから防災リーダーを育ててい

きたいと。防災に対して全市的にこういったリーダーを配置していきたいねというお考えが示されたと思います。

こういった中で、市全体のバランスという部分については、どういう観点で考えられておるのか、それから、もう一つは、バランスをうまくとって各配置という部分についてはどのぐらいの人数を考えられていくのかということで、なかなか答えがなくて、ただ講習会をやるよということじゃなくて、やっぱりそこには目標を持ってどのぐらいの防災リーダーを育て、そして、安心・安全な知立市の防災に対するリーダー的な役割の人をつかっていくのかということについて、ちょっと希望的な観測でもいいんです。今のお顔を見ると、今現在何もできてないのかなというふうに感ずるものですから、ちょっとお答え願いたいと思います。

○安心安全課長

まず踏まえておきたいのは、自助、共助、公助とありまして、共助というのはみずからが発案するという御説明もこの前の質問の中でお答えをさせていただいたと思うんですが、31団体ございまして、今年度やっと自主防災会連絡協議会ができましたので、横軸というか、なるべく皆さん31団体温度差がかなりございますので、その中でレベルを上げていくという、まず基本的なことを行っていきたいと思ってます。例えば平成26年度で何人とか、その辺を数値目標で言えって言われて、はっとなったということなんで、自主的にそういうことを持ち寄りのものを例えばNPOとかいろんな講演会にお招きして、その中で自発的にしていただけることが長続き、一番大事なことは長続きすることなので、そういうことを考えています。できれば31団体あれば31人が毎年、順番順番にやっていていただいて、その中で総務部長が申しましたように5年、6年やっていただける方が出てきてくれればというのは希望的観測で今のところ持っております。

以上です。

○村上委員

ありがとうございますというのか、そんなとこ

ろという感じなのかわかりませんが、先ほど自分たちの身は自分で守るというのは、これは言わずもがなですね、当たり前のことであって、どう守るんだというところがその防災リーダーの役割なのかなというふうに思っております。

そのときに、例えばこれも私ごとで申しわけないんですが、町内会の中で消防の経験者、OBを入れたり、そういったときにどういうふうにするのかというのは当然入れております。

ただ、そうはいうものの、消防だけではいけないし、人的にどうなのと、人とのつながりはどうなの、こういったときにはどういうふうに対応するのというところを事前の中では教えてもらって、それを自分の物にするというね、それでそれが町内の宝になっていくのかなというふうに思うものですから、その知恵と教育という部分については事前にこれはできるのかなと。いざとなったときは自分の身は自分で守るのが当たり前のことであって、自分の身が守れば、その隣近所の人も向こう三軒両隣という話になるのは、これは当たり前のことであって、その辺のところを、きょうは要望とさせていただきます。

次に、もう一点だけ聞かせてください。

次には、これもまた全学的なことじゃなくて申しわけないんですが、概要の182ページ、左から順番に右のほうへ飛んでいきますけど、全国山・鉾・屋台保存連合会の総会がございます。今この総会に向けて担当部署として今どういった、ここに書いてあります、おもてなしと書いてあるんですが、このおもてなしに対して今どういった対応をしていくのか、どういった対応をしようとしておるのか、この辺のところをお示し願えれば。

○文化課長

ことしの5月2日、3日、知立まつりの神楽と本楽のときですが、このときの2日に総会を催しまして、総会、研修会、交流会というふうに予定をしております。昨年12月に会員の30団体に予備調査をかけたところ350人以上の方がいらっしゃるということで、予想が300人も来ないだろうということを予想して進めてましたので、少しうれ

しい悲鳴ということでございますが、今申し上げました総会、交流会、研修会とおもてなしということが出ましたけど、そういったことで全国から知立まつりを見に来ていただく、総会に参加するのが目的でございますが、そのついでに知立まつりを堪能していただくということで、今、ほぼ週1回のペースで役員会のほうは実施をして準備を進めておるところでございます。

以上です。

○村上委員

今、受け入れ態勢の話ございました。受け入れ態勢の中で、今、役員会を進めておるということで、役員会の中で恐らく分科会や何かをつくりながらその役員会をやっておられるなというふうに思うんですが、分科会としては幾つぐらいあるんですか。

○文化課長

分科会というか部会が3つございまして、総務部会というのと式典交流部会というのとPR宣伝部会、この3つがありまして、役員会と申しますのは、この3つの部会長と正副会長、各知立まつり関係の五カ町の総代長以上で組織した役員会を今、骨子をつくるためにやっておるということでございます。

○村上委員

今、3分科会というので動いておられると思うんですが、その3分科会の中での当日のタイムスケジュール、どういうふうにおもてなしでお迎えする体制をつくっていくのかということをお示し願えれば。

今、毎週やっておるという話の中で、何月からかちょっと忘れて、12月からでしたかね、やっておられるということで、毎週毎週、会合をやっておるんですが、その資料を見させていただいて、分科会のメンバーが回数はこなして会合をやっておられると。だけど、こうやって資料を見ると何のイメージも浮かばない最初のままの資料でずっときておられるようなことを言って、村上これな、という話を少し聞いたんですね。その進め方というのは、当然この分科会で各市から集まってくれ

た皆さんの中で提案をしていくのも、これは当たり前だと思うんですが、同じ資料でイメージが湧かないもので最初からタイムスケジュールも目をつぶっても、駅でおりにてどういうふうに向かってというのが全然浮かばないと。

だから、そういう議論をしていただいて、当日大丈夫かなというところがあるものですから、この辺のところの進行の仕方、進め方という部分について、やはりもう少し、皆さんがほんとは組んで自分らでつくるべきものなんですが、なかなかそこまでいけないということで職員の手を借りながらこういったおもてなし事業については進めていっていただいて、そういった出てきた方、我々も議会の中では呼び着てお迎えさせていただくということはあるんですが、どういうふうには呼び来てお迎えするどこの位置に立つのかということも余りイメージできないものから、そういう部分についてはひとつ議論をしていっていただいて、もう少し深めていただいて、目をつぶれば2日がこんなイメージになるよというのが浮かぶような資料なのか、タイムスケジュールなのか、レイアウトなのか、そういうものを早くつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

このことが成功すれば、きょうも少し副市長ともお話しして、課長とも話したんだが、ユネスコに文化財ということで登録されるということも、ちらほら聞かれておるものから、そういったところに登録されるということは、知立市だけじゃないですね、全国山・鉾・屋台保存連合会、こういった日本の文化そのものが世界に発信されると。その前段として知立市という舞台があるということであれば、知立市もその舞台の一つに乗っていかれるねと。それがあれば世界から人がこの知立市にもやってくるだろうし、全国から知立市にもやってくるだろう。そうすると、またお金もかかりますけど、お金も入ると思うんですね。そうしたら祭りの資料館とかいうのもつくってける一つのきっかけづくりにもなると思いますので、そういった部分では、この総会を大事なもの

にさせていただきたいなということで、最後に市長、その思いという部分はかなりそこら中の会話の中でお話しておるものから、その辺のところを答えていただいて、私の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○林市長

きょうの新聞に、先ほどの石川委員の話じゃないですけど、夢とか希望がある意味出てきたなということでもあります。

今、村上委員おっしゃられるように、まだまだ目をつぶっても浮かんでこない部分がございます。委員会の方々、一生懸命頑張ってくださいっております。ほんとにそうした頑張りもしっかりわかるわけでありまして。一方で、我々職員も微力ながらお手伝いをさせていただいておるわけでありまして、もう間もなく5月という、議会終わるともうあと1カ月ということで、今の段階でまだちょっと目をつぶっても出てこないんですけども、しっかりとおもてなしができる、そして、まだまだ市内の皆様方にも全国大会やるのということに全然知られない方もいらっしゃる。そうした方にもしっかりとPRさせていただき、そして、7万人知立市民一人一人が知立市にはこんな祭りがあるんだよということをそれぞれのお立場でPRしていただけるような、そんな雰囲気づくりというものもつくっていかねばいけないと思っております。ありがとうございます。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

私、最初に聞いたかったのは、きょうの新聞ですね、山車祭り無形遺産提案ということで文化庁が13日、ユネスコ無形文化財の候補として山車、屋台など全国18府県32件の祭りを一括提案すると発表した。2015年の政府間委員会で登録を目指す。近く政府として正式決定し、3月末までにユネスコに申請する。これはすばらしいというか、画期的な記事だというぐあいに思うんですね。それで、理事者側にも人形師の方がお二人おみえになるん

ですか。私は、これは極めて大きなニュースだというふうに思います。

教育長、このきょうのニュースごらんになって、知立市の歴史的文化がこういう形で光が当たったということについてどういう御感想なのか、ますます頑張っていたきたいと思うんですが、見解を聞かせてください。

○川合教育長

今回の新聞発表については、ちょっと前から、きょうのタイミングで出そうだという情報も入っています、きょうの新聞を楽しみに見ておりました。

知立市のお祭りも仲間に加えていただいた全国山・鉾・屋台保存連合会の一員として、これはほんとに世界文化遺産ということになっていけば知立市の誇りであるし、まだまだ五カ町のお祭りというような雰囲気もまだあるんですけど、これはやっぱり知立市民みんなの誇りとなるお祭りという意識も高まっていく、また、全国からも、ひょっとしたら海外からも注目される、そういった知立市になるのかなということで、今後ますます大事にしていきたいなということを今、思っています。

○高橋委員

きょうは中日新聞は一面と県内版ですよ、県内版は加藤徹三さんの談話が出てますよ。担い手の励みや若い人に伝統文化の魅力を伝えるきっかけになると。登録されれば若者の関心も高まるのではと（78歳）と、こうなっているんですよ。これは、市長が時々いろんなものを週刊新潮とかいろいろやって、それで何とか気を引きつけようとしているけど、それとはちょっと次元の違う、まさにほんまもん。えせの宣伝じゃなくて、週刊新潮の宣伝じゃなくて、まさにほんまもんだと思うんですね。

だから、これをぜひ教育長ね、徹三さんの談話があるように、これから若い人たちの伝統文化をしっかり背負って立つ大きな基盤になると思うので、ぜひ頑張っていたきたい。この点では、市長、ほんまもんの今ユネスコの話ですから、週刊

新潮なんかやめてくださいよ。これでやってほしいと思うんですが、決意を求めたい。

○林市長

今、エールを送っていただきました。ありがとうございます。

私だけではなかなかPR不足であります。やはり先ほど申し上げました7万人知立市民が、お一人お一人が知立市の祭り、いいところをPRをしていただく、そんな環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○高橋委員

それで、ちょっと端っこから入りますけども、こういうすばらしい知立市には歴史と文化があると。さらに古墳時代の話ももう一遍聞かせてもらいたいですよ。荒新切遺跡、ここまでさかのぼると皆さんの関心と興味が落ちるんですか。これは歴史をさかのぼった先人の立派な遺跡。

私は、今回調査費がつかなかったということについて、怒りの声を本会議で上げさせてもらいました。私が申し上げたいのは、これは新規事業だという、だから新規に採択するかどうかというぐらいに今、議論なんです、これは新規事業じゃありません。既に用地は先人が売却、買ったと。3,000平方メートル余のものを既にお買い取りして公費が入る。しかもその後の議会の論議を通じて、教育長、検討委員会をつくらうじゃないかと、調査委員会をつくらうじゃないかということで、平成25年から調査委員会をつくり、造詣の深い方々にも入ってもらって、そこでいわば諮問委員会ですよ、きょうの話、諮問委員会をつくったと。そして、その中で、いつごろこういう方向で議論を進めていきたいということも表明されている。既に事業は、くいこそは入ってませんが、事業としてはスタートして皆さんの知恵と英知を集めて、それを受け取って市側がさらに具体化するところまでできるとは思っていますよ。そこでストップしていると。

これはね、私、事業がゼロではないと思うですよ。くわは入ってませんが、既に事業は今言ったような形でスタートして、皆さんの英知を伺

って、にもかかわらず予算化されてない。この実態について、私は、大変行政に対応していかげなものかと思うんですが、これは結局、家庭菜園にするというあの提案ですね、あれが結局皆さんの脳裏の中にまだ生きているんじゃないかと。いろいろおっしゃるけども、調査費をつけないということは、市民農園にするということをまだ心の中で支持されている。だから進んでいるにもかかわらず、ここで中断する、こういうことではないかと。私、市長部局の方々に言わざるを得ないんですが、どうなんですか。予算要求幾らされたんですか、調査費は。

○文化課長

実施計画で要望した額でございますが、基本計画作成ということで約600万円を計上させていただきました。

○高橋委員

600万円は要りません。ものすごい金額ですよ、600万円というのは、基本設計ですよ。そうすると実施設計は、もっと高額になりますね。そうすると、その事業費はもっとふえてくる。一体どの程度豪華なものをつくられようとしているのか。きょう、600万円、議事録にその種のもが出てますよ。こんなに基本設計をつくるのに予算は要らないと。2桁というわけにはまいらんかもしれませんが、100万円程度あれば漫画をかって、絵をかって、ここで議事録あるんですが、皆さんがおっしゃってることを集約して漫画を提出して、とりあえずできたのはこうですよ、A案、B案、C案あるけども、これをさらに深めていきましょうと。あれこれ議論しながら再提案をしていくというようなことならば100万円程度。ちょっと100万円でもいいかどうかは別ですが、600万円も700万円も要りませんよ、基本設計に。そう思いませんか、教育部長。担当でもいいですが。

○文化課長

高橋委員おっしゃるとおりで、当初600万円というものを見積もり取ったわけですが、この際は、いわゆるまさに文化財を保存、発展させようというようなそういうパーツといいましょうか、立派

な呼び物的なものを業者が提案をしましていました。したがって、今おっしゃったような、図面を1枚、2枚かいてばっばというふうなものではなくて、まず知立市の文化財のあり方とか、荒新切遺跡を中心とした西中遺跡群、こういったものを発展したというようなそういうものをつくるということで持ってみえました。

その後、実施計画で採択されなかったわけですが、いろいろ内部でも議論して、高橋委員おっしゃるようなそんな方向で進めたほうがこれは早いと。でないとやっていけないというようなことも議論してまいりました。

以上です。

○高橋委員

西中遺跡群とはどういう遺跡なのか、荒新切遺跡というのはどういうものなのかというのは、既に報告書が出てますよ、試掘の跡のね、名古屋大学の皆さんが試掘された跡も、どなたの教育長だったか知りませんが、前教育長でしたかね、ネーミングが入って、相当な冊子、私、これ本会議で紹介しましたがね。そんなんはできてるんですよ。その上に立って西中遺跡群も意識して荒新切遺跡をつくったらどうかというのが出てますでしょう、意見が。

あるいは散歩コースも含めた地域の人々に愛される施設にしたらどうか。全国的にシェアで人を呼ぶような、そんな大がかりな施設はできない。帯に短したすきに長しなんだが、学校教育の中で子供たちに、そういう先人の営みをもっと率直に知ってもらうためにカリキュラムの中に入れたらどうか。東小学校の校長先生、参加されてますがね。南小学校の教頭をやってみえましたよね。そうやって学校のカリキュラムにどう取り組んでいくのか、子供たちに先人の営みはどう見せるのか、火を起こして少しずつ試掘するようなスペースをつくったらどうですかというような意見も出てる。方向は既にずっと収れんしてきておるんですよ。あとはその方向性に沿って具体的な絵をかって、皆さんの意見を集約するとかいうふうになりますと、どうなんですかと。それは1枚という

わけにはまいらんかもしれませんが、若干の枚数をかいて、それに沿ってさらに議論を深めていく、理論づけをしていく、周辺との遺跡の関係も明らかにしていく。

西中の人たちは、どうやってそこに参加したらいいのか。西中の文化祭に、ここにおみえの清水正明さんが、あそこで荒新切から出た遺跡をお見せになって、地域の人にお話したら、皆さんびっくりしたと。こんなのが出てるんですかと、あそこの遺跡で。そして初めて皆さんが荒新切遺跡を遺跡を見ることを通じて実態を理解するようになってきたと。ここまで話は進んでるわけですので、その具体的な皆さんが指し示している方向を絵にして、こういうような遺跡公園にしたらいかがなんでしょうかとこのところが出てこんもんだから、みんな、教育委員会何やとると、あなたたちが案を示してくれるんじゃないのかねと、そういう今、話になっておるんですよ。

これね、平成26年度でもやられても、またそこへ戻るの。何か絵を出しなさいと、具体案を示しなさいと。私は、そういう点では、平成26年度の頭に100万円程度でいいんじゃないかと思うけども、具体的に基本計画を文章と簡易な漫画等で皆さんの言われた意見を集約できるようなものをして、これを土台に検討してくださいと、こうやらんとね、ここの皆さんの腹はおさまらないというところまできておると思うんですが、どうですか。私は、そういう認識です。関係者の意見を聞きましてもね。

○文化課長

確かに予算的には平成26年度は認めていただけませんでした。地元の方の意見、心配する意見もあります、さまざまな意見も耳に届いております。

今年度はそういう予算がない中でございますので、今、西中の文化祭という話が出ましたが、そういったものも利用した中で、PR活動を知立市民全体、西中の方へのPR活動をしながら、今、高橋委員おっしゃったようなものがかかるように、平成27年は再チャレンジでいきたいと。早期に工

事着工にこぎつけるように歩みをとめることなく進めていくと、そんなような考えであります。

○高橋委員

さっき補正の審議しましたが、お金がないと言えないですよ、補正の減額を見ていると。600万円となると、それはちょっとどうかと。まだこの程度の熟度で600万円も要るのかよと、こうなるんですよ。

しかし、今、具体的なコンサルが入って、次のステップにいかないと、ここの調査委員会もたないと思うんですよ、運営が。だから、その程度の予算をくださいと。それは3桁になるのか、3桁の頭が2つになるのかちょっとわかりませんが、私は、その程度のものを補正要求してほしい。今おっしゃるようなことをやりながら、補正で予算化していただいて、皆さんにおくればせながらコンサルの方に入ってもらって一緒に検討しましょうと、絵をかいてもらいましょうと、あるいはもらいますと言ってやらないと、これは教育委員会の権威にもかかわりますし、ちょっと立っておれんじゃないですか、委員会開いても、皆さん方。私はそう思います。今からでも遅くないので、そういう点での復活要求、補正対応がぜひ必要だと思うんですが、いかがですか。

○文化課長

予算を要求するかどうかは別としまして、平成28年でしたか、工事着工ということも出てたと思います。それに向けて、例えばことはそういった計画、漫画といいましょうか、図面をかいて、来年それをより具現化するような、平成27年ですね、そういう予算要求をしていくというようなことを今は考えております。

○高橋委員

誰が絵をかくの。

○文化課長

我々事務局と整備委員会のほうでそれを進めていきたいと思ってます。

○高橋委員

事務局にかいてもらうのはいいけども、この人言ってみえますがね、赤羽さんというの、これは

いろんな名古屋市の話も聞いて、はなからコンサルが入ってますよと。コンサルに入ってもらって、助言とサジェスション、あるいは全国チェーンでやってますからね、ノウハウもたくさんあると思うんですよ。だから、全部その人たちにお任せするのは私は反対ですが、ここの議論をよく聞かれて、彼らのノウハウを出してもらおうと。そのためのコンサル料を払うということはやらんとまずいと思うんですよ。市長部局どうですか。補正予算で対応できないですか。

○企画部長

私の思い違いだったら申しわけありませんけども、査定の際にこの事業というのは出てきてこなかった気がします。

それと、実施計画においても、やはり高橋委員言われたように、何がしたいんだということを私どもに訴えていただかないとちょっと見えないものですから、とりあえずPR活動をすると言われました、平成26年度。それはいいことだと思います。ここはそういう土地なんだ、こういうものが出てきたなど。今まだちょっと盛り上がってない状態なものですから、そういう火をつけていただくことはいいことかと思えますけども、私がキャドでかけるぐらいの範囲の絵は一回つくっていただきたいと思っております。

○高橋委員

教育部長、要求がなかったとおっしゃった、財政当局。だから、まだ私は市民農園が大事だ、あそこで必要だと思ってみえるから予算要求されなかったんじゃないの。でなかったら、こんなものは100万円か200万円の調査費がついて当たり前の話じゃないですか。要求しなきゃ、それは企画部も出せませんよ、切りたいばかりなんだから。要求されなかったということですか。

○企画部長

ちょっと勘違いがございました。

実計で採択されなかったということです。実計の場では印象がなかったというのは事実でございますけど、これは採択されなかったので予算査定の際に出てこなかったというのが、その流れで

ございます。

○高橋委員

600万円も実計で要求するから、まだ600万円も要らんでしょうと、こういう話。だから、それはちゃらにさせていただいて、企画部長、ちゃらにしてもらってね、その歴史的な経過は。私が言っておる程度のものについて、補正で対応できないですか。

○企画部長

です。何をしたいのか、何をつくりたいのか、私ちょっと全然イメージできませんので、基本的には私、草刈った後にあそこを見たものから、何も手を加える必要がないなという印象でしたけども、どういうものをつくりたいのか、一回見せていただきたいと思います。

○高橋委員

そういうことだ。それはちょっとつかんわね。しかも実計600万円じゃあ。草刈ってきれいになってね、企画部長見て、きれいになっておるなど、これでとりあえずこことはこんなど、これだけの話だがね。遺跡工事なんていう視点で見られてへん。

しかし、ここの議論というのは、かなりの議論やってみえるですよ。企画部長は知られんけど、それは知らんで当然ですよ。皆さんアピールしてないから。企画書をつくって、だから今、コンサルが必要なんだという企画を示してね、議会でもやられとるでしょうと。私もそういう答弁してるんだと。だからこれこれの予算要求は必要だという段取りを踏まなかったら、それは切りたいばかりの行政当局ですからね、うまくいかんと思うんですよ。

副市長ね、そういうことなんだが、これはちょっとまずいですよ、この対応では。市教委もちょっと丸腰でずさんです、これは。しかし、現状は今、私が申し上げたとおりなんで、ぜひ補正対応を検討してほしいと思いますが、いかがですか。

○清水副市長

少しさかのぼった話になりますけど、先ほどの繰り返して、この600万円余の実計での要求があ

って、これが2年間、その3カ年目には4,000万円近いというような要求があったんですけども、それというのは全くイメージがどういうふうにできたのかなと、そういうことで実計では採択がなかったわけですけども、やはり企画部長が言いましたように、今いろいろ検討会議で皆さんが知恵を出しておっていただくわけですけども、そういったものが具体的にこういうような方向にしたいとか、何かイメージを持って業者に委託するなりそういうことをしないと、ただお金をかけて丸投げでつくってこい、登呂遺跡の二番みたいなものですね、設計図持って来いというようなそういうことでは、全然知立市の今の遺跡の保存ということではちょっと違うのかなというふうに思いますし、私、個人的な考えで言いますと、西中の方もまだ十分認知度が低いということでもありますけども、やはりそういったところも地道な努力の中で、今いろんな公園愛護会ではありませんけども、そういうこともありますので、地域の方たちも一緒にそこに参加していただいて自分たちのこの地にそういった歴史があったんだということを考えていただきながら、みんなで管理ができるような、そういったこういう施設にさせていただいたほうがいいのではないかなということも思いますので、ぜひ。予算については、そういったことで一定のそういう具体的なものが出てくれば、それは予算の場でしっかり議論をしたいというふうに思っております。

#### ○高橋委員

これ、一遍議事録を副市長、読んでみてくださいよ。かなりイメージ的には明確なものが出ています。何かようわからんけど、一遍、絵をかけじゃないんですよ。具体的な方向性、あるいは視点、あるいは知立市の遺跡をどういうふうに見るのか、遺跡の宝庫だという視点の中で、何とかこれを子供たちに継承できるような施設として残せないか。そのためには、ああいうことはどうだ、こういうことはどうだ、西中の人たちにももっとしてもらわんといかんじゃないかという側面も踏まえた議論が進んでいる。そして今回、実計で落

とされて、コンサルも入れない、こういう実態なんですよね。

だから私は、土地を求め、そして、時限立法だが諮問委員会としての調査委員会もでき、そして組織立った議論もあり、方向性が今、出つつある。そこをさらにぐっと背中を押すには一定の方向性を漫画にするなり、それを手助けする調査費が今いよいよ必要だという認識をしております。ぜひこれも読んでいただくなりして、予算的対応を改めて求めたいと思うのですが。

#### ○清水副市長

いずれにいたしましても、教育委員会のサイドで今、御質問者がおっしゃるような形で一定のそういう具体的なそういうものを示す中で予算が要求されてくると思いますので、そこでしっかり議論をしたいと思います。

ただ、その中身が余り大きな投資をしないとか、そういうのが結果的にそういうふうになれば、またこれは別のレベルで長期計画というようなことになるわけですけども、その辺も知立市の身の丈に合ったといいますか、そういった中でいろいろ要求していただくと大変いいなというふうに思います。

#### ○高橋委員

誰も過大な投資をしてあそこへ遺跡公園つくるなんてことは、誰も言ってないですよ。ここでもそんなこと誰も言ってないですよ。私も言ってないです。

だから、それはイメージだけがひとり走りして、余り投資したくないと。要するに箱物をつくりたくないという流れの中で、私、さっき申し上げたユネスコはいいと思うけど、それ以前の先人の歩みについては大きなものはだめだということでは、知立市の文化と歴史というものをほんとに継承されているのかどうか、ちょっと疑問になるんですよ。だから、教育長おわかりになったと思うんですけど、今どえらい落差がある、認識に。そのことをしっかり受けとめていただいて、年度内の補正も含めて、しっかりと対応をしていただきたい。私、発言する機会があれば、引き続きこ



ちっと委員名も出してほしい。

○文化課長

今の名前の件は、その委員会だけではなくてほかにも各種委員会がありまして、ホームページへ搭載をしておるんですが、その中で、名前が出ておるものと出てないものがある、出てないものにするんだというような方針を聞き及んだので、名前をないほうにする、委員と事務局みたいな格好ですね、そういうふうに聞きましたので、委員の名前を取ってくださいということを私は指示をしました。

したがって、今、文化関係のものは、たしか図書館の会議は名前が出てますけど、あとのものは全て委員に今変わってると思います。それは出てたほうがいいということであれば、再度ほかの部局とのことも見ながら再度修正をさせていただきます。

最初のほうの年4回のことでございますが、今申し上げました、ことしはPRと事務局が積極的に図面を展開していきたいという、図面とはいえるか、漫画になります、回数は4回を目標にしてやっていきたいと思いますが、進捗によるかと思えます。

○田中健委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時09分

---

再開 午後7時18分

○田中健委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

基本設計に向けて、ただいまの議論をしっかりと踏まえて、より一層の御努力、市長部局には調査費の計上ということを重ねてお願いしておきたいと思えます。

議事録の件ですけども、平成24年11月6日の議事録、これには全部委員の名前が付して発言内容があります。とてもわかりやすいし、イメージがね。ところが平成25年7月17日の議事録は、委員、委員ですね、委員長というのもありますけども。

これは委員の名前を議事録に載せないということは、今、文化課長はそういうもので統一されたというふうにおっしゃったんですが、そういうことになっておるんですか。

○文化課長

少し補足させていただきますと、統一というのは文化課の中でという意味でありまして、私が赴任したときに2つありましたので、どっちかという話をしたところ、名前が出ることによって、その委員の闊達な意見交換ができなくなるような御指摘で聞きましたので、私は文化課の出しているものは全てそうしたということでございます。

○高橋委員

午前中の審議がありましたように、これ、いわば附属機関ですよ。どういうふうにしたらよろしいですかという。そこで委員委嘱して、これも6,800円、これは報償なんだけど、6,800円だと思うんですが、お金もらわれて発言されている。いい発言というか、自信を持って発言をされているのに名前が付されないと。例えば、ここでも高橋憲二がこういう発言をしとる。石川委員がさっきああいう発言された。これはみんな委員でくられた日には、私はもたんですよ。石川委員がいいとか悪いとかいうんじゃなく、高橋憲二の個性とキャラでやってるわけですから、質問を。石川委員は石川委員のキャラと質問をやってみえるわけですから、それは石川何がし、高橋何がしと書いてもらわなきゃ、そんな失礼な議事録はありませんよ。私は、それぐらいの決意で委員発言されていると思うんですよ。

ところが、名前を付したら自由な論議ができないということですか。ちょっと委員を甘く見てみえるんじゃないですか。失礼ですけども。文化課はそういう統一したやり方でやっているということですが、教育部長、そんなことでよろしいですか。

○教育部長

今回の私も3つの議事録のほうは、今年度のはもちろん自分が入ってからなんですから確認しておったんですが、名前を入れておるか入ってな

いかということを全然私もうっかり気づきませんでした。

今、文化課長がこういった答弁をしましたが、高橋委員のおっしゃること、十分わかります。今後については、名前を付した議事録を作成するように指示いたします。

○高橋委員

かつて教育委員会議事録を問題にしたことがありましたが、教育委員会議事録も名前が省略されていましたよね、たしか。あれは今でもそういう立場で踏襲されているんですか。

○教育庶務課長

現在は名前を付して議事録のほうを公開させていただいております。

○高橋委員

所管によってばらばらということなんです、名前を付すほうが議事録の信憑性はより高いというぐあいに思います。また、そういうものをちゃんと感じて発言できる人を選任するというのが私は選任基準だと思います。名前が出たら言いたいことが言えんという委員では、これはほんとに市民の付託には応えられない。これがやっぱりほんとのところではないかと思います。文化課長、よろしいですか、そういうことで。訂正してくださいよ。

○文化課長

委員にもいろんな方がいらっしゃると思いますので、議員のようにそれを職業とされている方もあると思いますが、確かに御指摘の点はございますので、今後その方向で考えていきたいと思えます。

○高橋委員

よそのところは、大変恐縮ですが、一般論になりますが、議事録の委員の名称についてはどうなっているんですか。皆さん、名前が付されているんですか。どうですか、そこをちょっと確認してください。付されていないところがあったら挙手して述べてください。

答弁がないので名前が付されているというふうに理解をいたします。よろしいですね。

次にまいります。

先ほど南中学校の大規模改修の件が議論になりました。必要な手だてを打って延命を図るというのは、とても重要なことだと思うんですが、なぜ南中学校なのかということが私、疑問ですよ。市内10校のうち、南中学校が最も新しい建物ですよ。部分的に校舎を大改修したという例はないわけじゃありませんけども、たしか30年、先日30年記念式典、伊藤校長先生のときだったですか、永田委員が議長、あなた挨拶してくれましたがね、30周年。だから指折り数えて2年ぐらい前ですよ。だから32年ぐらいのもですよ。何でこれで今、大規模改修なのかという疑問が起こるんです。お話によれば、コンクリートは劣化して、アルカリが中和してきて鉄筋を包み込めなくなっていると、こういう話なんです、32年でそんなことが起きたんでは、たまったものじゃないなというのが私の実感ですが、なぜ南中学校なんですか。

○教育庶務課長

原因につきましては、ほかの学校と比較しているいろいろな建っている環境ですとかそういったものもあるというふうに伺いました、その調査の業者からは。

あと、そのときのコンクリートの材質ですとかいろいろなことがあると思うんですけども、ただ、今30年目で行うというのは、やっぱり塗装とかで保護をするんですけども、そういったものがちゃんとそれもやっぱり賞味期限というか、もつ期限があるんですけど、そういったものが予算措置をされてこれまで手を入れてきていけば、この30年で最初やっていかなくても済んだのかなというのがありますし、ただ、建築年度が比較的新しいところで中性化が進んでいた原因というのは、はっきりと今のところはわかっておりません。

○高橋委員

私、そのところがひとつきちっとされるべきではないのかなという思いがあるんですね。巨額なお金を投ずるわけですから、何で一番新しい学校でこんなことなのと。北校舎もやると。南も北もやると。包み込めなくなっている、劣化してい

ると。やがて劣化するという。知立小学校はどうかでしょうかと。あるいは南小学校は昭和54年の開校ですよ。南中学校よりもさらに数年前に開校しています。ここは大規模改修の日程にあがっていない。やがてやらないかんかもしれんけど、今はあがっていない。なぜ南中学校なのかと、ここなんですよね、はっきりさせてほしいのはね。

かつて東小学校で1列切り取ったことがあるじゃないですか。1列という言い方おかしいけど、4階建てか3階建てか、1校舎。これはなぜかといったら、コンクリートがずくずくだったと。だから、これはもたんの、補強してももうだめだから切り取りましょうといって切除したんですよ。このときにどういう完了検査だったんだというお尋ねしたところ、その資料ありませんということなので、死んだ子の年を数えるような議論はいけなけれども、これはこれで理事者側としては、なぜ今、南中学校なのかということをしちっとされた上での予算づけでない、私の言うような疑問が出てくると思うんですよ。なぜ南中なのか。最も新しいけども、こういうような理由によってこうなったんだ。その理由はこうなんだというわかる範囲ではね、やっぱり明らかにして、だから今、大規模改修でこれだけのお金を使うんですよというのがセットで説明責任を果たされないと、やってもらうのは結構ですよ。やってもらわないかんけども、そこが足りないんじゃないかなというふうに思うので、改めて答弁を求めたい。

#### ○教育庶務課長

建設のほうを行う場合に、ある一定の基準がありまして、もちろんコンクリートの材質ですとか、強度ですとか、そういったものは試験を行ってクリアして検査を終了して今、存在しているというふうに考えられます。

ですので、今の状態で判断をして、傷んでいるところは入れていくというところで今、行っていくしかないのではないかとこのように考えます。

#### ○高橋委員

それは傷んでいるから手直しをせないかんこと

はね、それ以降は私も同意します。そのとおりだと思います。

ただ、かつては高度経済成長ではないですよ、南中はね。例えばテストピースの強度をどうやってはかるか。テストピースに取られるときだけかなり純度の高いコンクリートを詰めてくるけども、ミキサーにね。そうでないときには、かなりずくずくのものを入れるというようなね、そういうことも業界関係者からも漏れ承る機会もあるわけですが、私の視点は解明できないかもしれんけども、それは市教委、1つ大事な命題としてしっかり受けとめてもらわないといけないということは申し上げておきたいと思います。教育長の見解を承りたい。

もう一つ、時間の関係で、さっき天井の問題で学校体育館のトラス工法の体育館ですね、非構造部材について平成26年度で調査したいというような趣旨のことがありましたが、私の記憶では非構造部材は既に調査済みで、必要な手は打たれていると、トラスの体育館ね。水銀灯だとかいろんなものがつり下がっていますが、非構造部材ですね。あれが落ちてきたら、たまらんと。だから、それは既に調べて手を打ってますというのが前教育部長のときに本会議でもやりとりされて、それはもう私は手が入って対策済みだという理解をしているんですが、きょう、教育庶務課長は、そうではなくて平成26年度に再度調べたいという御答弁なので、私の認識とがらっと違うのでね、そのあたりをひとつ明確にしてもらいたい。教育長からお願いします。

#### ○川合教育長

一番新しい南中学校の検査をしてみたら、劣化が進んでいるということなので、一番最初に手を打っていかうということで決めたわけですけども、その劣化の原因はと言われると、なかなか教育委員会で究明というのは難しいかなということを思います。

#### ○教育庶務課長

その以前の教育部長のときは、6メートル以上かつ200平方メートル以上という枠組みが1つご

ございました。それで知立市のほうは該当ありませんということでお答えをしていた経緯があります。

それから、点検につきましては、ここ数年で文科省のほうから点検を行ってくださいということが通知のほうはいただいておりますが、その内容につきまして、当初はまず一般の学校の職員の方等で目視で見た状態で見て報告をしてくださいというふうにだったんですけど、だんだんその精度も上がってまいりまして、今は一定の例えば天井と壁とのすき間がどのぐらいあるかを見なさいですとか、そういったものが具体的にまいりましたので、今の示された点検の項目に従って再調査をしたいというふうに考えております。

○高橋委員

知立市の小・中学校は、基本的に耐震補強が済んだと、前倒しでやっていただきました。体育館についても手を入れていただいたと。古い体育館はあるけども、耐震の強度に耐えられない体育館はないということですね。

ただ、そのときに問題になったのは、非構造部材についてはどうなんだと。ぶら下がっているのが落ちてきたら、これはかなわんじゃないかと。いくら側に強度があっても、ぶら下がっているのが落ちてきてはいかんよと。非構造部材についてはどうだという議論があって、それも対応してまずという答弁でしたが、今の話では、それはそういうことだっただろうけども、より厳格になったんだと、非構造部材の調査項目がということなので、平成26年度でやるということですが、予算はどこにあるんですか。

○教育庶務課長

現在、予算のほうは計上しておりません。現在、建設部のほうとその調査を職員のほうで行っていただけないかということで交渉をしております。

○高橋委員

そうすると、内製化するということですか、仕事を職員がやると。今度、1級建築士がやめちゃわれますがね、建設部の。これで予算がないので目視に近い程度の検査ということですか。専門家にお願いしなくてもいいという範囲のものですか。

その程度なら従来のやり方と根本的に違いがないという程度のものでいいですか。

○教育庶務課長

項目もかなり細かく今は示されておりますので、やっぱり建築の知識のある者が見ていく必要があるかと思っております。

○高橋委員

それは内部でやれると、平成26年度ということでもいいですか、ほんとに。

○教育庶務課長

現在は、その折衝中というか、何とか職員のほうでやっていただけないかということで交渉中ですので、またその結果によりまして考えていきたいと思っております。

○高橋委員

なるほど。しかし、調査はするということだと思うんですね。その予算計上しなくても内部でやればね、それは内部でやってもらえばいいけども、諸般の情勢からいくと、ほんとにいいのかなという気持ちが私にはあります。ぜひその点は、しっかり踏まえた上で対応していただきたいというぐあいに申し上げておきたいと思います。

公共施設のあり方につきましては、先ほどもどなたかが若干意見がありましたね。38ページ、39ページに公共施設のあり方検討事業というのが明らかであります。平成25年度には公共施設の保全計画策定委託料ということで1,756万円予算計上されておりますが、これは成果品というのは出てくるんですか。

○企画政策課長

ただいま、まだ調査書のほうは今、最終の取りまとめ中でございまして、今のところ、まだこちらの手元のほうには成果品はございません。まだ報告は致しかねるところです。

○高橋委員

それは、やがて私どものほうにも成果品はいただけるという理解でいいですか。

○企画政策課長

最終的な取りまとめができました暁には御報告させていただきますと思います。

○高橋委員

平成26年度の予算は408万円、これでやるんですが、この概要によれば公共施設白書の作成、敷地情報、劣化情報、利用情報、コスト情報、云々かんぬんでやっていきたいということなので、これは実態調査されるということですが、平成27年度、これは次年度の方向ですが、公共施設白書データをもとに継続、改善、見直し、廃止に振り分けると、こういうふうになってます。この作業をどなたがやるかというのは問題だと思うんですね。これは、どなたがやるんですか。今の流れは委託という流れですが、委託して継続、改善、見直し、廃止の振り分けをやるということでしょうか、方向性として。

○企画部長

この判断を誰がするかという、ちょっとはっきり私もイメージできないんですが、委員会もつくると思うんですが、その前年度にコストの分析だとか市民意識調査ということで、ある程度、判定の材料となる数値的データもそろえておいた上で判定ということをさせていただきたいと思いますが、その判定員が誰かということは、ちょっとまだ私どももイメージできてないということです。

○高橋委員

総務省は、保全計画に当たっての指針というものをもとめました。これは、ことしの1月24日にまとめまして、長期的視野をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化とともに公共施設の適正配置を実現するんだというようなことを言っておられます。

その総論的な方向については、私もやっていかないかと思うんですが、問題は、統廃合や廃止、さっき企画部長が答弁されましたが、地方財政法を変えましてね、除却の場合でも地方債をつけるということになったというわけですよ。地方債というのは除却は物を壊すわけですから、物をつくる時には地方債、学校でも何でもね、壊すのにもつきますよというんですよ、75%の充当率だと。つまり、行政がスクラップする財政的支援をしよ

うというわけです。

私は、一つ間違えると効率化と財政的議論から始まると、スクラップのほうが金がかからんわけだし、維持費楽なんだから、スクラップ、スクラップと、極端なことを言うよね。本会議でも既にどこかと東小学校合併しなきゃいかんじゃないかみたいなのがった御意見を言われた議員があったんですが、これは住民の生活圏、あるいはそこにただよっている文化や歴史、そして人々のきずな、こうしたものによって今の公共施設成り立っておるわけですから、利用の状況を調査されることはいいと思うんですが、最終的にそれは民主主義のレベルというか、民主主義のあり方の問題にかかわってくると思うんです。ほんとにこの統廃合が財政的に必要であるとすれば、十分そこはかんかんがくがくの議論をやればいいと思うんです。だけど、平成27年にさらっとこう書いてあると、誰かがどこかで、あるいはコンサルが標準的な方程式でスケールを当ててね、これは必要ない、必要ない。知立市は標準的な財政規模と人口からいくと、この程度の過剰な公共施設があるんだみたいな話になって、そしてビルドが始まると。住民が十分参加しないうちに何か事が決まってくると。そんなふうにはならないと思うんですが、その分水嶺が私はこの公共施設の保全という流れの中にはあると思うんですよ。

私、鶴ヶ島市という埼玉県の市へお邪魔して行政視察させていただきました。真剣まんげんに住民と向かい合うと言っておりました。総論で大いに議論して住民の皆さんの御理解が得られるのか、あるいはその施設をやめるかわりに、どういう代替施設をつくれば、それは需要に満たされるのか、こういう真剣まんげんな議論が今やられていると、これからやろうとしていると、そういう構えの話をお聞かせしてもらったんですが、平成27年度つらつらと書いてある。平成26年は白書をつくるという過程ですから、調査、検討だからあれなんです、平成27年になると仕分けが始まると。ここはどなたがどういう形でやるのか、民主主義の熟度にかかわる問題だと思うんですが、そういう危機感を

持ってね、民主主義の熟度の問題と住民自治の視点、まちづくりの大原則という視点から私は掘り下げなきゃいかん問題だと思うんですが、この辺の決意はよろしいですか。

#### ○企画部長

高橋委員おっしゃるとおりだと思います。なかなか一回つくった施設、愛され続けてきた施設でございまして、早々に廃止というレッテルというのは張れないと思っております。稼働率が悪くて利用率も悪い、これ要らないんじゃないかという意見があるような建物があるかもしれません。でも、それに対しても、やはり30年後、40年後建てかえはないでしょうと、そういうレッテルを張って必要最低限の保全しましょうと。今やっているのは、寿命を延ばすための予防保全をやっていますので、そういう保全までいなくても多少の修繕をしながら安楽死させるような建物もあるかもしれません。そういう仕分けは私どもとかコンサルが一方的にやるわけじゃなくて、やっぱり市民の意見も聞きながら、これは大変難しい作業になると思いますけども、その前にその白書である程度データの整理をさせていただいて、平成27年度、例えばの話をしては申しわけないんですけど、野外センターをどうするのかとか、そういう議論のネタはあると思いますので、それを市民の前に諮っていききたいなと思っております。

#### ○高橋委員

私は、住民自治に基づくまちづくりを徹底するという視点で議論をするということを忘れずと、これは大変問題な話だと。政府は除却結構ですよとって地方財政法を変えて起債も認めましょうと、こういう既に布石も外堀も埋めていらっしゃるようなので、今申し上げたような視点で、しっかりと住民の声を聞くということを大原則に対応するということが間違いない事実だというふうに思いますので、改めて強調しておきたいと思います。

それで、そういう流れの中で、今出てるのは、知立市ではそんな施設を持つ必要はないが、お隣の刈谷市で持てば、隣同志の自治体なので互換性

があるんじゃないかみたいな話、その具体的な内容でいうと定住自立圏ということもその流れの中に入っている、そういう流れの中で生まれてきた発想だと私は理解しておるんですね。だから、それはうまいところについては大いに利用すればいいと思うんですよ、活用すれば。

ただ、定住自立圏で私、一言申し上げておきたいのは、本会議でもちょっとあったんですが、刈谷総合病院と市内の診療所がオンラインでアクセスされたところ、なぜ更生病院とオンラインがないのと、こういうことですよ。更生病院は安城市と定住自立圏で知立市が組めば、それは更生病院とのオンラインもできるだろうということになるんだけど、医療機関は患者が選べるという大原則に立ちますと、総合的病院とはいえ、お客様の取り込みみたいな形にも映るんですよ、これ。だから、刈谷総合病院ならばオンラインでいけるから、あなた、どっちでもよければ刈谷総合病院でどうですかと、こういう呼び込みに行政が定住自立圏ということで加担していくと。更生病院にも同じようなシステムができておれば、これは全然問題ないし、よろしいと思うんですが、そういう行政が取る定住自立圏というところで特定の自治体との役割分担をするということによって、結果的にそういう不公平といいますかね、何かわかりにくい現実が生まれてきているということについては、私は配慮しないとまずいかなという思いがあるんですが、これはどういうふうに思われますか。

#### ○企画部長

定住自立圏におきましては、国が考えておる定住自立圏とはちょっと形が違うんですね。お互いフルセットで施設持ってる同士の市でございまして、公共施設をつくらんでもいいとか、進んだ面では特別支援学校整備事業を刈谷市がやられるという、これは知立市にとってプラスだと思います。

病診連携も、やはりこれは中心市対知立市ですので、刈谷総合病院がネットワークを整備される、それはそれでその整備しか定住自立圏の関係では

できないわけです。でも、その面では進んだわけ  
です。これにとっては知立市民にとってはメリッ  
トかと思えますけど、その定住自立圏を利用して  
更生病院とはできないわけですので、これはまた  
別のところで碧海5市という広域行政圏のくくり  
もありますので、そこでできるかどうかですけど、  
定住自立圏とは別のところで論議していきたいと  
思っております。

○高橋委員

だから、それはそういう論議だけでも、定住自  
立圏のある断面から見ると、特定病院にお客さん  
を囲い込むような、結果として利便性がそこだけ  
うまくいくことによって、同じ格の更生病院にも  
行きたいけども診療所は更生病院とはアクセスが  
ないよと。カルテの交換もないよということにな  
れば、ほんとは行きたいけども刈谷総合病院かな  
と、こういう結果的にお客様の囲い込みみたいな、  
言葉悪いけども、定住自立圏が親の自治体と子の  
自治体という関係から、そういうものが生まれる  
ということも現実的にあるので、そこは更生病院  
とどうしたらいいのかというこれは別なテーマな  
んだけど、そこは定住自立圏と市民サービスとい  
うものについてはよく精査して、アンバランスの  
ないようにしないと市民から小言が出たり、行政  
の公平性を欠くというような事態にもなるので、  
一つ問題提起として、きょうは述べさせていた  
だいているわけで、そこはそういう対応をしても  
らう必要があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、ちょっと今出ました特別支援教室学校、  
竹中刈谷市長が小垣江東小学校ですか、学校の一  
部を利用して教室ではなくて特定支援学校を数年  
後、開設したいと。知立市も頑張っていたいて、  
肢体不自由児も今後対応してもらおうということで  
頑張っていたいた。それはそれで、とてもいい  
わけですが、定住自立圏でこれをやるということ  
は、とてもいいことだと思うんですね。この状況、  
今どうなっているのか、わかれば教えていただき  
たい。

また、愛知県当局の補助も求めたいというニュ  
アンスのことも竹中市長おっしゃっているんです

が、これらについて、どんな状況になっているの  
か、わかればひとつ御紹介いただきたい。

○企画部長

これは2月でしたか、定住自立圏の会議がござ  
いまして、そのときに私たち初めてこれを知らさ  
れたという段階です。刈谷市では12月議会からこ  
の話が出ておったそうなんですけども、正式に聞いた  
のは、そのときでございました。

新聞発表以外のデータは私らも持っておりませ  
んけど、一応平成26年度当初予算でこの特別支援  
学校整備事業の基本計画を計上されたと聞いてお  
ります。平成30年オープンという予定までは聞いて  
おりますけども、詳しい内容的なところについ  
ては、ちょっと聞き及んでおりません。

○高橋委員

定住自立圏の講演会があったときに、いつだっ  
たか忘れたんですが、冒頭に竹中市長が、刈谷城  
の480年とあわせてこのことをおっしゃったんじ  
ゃないですかね。私たち、そこで初めて聞いて、  
そういうことなのかと。それは、ぜひ支援すべき  
だし、応援したいし、早くやるべきだという思い  
を持ったので、それはどうなのかと。それは最終  
的には愛知県の補助制度を受けてやろうという流  
れのようなんですが、それが一体にどうなのかと、  
ここらあたりは林市長にひとつ踏ん張ってもら  
わないかん、連帯責任で頑張ってもらいたいところ  
なんですけど、そのあたり、市長どうですか。それ  
以上の情報はないんですか。

○林市長

今のところ情報としたら、今、企画部長が申し  
上げたとおりでございます。

○高橋委員

ぜひ成就のためにね、御尽力いただきたいとい  
うふうに、そっけない答弁だったんですが、極め  
て実務的な答弁だったんですが、どうですか。

○林市長

当然ながら、知立市民にとってもメリットのあ  
ることですので、刈谷市長と、また、高  
浜市、東浦町の首長と一緒に協力していきたい、  
頑張っていきたいと思っております。

○高橋委員

もう少しお時間いただきたいんですが、さっき町内会の事務員の補助制度についてございましたし、これは関心が高まっております。私どもの新林町も今度の総会、今度の日曜日ですが、規約を変えて事務員を置くようにするという規約改正も提案される予定になっております。これは要綱は既にでき上がっておるわけでしょうか。

○協働推進課長

要綱は、今でき上がったところでございます。

○高橋委員

庁内の補助要綱の中の1項に入ると、こういうことですか。でき上がっておるとすれば、今すぐじゃなくてもいいですが、ぜひ市議会に要綱を御提示いただきたいと思うんですが、どういう種類の要綱になるんですか。

○協働推進課長

要綱としては、単独の要綱を考えております。

○高橋委員

それで、補助を申請する申請書類ですね、これはどういうものを今、予定されているんでしょうか。雇用契約みたいなものも出せということなのか、そこらあたりどうでしょう。

○協働推進課長

交付の申請に当たっては、事業の計画書、予算書ということになっておりますけれども、具体的にはどなたをいつからいつまでの期間雇用したというものと、勤務表というふうなことを考えております。

○高橋委員

ちょっとはっきりせんけども、例えば区長の奥さんが、回覧板を集めたりやるでしょう。区長の奥さんが徹夜で頑張っておると。今度、補助金が出るらしいよと。区長の奥さんというわけにはまいらんかもしれませんが、しかし、固有名詞で登録しなきゃいかんわけですね。3分の2ということがうたってある限り、その人に幾らで契約しておるかということもないと3分の2という逆算はできませんね。限度額が月に1万円ということになるので、結局、雇用契約が要るということですか。

か。

○協働推進課長

基本的に正式な雇用契約までは考えておりませんけれども、3分の1は町内会のほうが負担するということですので、それは申請の際に町内会の承認を得ているということになりますので、どなたを雇っておるかかわからないという状態ではないとは思っております。

○高橋委員

雇う人の名前ははっきりさせないかんですよ、多分。名前を出していただければ常に限度額を支給しますよと、補助金で。年12万円補助しますよと。その人が何時間働いておるかというようなことは余り問いませんよと、こういうことですか。

○協働推進課長

最終的には幾ら賃金としてお支払いしたかという書類は提出をしていただきます。

○高橋委員

そうすると、年度末に実績報告書を出してもらって、4月以降月々こういうふうですよ。年度末の締めで逆算したら12万円になりましたのでということで成果報告書を見て補助金を交付すると、こういうふうになるということですか。

○協働推進課長

今は年度末に支払う予定をしております。

○高橋委員

月々1万円というのが限度額なのか、年間12万円というのが限度額なのか、幾らになるんですか。どういうふうになるんですか。

○協働推進課長

年間12万円だというふうに考えております。

○高橋委員

そうすると、月々均等に3万円以上ないといかんですよ、1万円もらおうと思ったら。1万5,000円あればいいか。月々均等に1万5,000円あれば1万円ずつもらえるけども、そんなことは余り要件にしていないんだと。年間12万円と6万円の関係、18万円あれば出してあげますよと、こういうくみで年度末に渡すという理解でいいですか。

○協働推進課長

月々1万円というふうには考えておらず、年間として考えております。町内会によっては忙しい月とかがあるとは思いますが、そういった雇用状況を考えますと、残り月々というふうに細かく区切ろうとは考えておりません。

○高橋委員

わかりやすい申請をひとつ旨としていただきたいというふうに思います。

西小学校の4年生、現在は少人数学級の対象になっているのでしょうか、学校教育課長どうですか。

西小学校4年生は、現在少人数学級になってますよね。35人で4クラスあります。学校経営案を見ますと、117人だというんですよ。これを35で割りますよね、4年生ですから35人学級ですから。そうしますと3.34になりますので4クラス、こうなるわけでしょう。ここが5年生になるとどうなるんですか。西小の今の4年生、35人学級4クラスですが、5年生になりますね、この4月から。そうなるとうなるんですか。

○学校教育課長

3クラスになります。

○高橋委員

3クラスになるんですよ。西小の4年生の保護者から私、意見いただきました。現在は35人学級で4クラスだと、うちの息子はね。今度5年生になると40人学級ですので3クラスになってしまいます。何とか35人学級を継続して4クラスになりませんかというんですよ。当初予算は、なりませんという回答ですよ。

私、この保護者の御意見聞いて、息子は35人学級で少人数でとても生き生きやっとなるけども、クラスが減ってしまって1クラスの子供が多くなることについて、お母さんが心配されているんです。せっかくいい環境で勉学をしてきたけども、これが40人学級になって、40人学級が劣悪だというふうに言うんじゃないですよ。比較相対論なんだが、40人学級に戻ってしまうことに対して、子供もお母さんも大変寂しい思いというか、つらい思いを

されているんですが、こうした保護者の意見聞かれて、どう思われます。

○学校教育課長

ほんとに4クラスが3クラスに畳まれるということは、大きな違いだと思ってます。今、小学校のことも言われたんですけど、自分のほうは中学校のほうの方が長かったものですから、1年生から2年生になるときにそういう状況になるというのは、それなりの担任をそろえとか、いろいろ苦労します。親にしてみれば、子供たちもそうですが、一番は子供たちですけど、自分が親になったときに、同じような今言われたような心配は必ずあると思います。

○高橋委員

例えば言葉の少しおそい子供とか、あるいは人間関係が上手にできない子供がいますよ。ある人は、そういう子供は多人数の中へ入れたほうが早く順応できるんじゃないかという説があります。これは間違いです。35人学級でも上手に対人関係がとれない子は、40人になったらもっととれなくなるんです。これは学校関係者の共通の意見ですよ。35人学級で人間関係を上手につくれない子は40人にほうり出したら、いろんな人がもっているんだから上手にやれるんじゃないかという説があるけど、これは間違いというふうに、ある教師が私に断言されましたが、そういう理解を私はしているんですが、教育長どうですか。

○川合教育長

その子、その子によって違いますけど、一般的に言えばそういうことだと思います。

○高橋委員

平成26年度政府予算が今、国会で審議されているんですが、少人数学級というのは2011年度から始まりました。35人学級は小学校1年生の分は法定化されましたので、その人数の人間が来ます、先生がね。小2は加配でやってるんですよ。ちょっと1年生、2年生、同じ35人学級ですが、国のシステムは違うんですよ。そして、それ以上の上の子は、あとは地方自治体にお任せしますよと、こうなってるんですね。

知立市は頑張っていたでいて、3年、4年と駒を進めてもらって少人数学級やってもらっている。4年生が5年生になるときに、今、保護者が心配されてる中身を私は紹介しました。

それで私、ちょっと質問で触れたんですが、いじめ対策推進法というのができましたよ。この第18条に何と書いてあるのか。いじめ防止のために国、地方自治体が講ずべき措置、これは第18条に書いてあるんです。何と書いてあるかという、教員、養護教諭、その他の教員の配置をしっかりとするように。つまり、いじめ防止というのは教員の厚い配置等不可分だと。教諭、養護教諭、その他の教員の配置、第18条でいじめ防止の推進の第18条であげているんですね。

つまり、教職員と子供と向き合う時間の保障、このことを法律は求めているんですが、この法律の趣旨について、教育長、どんなふうにお考えですか。

○川合教育長

一人一人に目が届くような子供と向き合う時間が少しでも長くなるようなことというのは、いじめとか不登校の防止につながるというふうには考えています。

○高橋委員

防止につながると考えているのはいいけど、第18条でそのことが重要だということを言っているということは、ひとつしっかり念頭に置いていただきたい。3年生以降は地方自治体に任ざれると。ここに皆さんの裁量といいますか、政策的な決定権といいますかね、そういうものが存在しているという前提の上で議論をしているわけですね。

もう一つ私、聞かせていただきたいのは、養護教諭保健室指導というのがあるんですね。養護教諭の先生について、現在どういう基準で配置されておるんですか。配置基準がわかったら教えてください。

○学校教育課長

各学校に養護教諭は1人配置です。ただし、今、知立小学校は2人配置になっております。これは

人数が851人以上だと2人配置になります。

以上です。

○高橋委員

中学校の生徒801人以上が2人、小学校は851人以上が2人。かつて知立小学校はボーダーラインでね、851人に限りなく近かったけども、これを満たせないということで1名で長いこと耐えておられました。平成25年度の学校経営案によれば855名で養護教諭が2名、西小が809人で1名。これは中島牧子議員が外国人の子供の数と加配の国の基準を示して議論しましたけども、同じようなことが、いじめ防止法推進の中では養護教諭、教員の配置をしっかりと向き合う時間を大事にしてほしいと、そのことが法で明らかになっているんですが、この配置基準が相変わらず変わらないんですね。

したがって、855人の知小は2人配置されているが809人の西小は1人しか配置されていない。知小で2人、西小で1人、しかもお互いに800人台と。こういうことについては、市教委が独自に加配していただければ、これは自治体の独自の裁量で解決するんですが、そうでなければこの基準を改善するような動きをしていただかないと、このいじめ基本法防止推進法の第18条が、そうはいっても担保できないということになるんですが、教育長どうのお考えでしょうか。

○川合教育長

養護教諭の仕事も子供たちのけがの手当とかそういうことだけではなくて、今の心のちょっと病んでいる子供たちの相談相手になるだとか、不登校の子供たちへの支援をするだとか、いろんなことで養護教諭の仕事そのものもふえているので、できるだけ少ない人数、あるいは多いところには複数配置というのは現場の強い声だと思います。

これまで少人数学級とか、あるいはサポート教員だとか、いろんな形で議会の御理解をいただきながら少しでもそういったことが環境が整うようなことを進めてきましたけれども、今後、養護教諭ということも複数配置も市単でというものができるかどうか、ほかのほうの学校現場はいろんな

ところで人手がほしいというのが現状だと思うので、そういうことも考えながら1つの視点としては必要なと思います。

○高橋委員

林市長ね、平成26年度予算では35人学級、小学校5年生、6年生、実現しませんでした。そのくんだり、私、本会議でもやらせていただきました。私は、ここは林市長の教育にかけるあなたの決意にひとえにかかっていると。確かにお金がかかることは事実ですが、ぜひそこは前に進めて、いじめ対策の柱でもあり、なおかつ私は先ほど紹介した保護者の切なる思い、この思いを具現化するかどうかは市の教育委員会と林市長の予算編成権にかかっているということを改めて痛感するんですが、5年生、6年生、早急に35人学級に移行していただきたいと思うんですが、もう一度、市長の答弁求めます。

○林市長

35人学級は、今、るる高橋委員がおっしゃられたように、非常に子供たちにとっていいことだというふうに思っております。

再三申し上げているんですけれども、秋田県が学力がずっとナンバーワンだった一つの理由も少人数学級だったというふうに報道されております。また、知立市で行われている、むすびあい教室ございます。通常学校に行けない子が行くところ、ほんとに伸び伸びと楽しんで学んでいらっしゃる、その大きな理由の一つが、やはり少人数でやってくるわけでありまして。先生が子供たちにしっかりと向き合っている、そんなことでむすびあい教室に通っていらっしゃる子供たちが生き生きとされている、こういったことも少人数学級の一つの効果かなと思っております。

なかなかすぐに5、6年生といくことは難しいかなと思いますけれども、少しでも前に進むように頑張っていきたいと。また、議会の御理解をいただきながら努力していきたいと思っております。

○高橋委員

私どもは、とりあえず5年生でどうかとって提案したことがあります。教育長は、何をおっし

やってるんですか、5、6年生一気にいくんだと。力強い答弁で、私も圧倒されて、それなら結構な話じゃないかと。ふたを開けたら、オール・オア・ナッシングと、こういう結論ですよ。これはちょっとまずいじゃないのと。とりあえずお金がなければ5年生で6年生と階段をのぼるように上がってもらうのも堅実な現実的な方法ではないのかと。私たちは、知立市の財政力から見て、余り大きな要求してもいかんので、5年生でどうだと言うたら、いやいや、6年生までいきましようとおっしゃるから、あつけにとられたんですが、しかし、予算はゼロと。

私は、これはちょっと裏切り過ぎになるんですよ。だから、1年ずつでも結構ですから堅実に少人数学級を進めてもらいたいというふうに思うんですが、もう一度、教育長の見解を求めます。

○川合教育長

希望としては小学校全学年が少人数学級という熱い思いはありましたけども、いろんな条件の中で今回は断念をしましたが、やはり前に一歩ずつ拡大の方向で今後も努力し、また、御理解をいただきたいと考えております。

○高橋委員

背中を押させてもらいますので、林市長、頑張ってくださいよ。言葉巧みに、あなた、するっと逃げるといふそういう習性を私は率直に感じないわけではありません。ぜひ真正面から受けとめて対応していただきたい。

時間がきていますので、最後にさせていただきたいというふうに思うんですけども、ことし、小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力テストが行われるというふうに理解していますが、そういう理解でよろしいですか。

○学校教育課長

行われます。

○高橋委員

たしか4月22日、間もなくですが、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学、平成26年度は2教科、その次は3教科になるようですが、2教科で行われるというふうに理解していますが、そう

いう理解でいいですか。

○学校教育課長

そのように行われます。

○高橋委員

聞きたいのは、ことしの全国学力テストから市町村学校名を明らかにした成績の公表が可能になったと。しなくてもいいですよ。物議醸し出して静岡県知事でしたか、市教委、県教委の意思をけて公表したという事件がありましたね。これは教育委員会のあり方と首長の関係について本会議でやりました。内政干渉じゃないかということをやったんですが、成績発表が可能になったという理解を私はしているんですが、そういう理解でいいですか。

○学校教育課長

自分のほうもそういうふうが可能になったということは聞いております。市としての取り組みとしては、今まで同様にいくということ今のところ内部では確認しております。

○高橋委員

次の質問の答弁もしていただいたんですが、可能になったが、できる規定ですよ。知立市の市教委としては従来どおり公表しないと。従来どおりというのは公表しないということだと思うんですが、この方向でいくんだということで内部確認しているということでもいいですか。

○学校教育課長

自分のほうは、そういうふう認識しています。

○高橋委員

教育長、それでよろしいですか。

○川合教育長

私もそのように考えておりますし、愛知県自体も県知事の声明もありましたように、愛知県としては必要ないと、あるいは逆に、発表することがいい結果を呼ばないという今は判断をしております。

○高橋委員

私と同様な意見です。

異常な競争教育は、決して子供たちにとってプラスではない。東小学校の習熟度別の3クラス分

けですか、その子供たちの目線に立って、その子供たちが習熟できるように、よくわかるような配慮をしながら階段を一つずつ上がっていただく、これが教育だと思うんです。結果的にいい成績の場合もあれば成績がふるわない場合もあっていいと思うんですね、それはやむを得ない措置として。だけど、みんなが少しずつ学ぶ喜びを感じ、そして学ぶ中で成長していくということが非常に大事なことなので、結果だけを公表して、その結果評価し合うと。これはやっぱり競争主義の過熱化ということにつながって、教育本来の求めている地道だけでも一人一人が基礎学力をつけながら成長していくというね、このこととはベクトルが必ずしも同じではないというふうに私は感じますので、ぜひ愛知県もそういうことであれば、なお心強いわけですが、そういう方向で頑張っていただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

以上で結構です。

○田中健委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手多数です。したがって、議案第24号 平成

26年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成26年度知立市土地取得特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号について、挙手により採決します。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第27号 平成26年度知立市土地取得特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号について、挙手により採決します。

議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第31号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第7号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号について、挙手により採決します。

議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中健委員長

挙手全員です。したがって、議案第33号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき

ましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中健委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後8時24分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 26年 8月 12日

知立市議会企画文教委員会

委員長 田 中 健